

# 建築工事標準単価積算基準

## 【新旧対照表】

令和5年10月版

静岡県

改正後	改正前
<p><b>第1編 総 則</b></p> <p>1 基本的事項 この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>2 単価及び価格の算定 単価及び価格の算定については次による。</p> <p>(1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。</p> <p>(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。</p> <p>イ. 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ロ. 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価（静岡県）」による。ただし、<b>所定労働</b>時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。</p> <p>ハ. 機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ニ. 仮設材費 仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。</p> <p>ホ. その他 「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表2参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。</p> <p>(3) 市場単価 市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</p>	<p><b>第1編 総 則</b></p> <p>1 基本的事項 この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。</p> <p>2 単価及び価格の算定 単価及び価格の算定については次による。</p> <p>(1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。</p> <p>(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。</p> <p>イ. 材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ロ. 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価（静岡県）」による。ただし、<b>基準作業</b>時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。</p> <p>ハ. 機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。</p> <p>ニ. 仮設材費 仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。</p> <p>ホ. その他 「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表2参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。</p> <p>(3) 市場単価 市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第2編～第4編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</p>

建築工事標準単価積算基準

第1編 総則

改正後

改正前

表3-1-3 機械設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
機	各種配管工事	20～30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管 <b>附属品</b>	19～27%	労	弁、伸縮継手、熱媒トラップ、 水栓、排水金具、許容器等
械	保温工事	18～26%	材、労、雑	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
設	機器搬入	20～30%	労、雑	
	総合調整	20～30%	労	
備	空調調和機器	19～27%	労	ボイラー、冷凍機、空調調和機、 ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16～24%	材、労、雑	
工	ダクト <b>附属品</b>	19～27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー等
	ダクト <b>附属品</b> (たわみ継手)	18～26%	材、労	
事	自動制御設備	19～27%	労	労務費には自動制御機器調整費を 含む
	衛生器具	20～30%	労	
	衛生機器	19～27%	労	タンク、ポンプ、昇降器具、 浴槽等、消火器具等
	樹	19～27%	労	たぬ群、インバート群、弁群等
	撤去	20～30%	労	
	配管分岐・切断	20～30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	
	ダクト端部閉塞	16～24%	材、労	
	インバート改修	19～27%	労	

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表3-1-3 機械設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
機	各種配管工事	20～30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管 <b>附属品</b>	19～27%	労	弁、伸縮継手、熱媒トラップ、 水栓、排水金具、許容器等
械	保温工事	18～26%	材、労、雑	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
設	機器搬入	20～30%	労、雑	
	総合調整	20～30%	労	
備	空調調和機器	19～27%	労	ボイラー、冷凍機、空調調和機、 ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16～24%	材、労、雑	
工	ダクト <b>附属品</b>	19～27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー等
	ダクト <b>附属品</b> (たわみ継手)	18～26%	材、労	
事	自動制御設備	19～27%	労	労務費には自動制御機器調整費を 含む
	衛生器具	20～30%	労	
	衛生機器	19～27%	労	タンク、ポンプ、昇降器具、 浴槽等、消火器具等
	樹	19～27%	労	たぬ群、インバート群、弁群等
	撤去	20～30%	労	
	配管分岐・切断	20～30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	
	ダクト端部閉塞	16～24%	材、労	
	インバート改修	19～27%	労	

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

改正後

改正前

第6節 型 枠

第6節 型 枠

1 一般事項

1 一般事項

- (1) 表A1-6-1、表A1-6-2の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表A1-6-3の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 型枠材の運搬費は往復とし、運搬距離は30km程度（片道）を標準とする。
- (5) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

- (1) 表A1-6-1、表A1-6-2の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表A1-6-3の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 型枠材の運搬費は往復とし、運搬距離は30km程度（片道）を標準とする。
- (5) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
建築構造物等のコンクリート打放し仕上げにおける打放し面補修及び型枠目地棒に適用する。

- (1) 適用条件及び留意事項  
建築構造物等のコンクリート打放し仕上げにおける打放し面補修及び型枠目地棒に適用する。

(2) 細目工種

(2) 細目工種

表 A1 - 6 - 1

表 A1 - 6 - 1

打放し面補修 (1㎡当たり)						
名称	摘要	単位	A種	B種	C種	備考
			コーン処理	部分目地いばらい コーン処理共	全面目地いばらい	
左官		人	0.015	0.025	0.02	
その他		式	1	1	1	

打放し面補修 (1㎡当たり)						
名称	摘要	単位	A種	B種	C種	備考
			コーン処理	部分目地いばらい コーン処理共	全面目地いばらい	
特殊作業員		人	0.015	0.025	0.02	
その他		式	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、左官とする。

(注) 1. 「その他」の率対象は、特殊作業員とする。

表 A1 - 6 - 2

表 A1 - 6 - 2

型枠目地棒 (1m当たり)				
名称	摘要	単位	30×30以下	備考
型枠目地材		m	1.05	
型わく工		人	0.007	
その他		式	1	

型枠目地棒 (1m当たり)				
名称	摘要	単位	30×30以下	備考
型枠目地材		m	1.05	
型わく工		人	0.007	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、型枠目地材及び型わく工とする。

(注) 1. 「その他」の率対象は、型枠目地材、型わく工とする。

建築工事標準単価積算基準

第2編 建築工事 第1章 新営工事  
第21節 構内舗装

改正後

改正前

表 A1 -21-10

路盤材締固め (厚さ20cm)		(100㎡当たり)					
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
タンバ運転	60~80kg	日	0.81	0.65	—	—	
振動ローラ運転	2.4~2.8t	日	0.58	0.7	0.85	0.23	
タイヤローラ運転	8~20t	日	—	—	0.082	0.067	
ロードローラ運転	70t以上	日	—	—	0.085	0.069	

表 A1 -21-11

プライムコート散布		(100㎡当たり)		
名称	摘要	単位	プライムコート	備考
アスファルトスプレキ運転	25L/min	日	0.04	
特殊作業員		人	0.07	
普通作業員		人	0.04	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の単対象は、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 A1 -21-12

アスファルト混合物敷きならし (厚さ3cm)		(100㎡当たり)					
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
アスファルトフィニッシュ運転	2.0~4.5m	日	—	0.087	0.076	0.066	
世話役		人	0.3	0.2	0.16	0.12	
特殊作業員		人	0.9	0.94	0.78	0.59	
普通作業員		人	1.7	0.85	0.66	0.46	
その他		式	1	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の単対象は、世話役、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 A1 -21-10

路盤材締固め (厚さ20cm)		(100㎡当たり)					
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
タンバ運転	60~80kg	日	0.81	0.65	—	—	
振動ローラ運転	2.4~2.8t	日	0.58	0.7	0.35	0.23	
タイヤローラ運転	8~20t	日	—	—	0.082	0.067	
ロードローラ運転	70t以上	日	—	—	0.085	0.069	

表 A1 -21-11

プライムコート散布		(100㎡当たり)		
名称	摘要	単位	プライムコート	備考
アスファルトスプレキ運転	25L/min	日	0.04	
特殊作業員		人	0.07	
普通作業員		人	0.04	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の単対象は、特殊作業員、普通作業員とする。

表 A1 -21-12

アスファルト混合物敷きならし (厚さ3cm)		(100㎡当たり)					
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
アスファルトフィニッシュ運転	2.0~4.5m	日	—	0.087	0.076	0.066	
世話役		人	0.3	0.2	0.16	0.12	
特殊作業員		人	0.9	0.94	0.78	0.59	
普通作業員		人	1.7	0.85	0.66	0.46	
その他		式	1	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の単対象は、世話役、特殊作業員及び普通作業員とする。

建築工事標準単価積算基準

第2編 建築工事 第1章 新営工事  
第21節 構内舗装

改正後

改正前

表 A1 -21-13

アスファルト混合物敷きならし (厚さ5cm) (100㎡当たり)							
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
アスファルトフィニッシュ運転	2.0~4.5m	日	—	0.087	0.078	0.066	
世話役		人	0.3	0.2	0.16	0.12	
特殊作業員		人	0.9	0.94	0.78	0.59	
普通作業員		人	2.3	1.09	0.84	0.58	
その他		式	1	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の単対象は、世話役、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 A1 -21-14

アスファルト混合物締固め (100㎡当たり)							
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
タンバ運転	60~80kg	日	0.63	0.5	—	—	
振動ローラ運転	2.4~2.8t	日	0.23	0.28	0.14	0.09	
タイヤローラ運転	8~20t	日	—	—	0.082	0.056	
ロードローラ運転	7t以上10t	日	—	—	0.085	0.068	

表 A1 -21-15

舗装機械運転 (1日当たり)								
機種	規格	機械損料 (供用日)	燃料 (軽油) (L)	燃料 (ガソリン) (L)	運転手 (特殊) (人)	特殊作業員 (人)	その他 (式)	備考
モータグレーダ	油圧式3.1m級	1.57	47.3	—	1.0	—	1	
タンバ	60~80kg	1.33	—	5.0	—	1.0	1	
振動ローラ	2.4~2.8t	1.57	13.7	—	—	1.0	1	
タイヤローラ	8~20t	1.86	30.8	—	1.0	—	1	
ロードローラ	7t以上10t	1.57	33.9	—	1.0	—	1	
アスファルトスプレッシャ	25L/min	1.57	—	3.4	—	—	1	手押し式
アスファルトフィニッシャ	2.0~4.5m	1.75	28.5	—	1.0	—	1	ホイール型

(注) 1. アスファルトスプレシャの運転は、舗設業務により行うものとする。  
2. アスファルトフィニッシャは、加熱用燃料として軽油を1日当たり12L加算する。  
3. 「その他」の単対象は、燃料、運転手(特殊)及び特殊作業員とする。

表 A1 -21-13

アスファルト混合物敷きならし (厚さ5cm) (100㎡当たり)							
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
アスファルトフィニッシュ運転	2.0~4.5m	日	—	0.087	0.076	0.066	
世話役		人	0.3	0.2	0.16	0.12	
特殊作業員		人	0.9	0.94	0.78	0.59	
普通作業員		人	2.3	1.09	0.84	0.58	
その他		式	1	1	1	1	

(注) 1. 「その他」の単対象は、世話役、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 A1 -21-14

アスファルト混合物締固め (100㎡当たり)							
名称	摘要	単位	施工規模				備考
			特に狭い場所	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,500㎡未満	
タンバ運転	60~80kg	日	0.63	0.5	—	—	
振動ローラ運転	2.4~2.8t	日	0.23	0.28	0.14	0.09	
タイヤローラ運転	8~20t	日	—	—	0.082	0.056	
ロードローラ運転	7t以上10t	日	—	—	0.085	0.068	

表 A1 -21-15

舗装機械運転 (1日当たり)								
機種	規格	機械損料 (供用日)	燃料 (軽油) (L)	燃料 (ガソリン) (L)	運転手 (特殊) (人)	特殊作業員 (人)	その他 (式)	備考
モータグレーダ	油圧式3.1m級	1.57	47.3	—	1.0	—	1	
タンバ	60~80kg	1.33	—	5.0	—	1.0	1	
振動ローラ	2.4~2.8t	1.57	13.7	—	—	1.0	1	
タイヤローラ	8~20t	1.86	30.8	—	1.0	—	1	
ロードローラ	7t以上10t	1.57	33.9	—	1.0	—	1	
エンジンスプレッシャ	25L/min	1.57	—	3.4	—	—	1	手押し式
アスファルトフィニッシャ	2.0~4.5m	1.75	28.5	—	1.0	—	1	ホイール型

(注) 1. エンジンスプレッシャの運転は、舗設業務により行うものとする。  
2. アスファルトフィニッシャは、加熱用燃料として軽油を1日当たり12L加算する。  
3. 「その他」の単対象は、燃料、運転手(特殊)及び特殊作業員とする。

# 建築工事標準単価積算基準

# 第3編 電気設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事 1 配管工事

改正後

改正前

## 第3編 電気設備工事

### 第1章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事の積算に適用する。

#### 第1節 共通工事

##### 1 配管工事

###### 1-1 一般事項

- (1) 表E1-1-1-1～表E1-1-1-4の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-1-5の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

###### 1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
金属製可とう電線管、線び類、金属ダクト及びボンディングに適用する。

(2) 細目工種

表 E1-1-1

金属製可とう電線管									
細目	摘要	単位	材料		雑材料	電工 [人]	その他	備考	
			金属製可とう電線管 [m]	付属品					
金属製可とう電線管 (F) (エキスパンション用等)	F17	m	1.10	1式	1式	0.026	1式		
	F24					0.035			
	F30					0.044			
	F38					0.054			
	F50					0.073			
	F63		1.05	0.5					0.099
	F76								0.115
	F83								0.138
									0.154
	F101								

- (注) 1. 労務には、管の切断、曲げ、支持金具類の取付け、管内の清掃及び導通調べを含み、アウトレットボックスの取付けを含まない。  
2. 雑材料には、支持金具類のうち取付金具を含み、別途計上すべき支持材料は含まない。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

## 第3編 電気設備工事

### 第1章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事の積算に適用する。

#### 第1節 共通工事

##### 1 配管工事

###### 1-1 一般事項

- (1) 表E1-1-1-1～表E1-1-1-5の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-1-6の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

###### 1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
~~金属製可とう電線管~~、線び類、金属ダクト・~~金属トラス~~、~~延焼防止処理~~及びボンディングに適用する。

(2) 細目工種

表 E1-1-1

金属製可とう電線管									
細目	摘要	単位	材料		雑材料	電工 [人]	その他	備考	
			金属製可とう電線管 [m]	付属品					
金 属 製 可 とう バ ン シ ョ ン 用 電 線 管 ( F 等 )	F17	m	1.10			0.026	1式		
	F24					0.035			
	F30					0.044			
	F38					0.054			
	F50					0.073			
	F63		1.05	1式(電線管価格×0.5)	1式(材料価格×0.05)				0.099
	F76								0.115
	F83								0.138
									0.154
	F101								

- (注) 1. 労務には、管の切断、曲げ、支持金具類の取付け、管内の清掃及び導通調べを含み、アウトレットボックスの取付けを含まない。  
2. 雑材料には、支持金具類のうち取付金具を含み、別途計上すべき支持材料は含まない。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 1 配管工事 1-2 標準歩掛り(2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-1-2  
金属ダクト

細目	摘要	単位	材 料			電 工	そ の 他	備 考
			金属ダクト [m]	雑 材 料	[人]			
金属ダクト	200mm×100mm	m	1	1式 (材料価格× 0.02)	0.52	1式		
	250mm×100mm		1		0.54			
	300mm×100mm		1		0.56			
	400mm×150mm		1		0.62			
	500mm×150mm		1		0.66			
	500mm×200mm		1		0.68			
	600mm×200mm		1		0.72			
	600mm×250mm		1		0.74			
	600mm×300mm		1		0.76			
	800mm×250mm		1		0.82			
800mm×300mm	1	0.84						
800mm×400mm	1	0.88						

(注) 1. 本表以外の寸法のものについては、[縦(mm) + 横(mm) + 1000] × 0.0004の値をm 当たりの電工の歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-3  
線び類

細目	摘要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			1 種 金属線 び [m]	合 成 樹脂 線 び [m]	ワイヤプロテクタ [m]				
1種金属線び (MM1)	A型 25.4mm×11.5mm	m	1			1式 (材料 価格× 0.02)	0.07	1式	
	B型 40.4mm×20 mm		1				0.08		
合成樹脂線び	24 mm×18 mm	m		1		1式 (材料 価格× 0.02)	0.07	1式	
	35 mm×18 mm			1			0.08		
	60 mm×18 mm			1			0.09		
ワイヤプロテクタ		m			1		0.05		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-2

金属ダクト・金属トラフ

細目	摘要	単位	材 料			電 工	そ の 他	備 考
			金属ダクト・ 金属トラフ [m]	雑 材 料	[人]			
金属ダクト・ 金属トラフ	200mm×100mm	m	1	1式 (材料価格× 0.02)	0.52	1式		
	250mm×100mm		1		0.54			
	300mm×100mm		1		0.56			
	400mm×150mm		1		0.62			
	500mm×150mm		1		0.66			
	500mm×200mm		1		0.68			
	600mm×200mm		1		0.72			
	600mm×250mm		1		0.74			
	600mm×300mm		1		0.76			
	800mm×250mm		1		0.82			
	800mm×300mm		1		0.84			
	800mm×400mm		1		0.88			

(注) 1. 本表以外の寸法のものについては、[縦(mm) + 横(mm) + 1000] × 0.0004の値をm 当たりの電工の歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-3

線び類

細目	摘要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			1 種 金属線 び [m]	合 成 樹脂 線 び [m]	ワイヤプロテクタ [m]				
1種金属線び (MM1)	A型 25.4mm×11.5mm	m	1			1式 (材料価格 ×0.02)	0.07	1式	
	B型 40.4 mm×20 mm		1				0.08		
合成樹脂線び	24 mm×18 mm	m		1		1式 (材料価格 ×0.02)	0.07	1式	
	35 mm×18 mm			1			0.08		
	60 mm×18 mm			1			0.09		
ワイヤプロテクタ		m			1		0.05		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
 第1節 共通工事 1 配管工事 1-2 標準歩掛り(2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-1-4  
ボンディング

細目	摘要	単位	材料		電 工 [人]	そ の 他	備 考
			ラ ジ ア ス ク ラ ン プ [個]	裸 銅 線 [kg]			
電線管 ボンディング	ねじなし電線管	E19		0.008	0.005	1式	
		E25		0.010	0.005		
		E31		0.012	0.006		
		E39	か所	0.014	0.006		
		E51		0.027	0.007		
		E63		0.049	0.007		
		E75		0.100	0.008		
	厚鋼電線管	G16	1	0.008	0.009		
		G22	1	0.010	0.009		
		G28	1	0.012	0.009		
		G36	1	0.014	0.009		
		G42	1	0.027	0.010		
		G54	1	0.049	0.010		
		G70	1	0.100	0.013		
G82	1	0.110	0.016				
G92	1	0.120	0.019				
G104	1	0.130	0.023				

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-4

—延焼防止処理

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
EPS内ラック用(床)	—200mm幅	か所	0.505	1式	
	—300mm幅		0.602		
	—400mm幅		0.699		
	—500mm幅		0.795		
	—600mm幅		0.892		
	—800mm幅		1.09		
	—1000mm幅		1.28		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-5

ボンディング

細目	摘要	単位	材料		電 工 [人]	そ の 他	備 考
			ラ ジ ア ス ク ラ ン プ [個]	裸 銅 線 [kg]			
電線管 ボンディング	ねじなし電線管	E19		0.008	0.005	1式	
		E25		0.010	0.005		
		E31		0.012	0.006		
		E39	か所	0.014	0.006		
		E51		0.027	0.007		
		E63		0.049	0.007		
		E75		0.100	0.008		
	厚鋼電線管	G16	1	0.008	0.009		
		G22	1	0.010	0.009		
		G28	1	0.012	0.009		
		G36	1	0.014	0.009		
		G42	1	0.027	0.010		
		G54	1	0.049	0.010		
		G70	1	0.100	0.013		
G82	1	0.110	0.016				
G92	1	0.120	0.019				
G104	1	0.130	0.023				

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 1 配管工事 1-3 市場単価 (2) 細目工種

改正後

改正前

1-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。
- ロ. 電線管、線び、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。  
なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。
- ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乘じる。
- ニ. はしご形 Z35 溶融亜鉛めっき (350g/m<sup>2</sup>) 製の支持材は同等な溶融亜鉛めっきとする。

(2) 細目工種

表 E1-1-5

細目	摘要	単位	備考
電線管	厚鋼電線管 (G) 隠べい、露出配管	m	
電線管	薄鋼電線管 (C) 隠べい、露出配管	m	
電線管	ねじなし電線管 (E) 隠べい、露出配管	m	
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF 単層) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線び	線び用ジャンクションボックス	個	
線び	線び用コンセントボックス	個	
位置ボックス	金属製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	合成樹脂製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	
プルボックス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (ステンレス製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (硬質ビニル製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	プルボックス用接地端子	個	
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき (100g/m <sup>2</sup> ) 製 焼付け又は粉体塗装仕上げ (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき (100g/m <sup>2</sup> ) 製 焼付け又は粉体塗装仕上げ (2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35溶融亜鉛めっき (350g/m <sup>2</sup> ) 仕上げ (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35溶融亜鉛めっき (350g/m <sup>2</sup> ) 仕上げ (2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 アルミ製 (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 アルミ製 (2段積の2段目)	m	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防火区画貫通処理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防火区画貫通処理	丸形用 (壁、床)	か所	

1-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。
- ロ. 電線管、線び、位置ボックス、プルボックス及びケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。  
なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。
- ハ. プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乘じる。
- ニ. はしご形 Z35 溶融亜鉛めっき (350g/m<sup>2</sup>) 製の支持材は同等な溶融亜鉛めっきとする。

(2) 細目工種

表 E1-1-6

細目	摘要	単位	備考
電線管	厚鋼電線管 (G) 隠べい、露出配管	m	
電線管	薄鋼電線管 (C) 隠べい、露出配管	m	
電線管	ねじなし電線管 (E) 隠べい、露出配管	m	
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF 単層) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線び	線び用ジャンクションボックス	個	
線び	線び用コンセントボックス	個	
位置ボックス	金属製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	合成樹脂製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	
プルボックス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (ステンレス製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	露出形 (硬質ビニル製)	m <sup>2</sup>	
プルボックス	プルボックス用接地端子	個	
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき (100g/m <sup>2</sup> ) 製 焼付け又は粉体塗装仕上げ (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき (100g/m <sup>2</sup> ) 製 焼付け又は粉体塗装仕上げ (2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35溶融亜鉛めっき (350g/m <sup>2</sup> ) 仕上げ (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35溶融亜鉛めっき (350g/m <sup>2</sup> ) 仕上げ (2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 アルミ製 (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 アルミ製 (2段積の2段目)	m	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防火区画貫通処理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防火区画貫通処理	丸形用 (壁、床)	か所	

# 建築工事標準単価積算基準

# 第3編 電気設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事 2 配線工事

改正後

改正前

## 2 配線工事

### 2-1 一般事項

- (1) 表E1-1-1-6～表E1-1-1-25の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-1-26の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

### 2-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 電線・ケーブル類、バスダクト及びブライティングダクト類に適用する。
  - ロ. 各表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。ただし、表E1-1-1-8、表E1-1-1-20～表E1-1-1-22、表E1-1-1-24、表E1-1-1-25は除く。
  - ハ. 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

#### (2) 細目工種

#### 表 E1-1-6

#### 600Vポリエチレンケーブル (EM-CE、CV)

細目	摘要	単位	材 料		電 工				その他	備考
			600Vポリエチレンケーブル [m]	雑材料	[人]					
600Vポリエチレンケーブル	2 mm <sup>2</sup>	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1C	2C	3C	4C	1式	
	3.5 mm <sup>2</sup>				0.010	0.013	0.017	0.020		
	5.5 mm <sup>2</sup>				0.012	0.017	0.021	0.024		
	8 mm <sup>2</sup>				0.016	0.021	0.026	0.030		
	14 mm <sup>2</sup>				0.017	0.023	0.029	0.035		
	22 mm <sup>2</sup>				0.022	0.029	0.037	0.043		
	38 mm <sup>2</sup>				0.029	0.037	0.047	0.056		
	60 mm <sup>2</sup>				0.037	0.050	0.062	0.074		
	100 mm <sup>2</sup>		0.049		0.065	0.082	0.098			
	150 mm <sup>2</sup>		0.067		0.090	0.112	0.134			
	200 mm <sup>2</sup>		0.083		0.110	0.137	0.165			
	250 mm <sup>2</sup>		0.102		0.136	0.170	0.204			
	325 mm <sup>2</sup>		0.117		0.157	0.196	0.235			
			0.149		0.198	0.248	0.297			

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。  
 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 3. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 5. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

## 2 配線工事

### 2-1 一般事項

- (1) 表E1-1-1-7～表E1-1-1-26の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-1-27の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

### 2-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 電線・ケーブル類、バスダクト及びブライティングダクト類に適用する。
  - ロ. 各表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。ただし、表E1-1-1-9、表E1-1-1-21～表E1-1-1-23、表E1-1-1-25、表E1-1-1-26は除く。
  - ハ. 電線・ケーブルの分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

#### (2) 細目工種

#### 表 E1-1-7

#### 600Vポリエチレンケーブル (EM-CE、CV)

細目	摘要	単位	材 料		雑材料	電 工				その他	備考
			600Vポリエチレンケーブル [m]			[人]					
600Vポリエチレンケーブル	2 mm <sup>2</sup>	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1C	2C	3C	4C	1式		
	3.5 mm <sup>2</sup>				0.010	0.013	0.017	0.020			
	5.5 mm <sup>2</sup>				0.012	0.017	0.021	0.024			
	8 mm <sup>2</sup>				0.016	0.021	0.026	0.030			
	14 mm <sup>2</sup>				0.017	0.023	0.029	0.035			
	22 mm <sup>2</sup>				0.022	0.029	0.037	0.043			
	38 mm <sup>2</sup>				0.029	0.037	0.047	0.056			
	60 mm <sup>2</sup>				0.037	0.050	0.062	0.074			
	100 mm <sup>2</sup>		0.049		0.065	0.082	0.098				
	150 mm <sup>2</sup>		0.067		0.090	0.112	0.134				
	200 mm <sup>2</sup>		0.083		0.110	0.137	0.165				
	250 mm <sup>2</sup>		0.102		0.136	0.170	0.204				
	325 mm <sup>2</sup>		0.117		0.157	0.196	0.235				
			0.149		0.198	0.248	0.297				

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。  
 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 3. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 5. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-1-7

高圧架橋ポリエチレンケーブル  
(6kV EM-CE、6kV EM-CET、6kV EM-CE(EF)、6kV EM-CET(EF)、6kV CV、6kV CVT)

細目	摘要	単位	材 料		雑材料	電 工		その他	備考
			高圧架橋ポリエチレンケーブル [m]			[人]			
高圧架橋ポリエチレンケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格×0.03)	1C	3C	1式		
	14 mm <sup>2</sup>				0.019	0.032			
	22 mm <sup>2</sup>				0.024	0.040			
	38 mm <sup>2</sup>				0.031	0.052			
	60 mm <sup>2</sup>				0.041	0.068			
	100 mm <sup>2</sup>				0.054	0.090			
	150 mm <sup>2</sup>				0.074	0.124			
	200 mm <sup>2</sup>				0.091	0.151			
	250 mm <sup>2</sup>				0.112	0.188			
325 mm <sup>2</sup>	0.129	0.216							
					0.164	0.273			

- (注) 1. 3kV EM-CE、3kV EM-CET、3kV CV、3kV CVTにも適用する。  
2. 端末処理は、別途計上する。  
3. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
4. ピット及びピット内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
5. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-8

高圧電力ケーブル端末処理(プレハブ)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			端末処理材料		[人]				
高圧電力ケーブル端末処理	8 mm <sup>2</sup>	か所	1式	1C	3C	3C耐塩	1式		
	14 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	22 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	38 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	60 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	100 mm <sup>2</sup>			0.31	0.52	0.62			
	150 mm <sup>2</sup>			0.39	0.65	0.78			
	200 mm <sup>2</sup>			0.52	0.87	1.04			
			0.60	1.00	1.20				

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-8

高圧架橋ポリエチレンケーブル  
(6kV EM-CE、6kV EM-CET、6kV CV、6kV CVT)

細目	摘要	単位	材 料		雑材料	電 工		その他	備考
			高圧架橋ポリエチレンケーブル [m]			[人]			
高圧架橋ポリエチレンケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格×0.03)	1式	1C	3C	1式	
	14 mm <sup>2</sup>					0.019	0.032		
	22 mm <sup>2</sup>					0.024	0.040		
	38 mm <sup>2</sup>					0.031	0.052		
	60 mm <sup>2</sup>					0.041	0.068		
	100 mm <sup>2</sup>					0.054	0.090		
	150 mm <sup>2</sup>					0.074	0.124		
	200 mm <sup>2</sup>					0.091	0.151		
	250 mm <sup>2</sup>					0.112	0.188		
	325 mm <sup>2</sup>					0.129	0.216		

- (注) 1. 3kV EM-CE、3kV EM-CET、3kV CV、3kV CVTにも適用する。  
2. 端末処理は、別途計上する。  
3. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
4. ピット及びピット内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
5. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-9

高圧電力ケーブル端末処理(プレハブ)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			端末処理材料		[人]				
高圧電力ケーブル端末処理	8 mm <sup>2</sup>	か所	1式	1C	3C	3C耐塩	1式		
	14 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	22 mm <sup>2</sup>			0.11	0.19	0.20			
	38 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	60 mm <sup>2</sup>			0.21	0.35	0.41			
	100 mm <sup>2</sup>			0.31	0.52	0.62			
	150 mm <sup>2</sup>			0.39	0.65	0.78			
	200 mm <sup>2</sup>			0.52	0.87	1.04			
			0.60	1.00	1.20				

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-1-9

高圧耐火ケーブル  
(6kV EM-FP-C、6kV NH-FP-C、6kV FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考
			高圧耐火ケーブル [m]	雑材料			
高圧耐火 ケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格 × 0.03 )	1C	3C	1式
	14 mm <sup>2</sup>				0.023	0.039	
	22 mm <sup>2</sup>				0.029	0.047	
	38 mm <sup>2</sup>				0.036	0.062	
	60 mm <sup>2</sup>				0.050	0.081	
	100 mm <sup>2</sup>				0.064	0.108	
	150 mm <sup>2</sup>				0.088	0.147	
	200 mm <sup>2</sup>				0.109	0.182	
	250 mm <sup>2</sup>				0.134	0.224	
	325 mm <sup>2</sup>				0.154	0.259	
	325 mm <sup>2</sup>				0.197	0.328	

- (注) 1. 端末処理は、別途計上する。  
2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
3. ピット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-10

高圧耐火ケーブル  
(6kV EM-FP-C、6kV NH-FP-C、6kV FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考
			高圧耐火ケーブル [m]	雑材料			
高圧耐火 ケーブル	8 mm <sup>2</sup>	m	1.05	1式 (材料価格 ×0.03)	1C	3C	1式
	14 mm <sup>2</sup>				0.023	0.039	
	22 mm <sup>2</sup>				0.029	0.047	
	38 mm <sup>2</sup>				0.036	0.062	
	60 mm <sup>2</sup>				0.050	0.081	
	100 mm <sup>2</sup>				0.064	0.108	
	150 mm <sup>2</sup>				0.088	0.147	
	200 mm <sup>2</sup>				0.109	0.182	
	250 mm <sup>2</sup>				0.134	0.224	
	325 mm <sup>2</sup>				0.154	0.259	
	325 mm <sup>2</sup>				0.197	0.328	

- (注) 1. 端末処理は、別途計上する。  
2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
3. ピット及びトラフ内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. 波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2 配線工事 2-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-1-10

(ア) 低圧耐火ケーブル 1C~4C  
(EM-FP-C、NH-FP-C、FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工				その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]					
低圧耐火ケーブル	1.2mm <sup>2</sup>	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1C	2C	3C	4C	1式	
	1.6mm <sup>2</sup>				0.012	0.015	0.017	0.021		
	2.0mm <sup>2</sup>				0.013	0.017	0.020	0.024		
	2.6mm <sup>2</sup>				0.015	0.020	0.024	0.030		
	2mm <sup>2</sup>				0.019	0.025	0.030	0.037		
	3.5mm <sup>2</sup>				0.013	0.017	0.020	0.024		
	5.5mm <sup>2</sup>				0.015	0.020	0.024	0.030		
	8mm <sup>2</sup>				0.019	0.025	0.030	0.037		
	14mm <sup>2</sup>				0.021	0.027	0.035	0.042		
	22mm <sup>2</sup>				0.026	0.035	0.043	0.052		
	38mm <sup>2</sup>				0.033	0.045	0.056	0.067		
	60mm <sup>2</sup>				0.045	0.059	0.074	0.089		
	100mm <sup>2</sup>				0.058	0.078	0.098	0.118		
	150mm <sup>2</sup>				0.080	0.108	0.134	0.161		
	200mm <sup>2</sup>				0.099	0.131	0.165	0.198		
	250mm <sup>2</sup>				0.122	0.163	0.204	0.245		
	325mm <sup>2</sup>				0.140	0.188	0.235	0.282		
								0.179		

(イ) 低圧耐火ケーブル 5C~30C  
(EM-FP-C、NH-FP-C、FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工		その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]			
低圧耐火ケーブル	5C	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1.2mm	1.6mm	1式	
	6C				0.024	0.028		
	7C				0.027	0.031		
	8C				0.030	0.035		
	10C				0.034	0.038		
	12C				0.040	0.046		
	15C				0.047	0.054		
	20C				0.060	0.068		
	30C				0.069	0.079		
				0.083	0.095			

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。  
 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 3. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 5. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-11

(ア) 低圧耐火ケーブル 1C~4C  
(EM-FP-C、NH-FP-C、FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工				その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]					
低圧耐火ケーブル	1.2mm <sup>2</sup>	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1C	2C	3C	4C	1式	
	1.6mm <sup>2</sup>				0.012	0.015	0.017	0.021		
	2.0mm <sup>2</sup>				0.013	0.017	0.020	0.024		
	2.6mm <sup>2</sup>				0.015	0.020	0.024	0.030		
	2mm <sup>2</sup>				0.019	0.025	0.030	0.037		
	3.5mm <sup>2</sup>				0.013	0.017	0.020	0.024		
	5.5mm <sup>2</sup>				0.015	0.020	0.024	0.030		
	8mm <sup>2</sup>				0.019	0.025	0.030	0.037		
	14mm <sup>2</sup>				0.021	0.027	0.035	0.042		
	22mm <sup>2</sup>				0.026	0.035	0.043	0.052		
	38mm <sup>2</sup>				0.033	0.045	0.056	0.067		
	60mm <sup>2</sup>				0.045	0.059	0.074	0.089		
	100mm <sup>2</sup>				0.058	0.078	0.098	0.118		
	150mm <sup>2</sup>				0.080	0.108	0.134	0.161		
	200mm <sup>2</sup>				0.099	0.131	0.165	0.198		
	250mm <sup>2</sup>				0.122	0.163	0.204	0.245		
	325mm <sup>2</sup>				0.140	0.188	0.235	0.282		
								0.179		

(イ) 低圧耐火ケーブル 5C~30C  
(EM-FP-C、NH-FP-C、FP-C)

細目	摘要	単位	材 料		電 工		その他	備考
			低圧耐火ケーブル [m]	雑材料	[人]			
低圧耐火ケーブル	5C	m	1.10	1式 (材料価格×0.05)	1.2mm	1.6mm	1式	
	6C				0.024	0.028		
	7C				0.027	0.031		
	8C				0.030	0.035		
	10C				0.034	0.038		
	12C				0.040	0.046		
	15C				0.047	0.054		
	20C				0.060	0.068		
	30C				0.069	0.079		
				0.083	0.095			

- (注) 1. 端末処理を含むものとする。  
 2. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 3. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 5. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 6. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 7. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2 配線工事 2-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-1-11

制御用ケーブル  
(EM-CEE、EM-CEE-S、CVV、CVV-S)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考			
			制御用ケーブル	雑材料						
								[人]		
			[m]		1.25mm <sup>2</sup> 2mm <sup>2</sup> 3.5mm <sup>2</sup> 5.5mm <sup>2</sup> 8mm <sup>2</sup>					
制御用ケーブル	2C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.015	0.017	0.018	0.021	0.026	1式
	3C				0.017	0.019	0.021	0.024	0.030	
	4C				0.019	0.022	0.023	0.028	0.034	
	5~6C				0.025	0.028	0.030	0.037	0.044	
	7~8C				0.030	0.034	0.037	0.044	0.054	
	9~10C				0.037	0.042	0.045	0.054	0.066	
	11~12C				0.043	0.048	0.053	0.063	0.077	
	13~14C				0.048	0.053	0.058	0.069	—	
	15~16C				0.054	0.060	0.066	0.078	—	
	17~18C				0.059	0.065	0.072	0.085	—	
	19~20C				0.063	0.070	0.077	0.091	—	
	21~22C				0.068	0.076	0.083	—	—	
	23~24C				0.072	0.080	0.088	—	—	
	25~27C				0.075	0.083	0.091	—	—	
28~30C	0.075	0.083	0.091	—	—					

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-12

制御用ケーブル  
(EM-CEE、EM-CEE-S、CVV、CVV-S)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考			
			制御用ケーブル	雑材料						
								[人]		
			[m]		1.25mm <sup>2</sup> 2mm <sup>2</sup> 3.5mm <sup>2</sup> 5.5mm <sup>2</sup> 8mm <sup>2</sup>					
制御用ケーブル	2C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.015	0.017	0.018	0.021	0.026	1式
	3C				0.017	0.019	0.021	0.024	0.030	
	4C				0.019	0.022	0.023	0.028	0.034	
	5~6C				0.025	0.028	0.030	0.037	0.044	
	7~8C				0.030	0.034	0.037	0.044	0.054	
	9~10C				0.037	0.042	0.045	0.054	0.066	
	11~12C				0.043	0.048	0.053	0.063	0.077	
	13~14C				0.048	0.053	0.058	0.069	—	
	15~16C				0.054	0.060	0.066	0.078	—	
	17~18C				0.059	0.065	0.072	0.085	—	
	19~20C				0.063	0.070	0.077	0.091	—	
	21~22C				0.068	0.076	0.083	—	—	
	23~24C				0.072	0.080	0.088	—	—	
	25~27C				0.075	0.083	0.091	—	—	
28~30C	0.075	0.083	0.091	—	—					

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2配線工事 2-2標準歩掛り (2)細目工種

改正後

改正前

表 E1-1-12

**屋内通信線  
(EM-TIEF、TIVF)**

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			屋内通信線 2φより平形 [m]				
屋内通信線	0.5 mm-2C	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.010	1式	
	0.65 mm-2C				0.012		
	0.8 mm-2C				0.012		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-13

**ボタン電話ケーブル  
(EM-EBT、EM-BTIEE、EBT、BTIEV)**

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			ボタン電話 ケーブル [m]				
ボタン 電話ケーブル	0.4 mm-2P	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.014	1式	

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-13

**屋内通信線  
(EM-TIEF、TIVF)**

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			屋内通信線 2φより平形 [m]				
屋内通信線	0.5 mm-2C	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.010	1式	
	0.65 mm-2C				0.012		
	0.8 mm-2C				0.012		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-14

**ボタン電話ケーブル  
(EM-EBT、EM-BTIEE、EBT、BTIEV)**

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電工 [人]	その他	備考
			ボタン電話 ケーブル [m]				
ボタン 電話ケーブル	0.4 mm-2P	m	1.15	1式 (材料価格×0.03)	0.014	1式	

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ピット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-1-14

耐熱ケーブル・警報用ケーブル  
(EM-HP、NH-HP、HP、EM-AE、AE)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル [m]	雑材料	[人]				
耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル	2 C	m	1.10	1式 (材料価格× 0.03)	0.65mm	0.9mm	1.2mm	1式	
	3 C				0.013	0.014	0.015		
	4 C				0.014	0.016	0.017		
	5 C				0.014	0.017	0.018		
	6 C				0.015	0.018	0.019		
	7 C				0.015	0.019	0.020		
	5 P				0.016	0.020	0.022		
	10 P				0.017	0.022	0.027		
	15 P				0.020	0.025	0.031		
	20 P				0.022	0.028	0.034		
	25 P				0.024	0.031	0.039		
	30 P				0.027	0.035	0.043		
	50 P				0.029	0.037	0.046		
	100 P				0.039	0.050	0.062		
	200 P				0.064	0.083	0.103		
	0.083	0.108	0.133						
	0.095	0.123	0.151						

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-15

耐熱ケーブル・警報用ケーブル  
(EM-HP、NH-HP、HP、EM-AE、AE)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル [m]	雑材料	[人]				
耐熱ケーブル・ 警報用ケーブル	2C	m	1.10	1式 (材料価格× 0.03)	0.65mm	0.9mm	1.2mm	1式	
	3C				0.013	0.014	0.015		
	4C				0.014	0.016	0.017		
	5C				0.014	0.017	0.018		
	6C				0.015	0.018	0.019		
	7C				0.015	0.019	0.020		
	5P				0.016	0.022	0.027		
	10P				0.020	0.025	0.031		
	15P				0.022	0.028	0.034		
	20P				0.024	0.031	0.039		
	25P				0.027	0.035	0.043		
	30P				0.029	0.037	0.046		
	50P				0.039	0.050	0.062		
	100P				0.064	0.083	0.103		
	200P				0.083	0.108	0.133		
	0.095	0.123	0.151						

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め) の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-1-15

構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル  
(EM-TKEE、EM-FCPEE、EM-FCPEE-S、TKEV、CCP-P、FCPEV、FCPEV-S)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル [m]	雑材料	[人]				
構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル	5 P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.5mm (0.65mm)	0.9mm	1.2mm	1式	
	10 P				0.017	0.022	0.027		
	15 P				0.020	0.025	0.031		
	20 P				0.022	0.028	0.034		
	25 P				0.024	0.031	0.039		
	30 P				0.027	0.035	0.043		
	50 P				0.029	0.037	0.046		
	100 P				0.039	0.050	0.062		
	150 P				0.064	0.083	0.103		
	200 P				0.083	0.108	0.133		
				0.095	0.123	0.151			

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-16

LAN用ケーブル  
(EM-UTP、UTP)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考
			LAN用ケーブル [m]	雑材料			
LAN用ケーブル	4P 24P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.018 0.030	1式	

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
6. JIS X 5150「構内情報配線システム」の伝送測定試験を含む。  
7. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-16

構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル  
(EM-TKEE、EM-FCPEE、EM-FCPEE-S、TKEV、CCP-P、FCPEV、FCPEV-S)

細目	摘要	単位	材 料		電 工			その他	備考
			構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル [m]	雑材料	[人]				
構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル	5P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.5mm (0.65mm)	0.9mm	1.2mm	1式	
	10P				0.017	0.022	0.027		
	15P				0.020	0.025	0.031		
	20P				0.022	0.028	0.034		
	25P				0.024	0.031	0.039		
	30P				0.027	0.035	0.043		
	50P				0.029	0.037	0.046		
	100P				0.039	0.050	0.062		
	150P				0.064	0.083	0.103		
	200P				0.083	0.108	0.133		
				0.095	0.123	0.151			

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-17

LAN用ケーブル  
(EM-UTP、UTP)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	その他	備考
			LAN用ケーブル [m]	雑材料			
LAN用ケーブル	4P 24P	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.018 0.030	1式	

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
5. 木造部分にサドル止め又はステーブル止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
6. JIS X 5150「構内情報配線システム」の伝送測定試験を含む。  
7. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2配線工事 2-2標準歩掛り (2)細目工程

改正後

改正前

表 E1-1-17

同軸ケーブル (EM-nC-2E, EM-S-nC-FB, nC-2V, S-nC-FB)							
細目	摘要	単位	材 料		電工 [人]	その他	備考
			同軸ケーブル [m]	雑材料			
同軸ケーブル	3C	m	1.10	1式 (材料価格× 0.03)	0.017	1式	
	5C				0.020		
	7C				0.027		
	10C				0.034		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステابل止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-18

マイクロホン用コード (EM-MOOS, EM-MEES, MVVS)							
細目	摘要	単位	材 料		電工 [人]	その他	備考
			マイクロホン用コード [m]	雑材料			
マイクロホン用コード	0.5mm <sup>2</sup> -1C	m	1.10	1式 (材料価格× 0.03)	0.013	1式	
	0.5mm <sup>2</sup> -2C				0.015		
	0.5mm <sup>2</sup> -3C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -2C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -3C				0.017		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステابل止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-19

光ファイバケーブル (MM, SM)							
細目	摘要	単位	材 料		電工 [人]	その他	備考
			光ファイバケーブル [m]	雑材料			
光ファイバケーブル	8C以下	m	1.10	1式 (材料価格× 0.03)	0.025	1式	
	16C以下				0.033		
	300C以下				0.044		
	640C以下				0.060		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
 5. 直線・成端接続及び接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-18

同軸ケーブル (EM-nC-2E, EM-S-nC-FB, nC-2V, S-nC-FB)							
細目	摘要	単位	材 料		電工 [人]	その他	備考
			同軸ケーブル [m]	雑材料			
同軸ケーブル	3C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.017	1式	
	5C				0.020		
	7C				0.027		
	10C				0.034		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステابل止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-19

マイクロホン用コード (EM-MOOS, EM-MEES, MVVS)							
細目	摘要	単位	材 料		電工 [人]	その他	備考
			マイクロホン用コード [m]	雑材料			
マイクロホン用コード	0.5mm <sup>2</sup> -1C	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.013	1式	
	0.5mm <sup>2</sup> -2C				0.015		
	0.5mm <sup>2</sup> -3C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -2C				0.016		
	0.75mm <sup>2</sup> -3C				0.017		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. コンクリート部分にサドル止め(カールプラグ止め)の場合は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
 5. 木造部分にサドル止め又はステابل止めの場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-20

光ファイバケーブル (MM, SM)							
細目	摘要	単位	材 料		電工 [人]	その他	備考
			光ファイバケーブル [m]	雑材料			
光ファイバケーブル	8C以下	m	1.10	1式 (材料価格×0.03)	0.025	1式	
	16C以下				0.033		
	300C以下				0.044		
	640C以下				0.060		

- (注) 1. ケーブルラック配線の場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
 2. ビット、トラフ及び天井内配線の場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)及び波付硬質合成樹脂管内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
 4. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
 5. 直線・成端接続及び接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
 6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2配線工事 2-2標準歩掛り (2)細目工程

改正後

改正前

表 E1-1-20

光ファイバケーブル直線接続

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
光ファイバケーブル直線接続	5C(5テープ)以下	か所	1.34	1式	
	10C(10テープ)以下		2.10		
	15C(15テープ)以下		2.73		
	20C(20テープ)以下		3.29		
	25C(25テープ)以下		3.81		
	30C(30テープ)以下		4.29		
	35C(35テープ)以下		4.74		
	40C(40テープ)以下		5.17		
	45C(45テープ)以下		5.58		
50C(50テープ)以下	5.98				

- (注) 1. 直線接続とは、クロジヤー使用での直線接続を標準とし、同時施工の分岐ケーブルがある場合には、ケーブルの成端処理として電工の歩掛りに 0.23人/本を加算する。  
2. 成端処理及び心線対照を含む。  
3. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
4. 接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-21

光ファイバケーブル成端接続

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
光ファイバケーブル成端接続	5C(5テープ)以下	か所	0.738	1式	
	10C(10テープ)以下		1.31		
	15C(15テープ)以下		1.82		
	20C(20テープ)以下		2.31		
	25C(25テープ)以下		2.78		
	30C(30テープ)以下		3.23		
	35C(35テープ)以下		3.67		
	40C(40テープ)以下		4.09		
	45C(45テープ)以下		4.51		
50C(50テープ)以下	4.92				

- (注) 1. 成端接続とは、成端箱等での光ファイバケーブルの接続、固定及び光コネクタ付きケーブル(コード)との接続とする。  
2. 成端処理及び心線対照を含む。  
3. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
4. 接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-21

光ファイバケーブル直線接続

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
光ファイバケーブル直線接続	5C(5テープ)以下	か所	1.34	1式	
	10C(10テープ)以下		2.10		
	15C(15テープ)以下		2.73		
	20C(20テープ)以下		3.29		
	25C(25テープ)以下		3.81		
	30C(30テープ)以下		4.29		
	35C(35テープ)以下		4.74		
	40C(40テープ)以下		5.17		
	45C(45テープ)以下		5.58		
50C(50テープ)以下	5.98				

- (注) 1. 直線接続とは、クロジヤー使用での直線接続を標準とし、同時施工の分岐ケーブルがある場合には、ケーブルの成端処理として電工の歩掛りに 0.23人/本を加算する。  
2. 成端処理及び心線対照を含む。  
3. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
4. 接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-22

光ファイバケーブル成端接続

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
光ファイバケーブル成端接続	5C(5テープ)以下	か所	0.738	1式	
	10C(10テープ)以下		1.31		
	15C(15テープ)以下		1.82		
	20C(20テープ)以下		2.31		
	25C(25テープ)以下		2.78		
	30C(30テープ)以下		3.23		
	35C(35テープ)以下		3.67		
	40C(40テープ)以下		4.09		
	45C(45テープ)以下		4.51		
50C(50テープ)以下	4.92				

- (注) 1. 成端接続とは、成端箱等での光ファイバケーブルの接続、固定及び光コネクタ付きケーブル(コード)との接続とする。  
2. 成端処理及び心線対照を含む。  
3. テープスロット形の場合は、1テープを1Cとして用いる。  
4. 接続後の伝送損失測定は別途計上する。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-1-22

光ファイバケーブル伝送損失測定

細目	摘要	単位	電工	その他	備考
			[人]		
光ファイバケーブル伝送損失測定	4C以下	か所	0.299	1式	
	12C以下		0.467		
	20C以下		0.635		
	40C以下		1.06		
	60C以下		1.48		
	80C以下		1.90		
	100C以下		2.32		
	120C以下		2.74		
	140C以下		3.16		
	160C以下		3.58		
180C以下	4.00				
200C以下	4.42				

- (注) 1. ふ設、接続及びコネクタ取付け後に行う開放端までの伝送損失測定とする。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-23

導入線

細目	単位	材 料	電工	その他	備考
		導入線 [m]			
導入線	m	1.15	0.005	1式	

- (注) 1. 導入線は、1.2mm樹脂被覆鉄線とする。  
2. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-23

光ファイバケーブル伝送損失測定

細目	摘要	単位	電工	その他	備考
			[人]		
光ファイバケーブル伝送損失測定	4C以下	か所	0.299	1式	
	12C以下		0.467		
	20C以下		0.635		
	40C以下		1.06		
	60C以下		1.48		
	80C以下		1.90		
	100C以下		2.32		
	120C以下		2.74		
	140C以下		3.16		
	160C以下		3.58		
180C以下	4.00				
200C以下	4.42				

- (注) 1. ふ設、接続コネクタ取付け後に行う開放端までの伝送損失測定とする。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-24

導入線

細目	単位	材 料	電工	その他	備考
		導入線 [m]			
導入線	m	1.15	0.005	1式	

- (注) 1. 導入線は、1.2mm樹脂被覆鉄線とする。  
2. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2配線工事 2-2標準歩掛り (2)細目工程

改正後

改正前

表 E1-1-24

バスダクト							
細目	摘要	単位	材 料 バス ダク ト [m]	雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
バスダクト (アルミー鉄) (アルミーアルミ)	3線 200A	m	1	1式 (材料価格 ×0.02)	0.261	1式	
	3線 400A		1		0.348		
	3線 600A		1		0.435		
	3線 800A		1		0.565		
	3線 1000A		1		0.739		
	3線 1200A		1		0.913		
	3線 1500A		1		1.09		
	3線 2000A		1		1.30		
	4線 200A		1		0.313		
	4線 400A		1		0.417		
	4線 600A		1		0.522		
	4線 800A		1		0.678		
	4線 1000A		1		0.887		
	4線 1200A		1		1.10		
	4線 1500A		1		1.30		
4線 2000A	1	1.55					

- (注) 1. 絶縁バスダクトにも適用する。  
2. バスダクト(銅-鉄)の場合は、電工の歩掛りを1.1倍して用いる。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-25

ライティングダクト(直付)							
細目	摘要	単位	材 料 ライ ティ ン グ ダ ク ト [m]	雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
ライティングダクト	2線式 15A	m	1	1式 (材料価格 ×0.02)	0.100	1式	
	2線式 20A		1		0.105		
	2線式 25A, 30A		1		0.110		

- (注) 1. つり下げの場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. 埋込みの場合は、電工の歩掛りを1.4倍して用いる。  
3. 4線式の場合は、2線式の電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-25

バスダクト							
細目	摘要	単位	材 料 バ ス ダ ク ト [m]	雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
バスダクト (アルミー鉄) (アルミーアルミ)	3線 200A	m	1	1式 (材料価格 ×0.02)	0.261	1式	
	3線 400A		1		0.348		
	3線 600A		1		0.435		
	3線 800A		1		0.565		
	3線 1000A		1		0.739		
	3線 1200A		1		0.913		
	3線 1500A		1		1.09		
	3線 2000A		1		1.30		
	4線 200A		1		0.313		
	4線 400A		1		0.417		
	4線 600A		1		0.522		
	4線 800A		1		0.678		
	4線 1000A		1		0.887		
	4線 1200A		1		1.10		
	4線 1500A		1		1.30		
4線 2000A	1	1.55					

- (注) 1. 絶縁バスダクトにも適用する。  
2. バスダクト(銅-鉄)の場合は、電工の歩掛りを1.1倍して用いる。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-1-26

ライティングダクト(直付)							
細目	摘要	単位	材 料 ライ ティ ン グ ダ ク ト [m]	雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
ライティングダクト	2線式 15A	m	1	1式 (材料価格 ×0.02)	0.100	1式	
	2線式 20A		1		0.105		
	2線式 25A, 30A		1		0.110		

- (注) 1. 吊下げの場合は、電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
2. 埋込みの場合は、電工の歩掛りを1.4倍して用いる。  
3. 4線式の場合は、2線式の電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 2 配線工事 2-3 市場単価 (2) 細目工種

改正後

改正前

2-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 600V絶縁電線 (EM-IE及びIV) 及び600V絶縁ケーブル (EM-EEF及びVVF) に適用する。
- ロ. 600V絶縁電線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトにも用いる。
- ハ. ボックス内の分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

(2) 細目工種

表 E1-1-26

細目	摘要	単位	備考
600V絶縁電線	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 (1.6mm~100mm <sup>2</sup> )	m	
600V絶縁電線	600Vビニル絶縁電線 (IV) 管内配線 (1.6mm~100mm <sup>2</sup> )	m	
600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	m	
600V絶縁ケーブル	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	m	

2-3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

- イ. 600V絶縁電線 (EM-IE及びIV) 及び600V絶縁ケーブル (EM-EEF及びVVF) に適用する。
- ロ. 600V絶縁電線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトにも用いる。
- ハ. ボックス内の分岐、接続、絶縁抵抗試験及び回路表示を含み、機器への接続は含まない。

(2) 細目工種

表 E1-1-27

細目	摘要	単位	備考
600V絶縁電線	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) 管内配線 (1.6mm~100mm <sup>2</sup> )	m	
600V絶縁電線	600Vビニル絶縁電線 (IV) 管内配線 (1.6mm~100mm <sup>2</sup> )	m	
600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形 (EM-EEF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	m	
600V絶縁ケーブル	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF) ころがし配線 (1.6mm-2C~2.0mm-2C及び1.6mm-3C~2.0mm-3C)	m	

# 建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 3 接地工事

改正後

改正前

## 3 接地工事

### 3-1 一般事項

- (1) 表E1-1-27の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-28の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

### 3-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 接地端子箱に適用する。
  - ロ. 労務は取付け、結線及び試験調整を含む。

(2) 細目工種

表 E1-1-27

細目	摘要	単位	材料		電工 [人]	その他	備考
			接地端子箱 [個]	雑材料			
接地端子箱	1、2個端子用	個	1	1式	0.250	1式	
	3、4個端子用		1	(材料価格 ×0.02)	0.440		
	5、6個端子用		1		0.600		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

### 3-3 市場単価

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 接地極（銅板式及び打込式）及び接地極埋設標に適用する。
  - ロ. 補助接地極・抵抗低減材は含まない。
  - ハ. 接地極のリード線と接続する地中埋設物部分の接地工事は含まない。

(2) 細目工種

表 E1-1-28

細目	摘要	単位	備考
接地極銅板式	銅板 900×900×1.5t	か所	
接地極銅板式	銅板 600×600×1.5t	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 単独打込	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 2連結打込	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 3連結打込	か所	
接地極埋設標	金属製 (接地抵抗測定を含む)	枚	

## 3 接地工事

### 3-1 一般事項

- (1) 表E1-1-28の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E1-1-29の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

### 3-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 接地端子箱に適用する。
  - ロ. 労務は取付け、結線及び試験調整を含む。

(2) 細目工種

表 E1-1-28

細目	摘要	単位	材料		電工 [人]	その他	備考
			接地端子箱 [個]	雑材料			
接地端子箱	1、2個端子用	個	1	1式	0.250	1式	
	3、4個端子用		1	(材料価格 ×0.02)	0.440		
	5、6個端子用		1		0.600		

(注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

### 3-3 市場単価

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 接地極（銅板式及び打込式）及び接地極埋設標に適用する。
  - ロ. 補助接地極・抵抗低減材は含まない。
  - ハ. 接地極のリード線と接続する地中埋設物部分の接地工事は含まない。

(2) 細目工種

表 E1-1-29

細目	摘要	単位	備考
接地極銅板式	銅板 900×900×1.5t	か所	
接地極銅板式	銅板 600×600×1.5t	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 単独打込	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 2連結打込	か所	
接地極打込式	銅覆鋼棒 3連結打込	か所	
接地極埋設標	金属製 (接地抵抗測定を含む)	枚	



建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第1節 共通工事 4 塗装工事

改正後

改正前

4 塗装工事

4-1 一般事項

- (1) 表E1-1-2.9の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

4-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
電線管、露出ボックス及び平板の現場における塗装に適用する。

- (2) 細目工種

表 E1-1-29

塗装工事							
細目	摘要	単位	材 料		塗 装 工	そ の 他	備 考
			塗 料	[kg]			
塗装工事	薄鋼電線管 ねじなし電線管	m	C19, E19	0.013	0.004	1 式	
			C25, E25	0.017	0.006		
			C31, E31	0.021	0.007		
			C39, E39	0.025	0.009		
			C51, E51	0.033	0.012		
			C63, E63	0.041	0.015		
	C75, E75	0.049	0.018				
	厚鋼電線管	m	G16	0.014	0.005		
			G22	0.017	0.007		
			G28	0.022	0.008		
			G36	0.027	0.010		
			G42	0.031	0.011		
			G54	0.039	0.014		
			G70	0.049	0.018		
G82			0.057	0.020			
露出ボックス	個	G92	0.065	0.023			
		G104	0.073	0.026			
平 板		㎡	0.041	0.0011			
平 板		㎡	0.17	0.046			

(注) 1. 「その他」の率対象は、塗料、塗装工とする。

4 塗装工事

4-1 一般事項

- (1) 表E1-1-30の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

4-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
イ. 電線管、露出ボックス及び平板の現場における塗装に適用する。

- (2) 細目工種

表 E1-1-30

塗装工事							
細目	摘要	単位	材 料		塗 装 工	そ の 他	備 考
			塗 料	[kg]			
塗装工事	薄鋼電線管 ねじなし電線管	m	C19, E19	0.013	0.004	1 式	
			C25, E25	0.017	0.006		
			C31, E31	0.021	0.007		
			C39, E39	0.025	0.009		
			C51, E51	0.033	0.012		
			C63, E63	0.041	0.015		
	C75, E75	0.049	0.018				
	厚鋼電線管	m	G16	0.014	0.005		
			G22	0.017	0.007		
			G28	0.022	0.008		
			G36	0.027	0.010		
			G42	0.031	0.011		
			G54	0.039	0.014		
			G70	0.049	0.018		
G82			0.057	0.020			
露出ボックス	個	G92	0.065	0.023			
		G104	0.073	0.026			
平 板		㎡	0.041	0.0011			
平 板		㎡	0.17	0.046			

(注) 1. 「その他」の率対象は、塗料、塗装工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

(2) 細目工種  
表 E1-2-1  
配線器具その他 (7)

細目	概要	単位	材 料							電工 その他	備考	
			タンブラ スイッチ 1P15A 【個】	タンブラ スイッチ 2P15A 【個】	タンブラ スイッチ 3W15A 【個】	タンブラ スイッチ 4W15A 【個】	パイロット ランプ PL 【個】	プレート 1連用 (1~3ヶ用) 【個】	プレート 2連用 (4~6ヶ用) 【個】			取付枠 雑材料 【個】
	1P15A×1		1					1	1	0.054		
	1P15A×2		2					1	1	0.081		
	1P15A×3	個	3					1	1	0.108		
	1P15A×4		4					1	2	0.135		
	1P15A×5		5					1	2	0.162		
	1P15A×6		6					1	2	0.189		
タン	1P15A×1 PL×1	個	1				1	1	1	0.081		
ンブ	1P15A×2 PL×1		2				1	1	1	0.108		
ラ	1P15A×2 PL×2		2				2	1	2	0.135		
ス	1P15A×1 2P15A×1		1	1				1	1	0.097		
イ	1P15A×2 2P15A×1		2	1				1	1	0.124		
ツ	1P15A×1 3W15A×1	個	1	1	1			1	1	0.097		
チ	1P15A×2 3W15A×1		2	1	1			1	1	0.124		
(大	1P15A×1 4W15A×1		1	1	1	1		1	1	0.097		
角	1P15A×2 4W15A×1		2	1	1	1		1	1	0.124		
連	2P15A×1		1	1				1	1	0.070		
用	2P15A×2	個	2	1				1	1	0.105		
形	2P15A×3		3	1				1	1	0.140		
	2P15A×4		4	1				1	2	0.175		
	2P15A×1 PL×1	個	1	1			1	1	1	0.097		
	2P15A×2 PL×2		2	1			2	1	2	0.159		
	3W15A×1	個	1	1	1			1	1	0.070		
	3W15A×2		2	1	2			1	1	0.105		
	4W15A×1	個	1	1	1	1		1	1	0.070		
	4W15A×2		2	1	2	1		1	1	0.105		

(注) 1. 概要に掲げる組合せ以外の配線器具の組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、電工の歩掛りは次による。  
S = A + (B + C + ...) × 0.5 S : 組合せた配線器具の電工の歩掛り

A : 組合せる配線器具の中で最大の電工の歩掛り

B、C、… : A以外の配線器具の電工の歩掛り

2. 「その他」の単対象は、電工とする。

(2) 細目工種

表 E1-2-1  
配線器具その他 (7)

細目	概要	単位	材 料							電工 その他	備考	
			タンブラ スイッチ 1P15A 【個】	タンブラ スイッチ 2P15A 【個】	タンブラ スイッチ 3W15A 【個】	タンブラ スイッチ 4W15A 【個】	パイロット ランプ PL 【個】	プレート 1連用 (1~3ヶ用) 【個】	プレート 2連用 (4~6ヶ用) 【個】			取付枠 雑材料 【個】
タ	1P15A×1		1					1	1	0.054		
ン	1P15A×2		2					1	1	0.081		
ブ	1P15A×3	個	3					1	1	0.108		
ラ	1P15A×4		4					1	2	0.135		
ス	1P15A×5		5					1	2	0.162		
イ	1P15A×6		6					1	2	0.189		
ツ	1P15A×1 PL×1	個	1	1			1	1	1	0.081		
チ	1P15A×2 PL×1		2	1			1	1	1	0.108		
(大	1P15A×2 PL×2		2	1			2	1	2	0.135		
角	1P15A×1 2P15A×1		1	1				1	1	0.097		
連	1P15A×2 2P15A×1		2	1				1	1	0.124		
用	1P15A×1 3W15A×1	個	1	1	1			1	1	0.097		
形	1P15A×2 3W15A×1		2	1	1			1	1	0.124		
	1P15A×1 4W15A×1		1	1	1	1		1	1	0.097		
	1P15A×2 4W15A×1		2	1	1	1		1	1	0.124		
	2P15A×1	個	1	1				1	1	0.070		
	2P15A×2		2	1				1	1	0.105		
	2P15A×3	個	3	1				1	1	0.140		
	2P15A×4		4	1				1	2	0.175		
	2P15A×1 PL×1	個	1	1			1	1	1	0.097		
	2P15A×2 PL×2		2	1			2	1	2	0.159		
	3W15A×1	個	1	1	1			1	1	0.070		
	3W15A×2		2	1	2			1	1	0.105		
	4W15A×1	個	1	1	1	1		1	1	0.070		
	4W15A×2		2	1	2	1		1	1	0.105		

(注) 1. 概要に掲げる組合せ以外の配線器具の組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、電工の歩掛りは次による。  
S = A + (B + C + ...) × 0.5 S : 組合せた配線器具の電工の歩掛り

A : 組合せる配線器具の中で最大の電工の歩掛り

B、C、… : A以外の配線器具の電工の歩掛り

2. 「その他」の単対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-2-4

配線器具その他(工) 2線式(多重伝送制御)

細目	摘要	単位	材 料					雑材料	電 工	その他	備 考
			リモコンリレー	ターミナルユニット	フル2線式リモコンスイッチ	プレート1連用	プレート2連用				
			[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[人]			
リモコンリレー	20A	個	1					0.168			
リモコンリレー T/U付	6A×1 6A×4	個	1 1				1式	0.125 0.400			
ターミナルユニット	1個用 4個用	個		1 1			(材料価格×0.02)	0.050 0.100			
フル2線式リモコンスイッチ	リモコンスイッチ 1回路 リモコンスイッチ 2回路 リモコンスイッチ 3回路 リモコンスイッチ 4回路 リモコンスイッチ 5回路 リモコンスイッチ 6回路 リモコンスイッチ 7回路 リモコンスイッチ 8回路	個			1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1		0.064 0.084 0.104 0.124 0.166 0.186 0.206 0.226	1式	新金属製とする。 プレートは、樹脂製、	

- (注) 1. リモコンリレー、リモコンスイッチの電工の歩掛りには設定費を含む。  
 2. 摘要に掲げる組合せ以外のフル2線式リモコンスイッチの電工の歩掛りは次による。  
 $9 \text{回路以上 } S = 0.044 + (0.044 \times (m-1) / 2) + 0.02 \times n$   
 S: フル2線式リモコンスイッチの電工の歩掛り  
 n: フル2線式リモコンスイッチの回路数  
 m: プレートの連用数 (n/4 小数点以下切上げて整数とする。)  
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-4

配線器具その他(工) 2線式(多重伝送制御)

細目	摘要	単位	材 料					雑材料	電 工	その他	備 考
			リモコンリレー	ターミナルユニット	フル2線式リモコンスイッチ	プレート1連用	プレート2連用				
			[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[人]			
リモコンリレー	20A	個	1					0.168			
リモコンリレーT/U付	6A×1 6A×4	個	1 1				1式	0.125 0.400			
ターミナルユニット	1個用 4個用	個		1 1			(材料価格×0.02)	0.050 0.100			
フル2線式リモコンスイッチ	リモコンスイッチ 1回路 リモコンスイッチ 2回路 リモコンスイッチ 3回路 リモコンスイッチ 4回路 リモコンスイッチ 5回路 リモコンスイッチ 6回路 リモコンスイッチ 7回路 リモコンスイッチ 8回路	個			1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1		0.064 0.084 0.104 0.124 0.166 0.186 0.206 0.226	1式	新金属製とする。 プレートは、樹脂製、	

- (注) 1. リモコンリレー、リモコンスイッチの電工の歩掛りには設定費を含む。  
 2. 摘要に掲げる組合せ以外のフル2線式リモコンスイッチの電工の歩掛りは次による。  
 $9 \text{回路以上 } S = 0.044 + (0.044 \times (m-1) / 2) + 0.02 \times n$   
 S: フル2線式リモコンスイッチの電工の歩掛り  
 n: フル2線式リモコンスイッチの回路数  
 m: プレートの連用数 (n/4 小数点以下切上げて整数とする。)  
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-2-5

配線器具その他(オ)

細目	摘要	単位	材 料				雑材料	電工	その他	備考
			医用コンセント2P15A (複式) (接地極付) [個]	医用接地端子 [個]	医用接地センタボディー(プレート付) [個]	プレート(1×3ヶ用) [個]				
医用接地コンセント	2P15A×2 (接地極付)	個	1			1	0.087		新金属製とする。 プレートは樹脂製、ステンレス製又は	
医用接地端子		個		1		1	0.046	1式		
医用接地センタボディー	プレート付	個			1		0.098			

- (注) 1. 医用接地コンセント、医用接地端子、医用接地センタボディーの電工の歩掛りには、JIS T-1022による電気抵抗の測定を含む。  
2. 医用接地センタボディーにはボックスを別途計上する。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-5

配線器具その他(オ)

細目	摘要	単位	材 料				雑材料	電工	その他	備考
			医用コンセント2P15A (複式) (接地極付) [個]	医用接地端子 [個]	医用接地センタボディー(プレート付) [個]	プレート(1×3ヶ用) [個]				
医用接地コンセント	2P15A×2(接地極付)	個	1			1	0.087		新金属製とする。 プレートは樹脂製、ステンレス製	
医用接地端子		個		1		1	0.046	1式		
医用接地センタボディー	プレート付	個			1		0.098			

- (注) 1. 医用接地コンセント、医用接地端子、医用接地センタボディーの電工の歩掛りには、JIS T-1022 による電気抵抗の測定を含む。  
2. 医用接地センタボディーにはボックスを別途計上する。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
 第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-2-7

—HID灯器具(ア)—

細目	摘要	単位	材 料		雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
			H I D 灯 器 具 [個]	灯 具 昇 降 装 置 [個]				
—HID灯器具	—投光器—400W以下	個	+		1式  (材料価格 ×0.02)	1.430	1式	
	—投光器—1000W以下		+	1.740				
	—直付—250W以下		+	0.304				
	—直付—400W以下		+	0.348				
	—直付—1000W以下		+	0.417				
—灯具昇降装置	—昇降装置	個		+		0.200		

(注) 1. 安定器を含む。

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-2-8  
HID灯器具(イ)

細目	摘要	単位	材 料					雑材料	電 工 [人]	そ の 他	備 考	
			H I D 灯 [個]	ボ ー ル								
				3.5 [本]	4 [本]	4.5 [本]	5 [本]					5.5 [本]
HID灯器具	ボールライト 100W	灯	+	+				1式 ( 材 料 価 格 × 0.02 )	1.51	1式		
	100W		+	+			1.51					
	200W		+		+		1.78					
	200W		+			+	1.78					
	200W		+				+		1.78			
	250W		+		+		1.84					
	250W		+			+	1.84					
	250W		+				+		1.84			
	300W		+		+		2.02					
	300W		+			+	2.02					
	300W		+				+		2.02			
	400W		+		+		2.02					
	400W		+			+	2.02					
400W	+				+	2.02						

(注) 1. 安定器は内蔵とする。  
 2. 基礎は別途とする。  
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-9  
ガーデンライト

細目	摘要	単位	材料 ガ ラ イ テ ン ト [灯]	雑 材 料	電 工 [人]	そ の 他	備 考
ガーデンライト	1灯形	灯	+	1式 (材料価格×0.02)	0.755	1式	
	2灯形		+		0.906		

(注) 1. 高さは2m以下とする。  
 2. 基礎は別途とする。  
 3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-2-6

配線器具その他(力)

細目	摘要	単位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			蓋付フロアーボックス	フロア内コネクタ	二重床用接地プラグ付テーパーボックス用)				
			[個]	[個]	[個]		[人]		
O A フ ロ ア 用 器 具	蓋付フロアーボックス	個	1			1 式 (材料価格× 0.02)	0.080	1 式	
	フロア内コネクタ (20A、3C 差込式、 連結端子付)	個		1			0.054		
		個			1				0.067
	二重床用接地プラグ付 テーパーボックス用) (ハースジョイント ボックス用)	個			1				0.034

(注) 1. 蓋付フロアーボックスで配線器具が組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、電工の歩掛りは次による。

$$S = A + (B + C + \dots) \times 0.5$$

S : 組合せた配線器具の電工の歩掛り

A : 蓋付フロアーボックス

B、C、・・・: A に組込む配線器具の電工の歩掛り

2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-6

配線器具その他(力)

細目	摘要	単 位	材 料			雑 材 料	電 工	そ の 他	備 考
			蓋付フロアーボックス	フロア内コネクタ	二重床用接地プラグ付テーパーボックス用)				
			[個]	[個]	[個]		[人]		
O A フ ロ ア 用 器 具	蓋付フロアーボックス	個	1			1 式 (材料価格 ×0.02)	0.080	1 式	
	フロア内コネクタ (20A、3C 差込式、 連結端子付)	個		1			0.054		
		個			1				0.067
	二重床用接地プラグ付テーパーボックス用) (ハースジョイントボックス用)	個			1				0.034

(注) 1. 蓋付フロアーボックスで配線器具が組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、電工の歩掛りは次による。

$$S = A + (B + C + \dots) \times 0.5$$

S : 組合せた配線器具の電工の歩掛り

A : 蓋付フロアーボックス

B、C、・・・: A に組込む配線器具の電工の歩掛り

2. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
 第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-2-10

—Hf蛍光灯器具

細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電 工 [人]	その他	備 考			
			Hf蛍光灯器具 [個]							
—Hf蛍光灯器具(露出形)	FHF-16W×1	個	1	1式 —(材料価格 —×0.05)	0.117	1式				
	FHF-32W×1		1		0.178					
	FHF-86W×1		1		0.332					
	FHF-16W×2	個	1		0.149					
	FHF-32W×2		1		0.222					
	FHF-32W×6		1		0.377					
—Hf蛍光灯器具(埋込形)	FHF-16W×1	個	1	—(材料価格 —×0.05)	0.180					
	FHF-32W×1		1		0.266					
	FHF-86W×1		1		0.502					
	FHF-16W×2	個	1		0.227					
	FHF-32W×2		1		0.332					
	FHF-32W×6		1		0.570					
Hf外蛍光灯器具 (露出形)	FHP-32W×3	個	1		0.178					
	FHP-45W×4		1		0.258					
Hf外蛍光灯器具 (埋込形)	FHP-32W×3	個	1					0.266		
	FHP-45W×4		1					0.392		

- (注) 1. 半埋込器具にも適用する。  
 — 2. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。  
 — 3. 連結器具については、連結数倍とする。  
 — 4. 蛍光灯器具に白熱灯が内蔵された照明器具であって、白熱灯用として専用の電源が供給される照明器具は、  
 電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
 — 5. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具  
 には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
 — 6. インサート、吊ボルト等の取付けを含む。  
 — 7. 金属線びに取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 — 8. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
 — 9. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工程

改正後

改正前

表 E1-2-7

LED照明器具(ア)

細目	摘要	単位	材料		電工	その他	備考
			L E D 具 [個]	雑材料			
LED照明器具 (ベースライト 露出形)	LSS1-2・LSS9-2 (650×200未満)	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.117		
	LSS10-2 (650×200以上)		1		0.149		
	LSS1-4・LSS9-4・LSS12-4 ・LSS13-4 (1260×200未満)		1		0.178		
	LSS6-4・LSS7-4・LSS10-4 (1260×200以上)		1		0.222		
	LSS15-4 (500×500)		1		0.178		
	LSS15-7 (740×740)		1		0.258		
	LSS15-7 (740×740)		1		0.258		
LED照明器具 (ベースライト 埋込形)	LRS6-2 (650×200未満)	個	1	二	0.180	1式	
	LRS3-2 (650×200以上)		1		0.227		
	LRS6-4・LRS10-4 (1300×200未満)		1		0.266		
	LRS3-4・LRS8-4・LRS20-4 (1300×200以上)		1		0.332		
	LRS15-3 (400×400)		1		0.227		
	LRS9-4・LRS15-4 (500×500)		1		0.266		
	LRS9-6・LRS15-6 (650×650)		1		0.392		
	LRS7-4 (1300×200以上) (システム天井用)		1		(0.332 ×0.6)		
	LRS28-6・LRS29-6 (600×600) (システム天井用)		1		(0.392 ×0.6)		
	LRS28-6・LRS29-6 (600×600) (システム天井用)		1		(0.392 ×0.6)		
LED照明器具 (ブラケット ライト 露出形)	LBF2・LBF4 (600以下×450以下)	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.130		
	LBF3-2 (800×200未満)		1		0.117		
	LBF3-4・LBF11 (1260×200未満)		1		0.178		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、( )は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示す。  
3. LED制御装置の取付けを含む。  
4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。  
5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。  
6. 照明制御器を内蔵した照明器具、別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
7. 金属線びに取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
8. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
9. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-11  
LED照明器具

細目	摘要	単位	材料		電工	その他	備考
			L E D 具 [個]	雑材料			
LED照明器具 (ベースライト露出形)	LSS1-2・LSS9-2(650×200未満)	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.117		
	LSS10-2(650×200以上)		1		0.149		
	LSS1-4・LSS9-4・LSS12-4・LSS13-4・LSS12-4(1260×200未満)		1		0.178		
	LSS6-4・LSS7-4・LSS10-4(1260×200以上)		1		0.222		
	LSS15-4(500×500)		1		0.178		
	LSS15-7(740×740)		1		0.258		
LED照明器具 (ベースライト埋込形)	LRS6-2(650×200未満)	個	1	二	0.180	1式	
	LRS3-2(650×200以上)		1		0.227		
	LRS6-4・LRS10-4(1300×200未満)		1		0.266		
	LRS3-4・LRS8-4・LRS20-4(1300×200以上)		1		0.332		
	LRS7-4(1300×200以上) (システム天井用)		1		(0.332×0.6)		
	LRS15-3(400×400)		1		0.227		
	LRS9-4・LRS15-4(500×500)		1		0.266		
	LRS4-6・LRS9-6・LRS15-6(650×650)		1		0.392		
	LRS28-6・LRS29-6(600×600) (システム天井用)		1		(0.392×0.6)		
	LRS28-6・LRS29-6(600×600) (システム天井用)		1		(0.392×0.6)		
LED照明器具 (ダウンライト埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・LRS13・LRS14・LRS16・LRS17(天井切込み寸法100～150φ)	個	1	二	0.209	1式	
	LRS1(天井切込み寸法200φ)		1		0.240		
	LRS1(天井切込み寸法250φ)		1		0.282		
LED照明器具 (高天井ダウンライト露出形)	LRS1・LRS2・LRS3 ※17000mm・20000mm	個	1	二	0.348		
	LRS1・LRS2 ※14000mm・40000mm		1		0.417		
LED照明器具 (高天井ダウンライト埋込形)	LRS2(天井切込み寸法400φ)	個	1	二	0.357	1式 (材料価格 ×0.05)	
	LRS2(天井切込み寸法1600mm)		1		0.357		
LED照明器具 (ブラケットライト露出形)	LBF2・LBF4(600以下×450以下)	個	1	二	0.130	1式 (材料価格 ×0.05)	
	LBF3-2(800×200未満)		1		0.117		
	LBF3-4・LBF11 (1260×200未満)		1		0.178		
LED照明器具 (投光器)	LP11 ※18000mm	個	1	二	1.43		
	LP11 ※350000mm		1		1.74		
LED照明器具 (屋外ポールライト)	LST1・LST2・LST3・LST4・LSA2 ※6000mm(T/B)3.5～5.0)	灯	1	二	1.84		
	LSA1(太陽電池パネルTB3.0)		1		2.48		
LED照明器具 (屋外ガーデンライト)	LPT1(150φ×1100)	灯	1	二	0.755		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、( )は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示し、※の定光光束は代表値を示す。  
3. LED制御装置の取付けを含む。  
4. インサート、吊ボルト等の取付けを含む。  
5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。  
6. LED照明器具(屋外ポールライト)LST1・LST2・LST3・LST4・LSA2にはポールを別途計上する。  
7. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
8. 金属線びに取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
9. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
10. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-2-8

LED照明器具 (イ)

細目	摘要	単位	材 料		電工	その他	備考
			L E D 器具 [個]	雑材料			
LED照明器具 (ダウンライト 埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・ LRS13・LRS14・LRS16・LRS17 (天井切込み寸法100~150φ)	個	1	1式 (材料価格× 0.05)	0.209	1式	
	LRS1 (天井切込み寸法200φ)		1		0.240		
	LRS1 (天井切込み寸法250φ)		1		0.282		
LED照明器具 (高天井ダウンライ ト露出形)	LSR1・LSR2 ※170001m、200001m	個	1		0.348		
	LSR1・LSR2 ※340001m、400001m	個	1	0.417			
LED照明器具 (高天井ダウンライ ト埋込形)	LRS2 (天井切込み寸法400φ) ※120001m、160001m	個	1	0.357			

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、( )は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示し、※の定格光束は代表値を示す。  
 3. LED制御装置の取付けを含む。  
 4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。  
 5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。  
 6. 照明制御器を内蔵した照明器具、別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
 7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
 8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-9

LED照明器具 (ウ)

細目	摘要	単位	材 料		電工	その他	備考
			L E D 器具 [個]	雑材料			
LED照明器具 (投光器)	LPI1 ※180001m	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	1.43	1式	
	LPI1 ※500001m		1	1.74			

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、※の定格光束は代表値を示す。  
 3. LED制御装置の取付けを含む。  
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-2-10

LED照明器具(工)

細目	摘要	単位	材 料		雑 材	電 工	そ の 他	備 考
			L 照 明 器 具 [灯]	ボ ー ル T (B) 3.5~5 [本]				
LED照明器具 (屋外ポールライ ト)	LST1・LST2・LST3・ LST4・LSA2 ※6000lm	灯	1	1	1式 (材料 価格 × 0.05)	1.84	1式	
	LSA1 (太陽電池パネル)		1		0.05	2.48		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。  
※の定格光束は代表値を示す。  
3. LED制御装置の取付けを含む。  
4. 基礎は別途とする。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-11

LED照明器具(オ)

細目	摘要	単位	材 料		電 工	そ の 他	備 考
			L 照 明 器 具 [灯]	雑材料			
LED照明器具 (屋外ガーデンライト)	LPT1 (150φ×1100)	灯	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.755	1式	

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。  
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。  
また、( )は標準的な器具寸法を示す。  
3. LED制御装置の取付けを含む。  
4. 高さは2m以下とする。  
5. 基礎は別途とする。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1-2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-2-12

照明制御器							
細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備 考
			照明制御器 (センサ) [個]				
照明制御器 (センサ)		個	1	1式 (材料価格×0.02)	0.159	1式	

- (注) 1. 埋込形、直付形に適用する。  
2. 照明器具一体形には適用しない。  
3. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-13

誘導灯							
細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備 考
			誘導灯 [個]				
誘導灯	C	個	1	1式 (材料価格×0.05)	0.174	1式	
	BL, BH		1		0.200		
	A		1		0.313		

- (注) 1. 消防関係法令による避難口誘導灯及び通路誘導灯とする。  
2. Cは避難口C級及び通路C級とする。  
3. BLは避難口B級・BL形及び通路B級・BL形とする。  
4. BHは避難口B級・BH形及び通路B級・BH形とする。  
5. Aは避難口A級及び通路A級とする。  
6. 点滅形は、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
7. 点滅式誘導音付加形は、電工の歩掛りに0.1人/個を加算する。  
8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-14

非常用照明器具(LED灯)							
細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備 考
			非常用 照明器具 [個]				
非常用照明器具 (露出形)	LED	個	1	1式 (材料価格×0.05)	0.130	1式	
非常用照明器具 (埋込形)	LED		1		0.209		

- (注) 1. インサート、つりホル等の取付けを含む。  
2. 金属線ぴに取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-12

照明制御器							
細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備 考
			照明制御器 (センサ) [個]				
照明制御器 (センサ)		個	1	1式 (材料価格 ×0.02)	0.159	1式	

- (注) 1. 埋込形、直付形に適用する。  
2. 照明器具一体形には適用しない。  
3. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-13

誘導灯							
細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備 考
			誘導灯 [個]				
誘導灯	C	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.174	1式	
	BL, BH		1		0.200		
	A		1		0.313		

- (注) 1. 消防関係法令による避難口誘導灯及び通路誘導灯とする。  
2. Cは避難口C級及び通路C級とする。  
3. BLは避難口B級・BL形及び通路B級・BL形とする。  
4. BHは避難口B級・BH形及び通路B級・BH形とする。  
5. Aは避難口A級及び通路A級とする。  
6. 点滅形は、電工の歩掛りに0.05人/個を加算する。  
7. 点滅式誘導音付加形は、電工の歩掛りに0.1人/個を加算する。  
8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-14

非常用照明器具(白熱灯・LED灯)							
細目	摘要	単位	材 料	雑材料	電 工	その他	備 考
			非常用照明器具 [個]				
非常用照明器具 (露出形)	<del>JE9-30W-140W-</del> LED	個	1	1式 (材料価格 ×0.05)	0.130	1式	
非常用照明器具 (埋込形)	<del>JE9-30W-140W-</del> LED		1		0.209		

- (注) 1. インサート、吊ホル等の取付けを含む。  
2. 金属線ぴに取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
3. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

# 建築工事標準単価積算基準

## 第3編 電気設備工事 第1章 新営工事 第2節 電力設備工事 2 動力設備 2-1 一般事項

### 改正後

### 改正前

#### 2 動力設備

##### 2-1 一般事項

- 表E1-2-17及び表E1-2-18の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- 表E1-2-19の細目工種は、市場単価を適用する。
- 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

##### 2-2 標準歩掛り

- 適用条件及び留意事項
  - 制御盤及び電動機・電極その他結線に適用する。
  - 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。
  - 制御盤は、労務費を表より算出する。  
なお、材料費は別途計上する。

##### (2) 細目工種

表 E1-2-17

制御盤						
細目	摘要	単位	雑材料	電工 [人]	その他	備考
制御盤	負荷 2.2kW以下	回路	1式 ( 材料 価格 × 0.01 )	1.59	1式	
	負荷 3.7kW以下			1.77		
	負荷 5.5kW以下			1.86		
	負荷 7.5kW以下			1.95		
	負荷 11kW以下			2.12		
	負荷 15kW以下			2.30		
	負荷 22kW以下			2.57		
	負荷 30kW以下			2.92		
	負荷 37kW以下			3.10		
	負荷 45kW以下			3.19		
負荷 55kW以下	3.27					

- (注) 1. 同一回路の自動交互運転等の場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 2. 制御盤の電工の歩掛りは、盤ごとに算出する。  
 3. 算出人員が2.5人未満の場合は、実数人員とし、2.5人以上の場合は、次表により修正する。  
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

修正表(制御盤)

算出人員	適用人員	算出人員	適用人員	算出人員	適用人員
2.5人以上 ~ 3.5人未満	3	10.0人以上 ~ 11.5人未満	9	24.0人以上 ~ 40.0人未満	0.6倍
3.5人以上 ~ 4.5人未満	4	11.5人以上 ~ 13.0人未満	10	40.0人以上 ~ 44.0人未満	24
4.5人以上 ~ 5.5人未満	5	13.0人以上 ~ 15.0人未満	11	44.0人以上 ~ 69.0人未満	0.55倍
5.5人以上 ~ 7.0人未満	6	15.0人以上 ~ 17.0人未満	12	69.0人以上 ~ 76.0人未満	38
7.0人以上 ~ 8.5人未満	7	17.0人以上 ~ 19.0人未満	13	76.0人以上	0.5倍
8.5人以上 ~ 10.0人未満	8	19.0人以上 ~ 24.0人未満	14		

#### 2 動力設備

##### 2-1 一般事項

- 表E1-2-17、表E1-2-18の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- 表E1-2-19の細目工種は、市場単価を適用する。
- 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

##### 2-2 標準歩掛り

- 適用条件及び留意事項
  - 制御盤及び電動機・電極その他結線に適用する。
  - 労務には、機材の取付け、結線及び試験調整を含む。
  - 制御盤は、労務費を表より算出する。なお、材料費は別途計上する。

##### (2) 細目工種

表 E1-2-17

制御盤						
細目	摘要	単位	雑材料	電工 [人]	その他	備考
制御盤	負荷 2.2kW以下	回路	1式 ( 材 料 価 格 × 0.01 )	1.59	1式	
	負荷 3.7kW以下			1.77		
	負荷 5.5kW以下			1.86		
	負荷 7.5kW以下			1.95		
	負荷 11kW以下			2.12		
	負荷 15kW以下			2.30		
	負荷 22kW以下			2.57		
	負荷 30kW以下			2.92		
	負荷 37kW以下			3.10		
	負荷 45kW以下			3.19		
負荷 55kW以下	3.27					

- (注) 1. 同一回路の自動交互運転等の場合は、電工の歩掛りを1.5倍して用いる。  
 2. 制御盤の電工の歩掛りは、盤ごとに算出する。  
 3. 算出人員が2.5人未満の場合は、実数人員とし、2.5人以上の場合は、次表により修正する。  
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

修正表(制御盤)

算出人員	適用人員	算出人員	適用人員	算出人員	適用人員
2.5人以上 ~ 3.5人未満	3	10.0人以上 ~ 11.5人未満	9	24.0人以上 ~ 40.0人未満	0.6倍
3.5人以上 ~ 4.5人未満	4	11.5人以上 ~ 13.0人未満	10	40.0人以上 ~ 44.0人未満	24
4.5人以上 ~ 5.5人未満	5	13.0人以上 ~ 15.0人未満	11	44.0人以上 ~ 69.0人未満	0.55倍
5.5人以上 ~ 7.0人未満	6	15.0人以上 ~ 17.0人未満	12	69.0人以上 ~ 76.0人未満	38
7.0人以上 ~ 8.5人未満	7	17.0人以上 ~ 19.0人未満	13	76.0人以上	0.5倍
8.5人以上 ~ 10.0人未満	8	19.0人以上 ~ 24.0人未満	14		

改正後

3-3 市場単価

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 接地極（銅板式及び打込式）及び接地極埋設標に適用する。
  - ロ. 補助接地極・抵抗低減材は含まない。
  - ハ. 接地極のリード線と接続する地中埋設物部分の接地工事は含まない。
- (2) 細目工種  
 表E1-1-28による。

改正前

3-3 市場単価

- (1)適用条件及び留意事項
  - イ. 接地極(銅板式及び打込式)及び接地極埋設標に適用する。
  - ロ. 補助接地極・抵抗低減材は含まない。
  - ハ. 接地極のリード線と接続する地中埋設物部分の接地工事は含まない。
- (2)細目工種  
 表E1-1-29による。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

(2) 細目工種  
表 E1-2-36  
地中管路(ア)

細目	摘要	単位	材 料					雑材料	電 工	その他	備 考
			コンクリートトラフ	防水鉄管	管路口防水装置	異物継手	ポリエチレン被覆鋼管・鋼管				
			[本]	[本]	[個]	[個]	[m]	[人]			
コンクリートトラフ	幅120mm	m	2					0.128			
	幅150mm		2					0.157			
	幅200mm		2					0.183			
	幅250mm		2					0.209			
	幅300mm		2					0.226			
	幅400mm		2					0.243			
防水鉄管	WI-75	か所		1	1	1		0.261			
	WI-100			1	1	1		0.348			
	WI-130			1	1	1		0.348			
	WI-150			1	1	1		0.443			
	WI-200			1	1	1		0.443			
	WI-250			1	1	1		0.530			
	WI-300			1	1	1		0.530			
配管用炭素鋼管(SGP)・ ポリエチレン被覆鋼管(PLP)	呼径25A	m					1.05	0.070			
	呼径32A						0.087				
	呼径40A						0.096				
	呼径50A						0.113				
	呼径65A						0.139				
	呼径80A						0.183				
	呼径100A						0.243				
	呼径125A						0.287				
呼径150A					0.348						

- (注) 1. 管の敷設及び接続を含む。  
2. コンクリートトラフは、砂の充填を含む。  
3. 掘削及び埋戻しは含まない。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

(2) 細目工種  
表 E1-2-36  
地中管路(ア)

細目	摘要	単位	材 料					雑材料	電 工	その他	備 考
			コンクリートトラフ	防水鉄管	管路口防水装置	異物継手	ポリエチレン被覆鋼管・ 配管用炭素鋼管				
			[本]	[本]	[個]	[個]	[m]	[人]			
コンクリートトラフ	幅120mm	m	2					0.128			
	幅150mm		2					0.157			
	幅200mm		2					0.183			
	幅250mm		2					0.209			
	幅300mm		2					0.226			
	幅400mm		2					0.243			
防水鉄管	WI-75	か所		1	1	1		0.261			
	WI-100			1	1	1		0.348			
	WI-130			1	1	1		0.348			
	WI-150			1	1	1		0.443			
	WI-200			1	1	1		0.443			
	WI-250			1	1	1		0.530			
	WI-300			1	1	1		0.530			
ポリエチレン被覆鋼管(PLP)・ 配管用炭素鋼管(SGP)	呼径25A	m					1.05	0.070			
	呼径32A						0.087				
	呼径40A						0.096				
	呼径50A						0.113				
	呼径65A						0.139				
	呼径80A						0.183				
	呼径100A						0.243				
	呼径125A						0.287				
	呼径150A						0.348				

- (注) 1. 管の敷設及び接続を含む。  
2. コンクリートトラフは、砂の充填を含む。  
3. 掘削及び埋戻しは含まない。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-2-37  
地中管路(イ)

細目	摘要	単位	材 料			雑材料	電 工	その他	備 考
			厚鋼電線管・ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	硬質ビニル電線管	波付硬質合成樹脂管				
			[m]	[m]	[m]		[人]		
厚鋼電線管(G)・ ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLL、GLT)	16	m	1.05			1式 (管価格× 0.15)	1式 (材料価格× 0.02)	1式	
	22								
	28								
	36								
	42								
	54								
	70								
	82								
	92								
	104								
硬質ビニル電線管 (VE、HIVE)	16	m	1.05			0.15	0.02	1式	
	22								
	28								
	36								
	42								
	54								
	70								
	82								
波付硬質合成樹脂管 (FEP)	30	m	1.05			1式 (管価格× 0.04)	1式 (材料価格× 0.01)	1式	
	40								
	50								
	65								
	80								
	100								
	125								
	150								
	200								

- (注) 1. 管の敷設及び接続を含む。  
2. 掘削及び埋戻しは含まない。  
3. 波付硬質合成樹脂管の附属品にはベルマウスを含む。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E-2-37  
地中管路(イ)

細目	摘要	単位	材 料			雑材料	電 工	その他	備 考
			ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管 厚鋼電線管	硬質ビニル電線管	波付硬質合成樹脂管				
			[m]	[m]	[m]		[人]		
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管 厚鋼電線管(G)・ ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	16	m	1.05			1式 (管価格× 0.15)	1式 (材料価格× 0.02)	1式	
	22								
	28								
	36								
	42								
	54								
	70								
	82								
	92								
	104								
硬質ビニル電線管 (VE、HIVE)	16	m	1.05			0.15	0.02	1式	
	22								
	28								
	36								
	42								
	54								
	70								
	82								
波付硬質合成樹脂管 (FEP)	30	m	1.05			1式 (管価格× 0.04)	1式 (材料価格× 0.01)	1式	
	40								
	50								
	65								
	80								
	100								
	125								
	150								
	200								

- (注) 1. 管の敷設及び接続を含む。  
2. 掘削及び埋戻しは含まない。  
3. 波付硬質合成樹脂管の附属品にはベルマウスを含む。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第3節 通信・情報設備工事 1 構内交換設備 1-2 標準掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E1-3-2  
端子接続

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
端子接続	5P	か所	0.174	1 式	
	10P		0.261		
	15P		0.304		
	20P		0.348		
	25P		0.400		
	30P		0.424		
	50P		0.555		
	100P		0.968		
	150P		1.24		
200P	1.52				

- (注) 1. 編出し及び心線対照を含む。  
2. 端子接続を行う電線類の導体径は0.5~1.2mmとする。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-3  
電話機その他

細目	摘要	単位	材 料								雑材料	電工 [人]	その他	備考	
			電話機	PHSアンテナ	加入者保安器	ローテーションアウトレット	はとめプレート	電話用アウトレット	情報用アウトレット	取付枠					
電話機		台	1									0.168			1 式 (材料価格×0.02)
PHSアンテナ		個		1								0.350			
加入者保安器		個			1							0.142			
ローテーションアウトレット		個				1						0.062			
はとめプレート		個					1					0.019			
電話用アウトレット	モジュラージャック(RJ11)	個						1		1		0.054			
電話用アウトレット×2	モジュラージャック(RJ11)	個						2		1	1	0.081			
情報用アウトレット	モジュラージャック(RJ45)	個							1	1	1	0.067			
情報用アウトレット×2	モジュラージャック(RJ45)	個							2	1	1	0.100			

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-2  
端子接続

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
端子接続	5P	か所	0.174	1 式	
	10P		0.261		
	15P		0.304		
	20P		0.348		
	25P		0.400		
	30P		0.424		
	50P		0.555		
	100P		0.968		
	150P		1.24		
	200P		1.52		

- (注) 1. 編出し及び心線対照を含む。  
2. 端子接続を行う電線類の導体径は0.5~1.2mmとする。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-3  
電話機その他

細目	摘要	単位	材 料								雑材料	電工 [人]	その他	備考	
			電話機	PHSアンテナ	加入者保安器	ローテーションアウトレット	はとめプレート	電話用アウトレット	情報用アウトレット	取付枠					
電話機		台	1									0.168			1 式 (材料価格×0.02)
PHSアンテナ		個		1								0.350			
加入者保安器		個			1							0.142			
ローテーションアウトレット		個				1						0.062			
はとめプレート		個					1					0.019			
電話用アウトレット	モジュラージャック(RJ11)	個						1		1	1	0.054			
電話用アウトレット×2	モジュラージャック(RJ11)	個						2		1	1	0.081			
情報用アウトレット	モジュラージャック(RJ45)	個							1	1	1	0.067			
情報用アウトレット×2	モジュラージャック(RJ45)	個							2	1	1	0.100			

- (注) 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表 E1-3-6

拡声

細目	摘要		単位	材 料					雑材料	電工	その他	備考
				増幅器	スピーカ	アッテネータ	ワイヤレスアンテナ	ホイップアンテナ				
				[台]	[個]	[個]	[個]	[個]	[人]			
増幅器	卓上形	30W以下	台	1				1式 (材料価格×0.02)	0.965	1式	プレートは、樹脂製、ステンレス製又は新金属製とする。	
		60W以下		1			1.51					
	ラック形	120W以下		1			2.87					
		240W以下		1			4.03					
スピーカ	壁掛形		個		1				0.097			
	天井埋込形				1		0.195					
	天井つり下げ形				1		0.195					
	ホーンスピーカ				1		0.159					
アッテネータ			個			1		0.053				
ワイヤレスアンテナ			個				1	0.350				
ホイップアンテナ			個				1	0.200				

(注) 1. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-3-6

拡声

細目	摘要		単位	材 料					雑材料	電工	その他	備考
				増幅器	スピーカ	アッテネータ	ワイヤレスアンテナ	ホイップアンテナ				
				[台]	[個]	[個]	[個]	[個]	[人]			
増幅器	卓上形	30W以下	台	1				1式 (材料価格×0.02)	0.965	1式	プレートは、樹脂製、ステンレス製、新金属製とする。	
		60W以下		1			1.51					
	ラック形	120W以下		1			2.87					
		240W以下		1			4.03					
スピーカ	壁掛形		個		1				0.097			
	天井埋込形				1		0.195					
	天井吊下形				1		0.195					
	ホーンスピーカ				1		0.159					
アッテネータ			個			1		0.053				
ワイヤレスアンテナ			個				1	0.350				
ホイップアンテナ			個				1	0.200				

(注) 1. システム天井に取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事  
第3節 通信・情報設備工事 4 テレビ共同受信設備 4-2 標準歩掛り (2) 細目工程

改正後

改正前

(2) 細目工程  
表 E1-3-9

テレビ共同受信													
細目	摘要	単位	材 料							雑材料	電 工	その他	備 考
			アンテナ	アンテナマスト	混合(分波)器	機器収容箱	分岐器	分配器	増幅器				
			[組]	[基]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[人]		
テレビアンテナ	1段	組	1								1.56		
	2段	組	2								1.99		
	750φ	組	1								0.850		
	900φ(1000φ)	組	1								0.900		
	1200φ	組	1								1.20		
アンテナマスト	建物上、搭屋	基		1							1.41	支持金具共	
	外壁	基		1							1.94		
機器収容箱	TV -1	個			1						0.363		
	TV -2	個			1						0.407		
	TV -3	個			1						0.504		
	TV -4	個			1						0.566		
	TV -5	個			1						0.637		
	TV -6	個			1						0.810		
	TV -7	個			1						0.860		
	TV -8	個			1						0.860		
	TV -9	個			1						0.960		
分岐器	1分岐	個				1					0.186		
	2分岐	個				1					0.212		
	4分岐	個				1					0.265		
分配器	2分配	個					1				0.186		
	4分配	個						1			0.239		
	6分配	個						1			0.292		
	8分配	個						1			0.345		
増幅器		個							1		1.14		
混合(分波)器		個		1							0.230		
テレビ端子		個								1	0.130		

- (注) 1. アンテナマストに基礎を必要とする場合は、別途計上する。  
 2. パラボラアンテナをアンテナ素子と組合わせて設置する場合は、電工の歩掛りを 0.8倍して用いる。  
 3. 総合調整費は、機器取付け(アンテナマスト及び機器収容箱を除く) 労務費合計の 20%とする。  
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

(2) 細目工程  
表 E1-3-9

テレビ共同受信													
細目	摘要	単位	材 料							雑材料	電 工	その他	備 考
			アンテナ	アンテナマスト	混合(分波)器	機器収容箱	分岐器	分配器	増幅器				
			[組]	[基]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[個]	[人]		
テレビアンテナ	1段	組	1								1.56		
	2段	組	2								1.99		
	750φ	組	1								0.850		
	900φ(1000φ)	組	1								0.900		
	1200φ	組	1								1.20		
アンテナマスト	建物上、搭屋	基		1							1.41	支持金具共	
	外壁	基		1							1.94		
機器収容箱	TV -1	個				1					0.363		
	TV -2	個				1					0.407		
	TV -3	個				1					0.504		
	TV -4	個				1					0.566		
	TV -5	個				1					0.637		
	TV -6	個				1					0.810		
	TV -7	個				1					0.860		
	TV -8	個				1					0.860		
	TV -9	個				1					0.960		
分岐器	1分岐	個					1				0.186		
	2分岐	個					1				0.212		
	4分岐	個					1				0.265		
分配器	2分配	個						1			0.186		
	4分配	個						1			0.239		
	6分配	個						1			0.292		
	8分配	個						1			0.345		
増幅器		個							1		1.14		
混合(分波)器		個		1							0.230		
直列ユニット	中間	個								+	0.150		
	端末	個								+	0.133		
テレビ端子		個								1	0.130	プレートは、樹脂製、ステンレス製、新金属製とする。	

- (注) 1. アンテナマストに基礎を必要とする場合は、別途計上する。  
 2. パラボラアンテナをアンテナ素子と組合わせて設置する場合は、電工の歩掛りを 0.8倍して用いる。  
 3. 総合調整費は、機器取付け(アンテナマスト及び機器収容箱を除く) 労務費合計の 20%とする。  
 4. 「その他」の率対象は、電工とする。

改正後

改正前

第2章 改修工事

1. 本章は、建築物等の模様替え及び修繕（以下「改修」という。）に係る電気設備工事の積算に適用する。
2. 本章記載の標準歩掛りは、改修工事特有の細目工種について定める。
3. 本章に定める以外の細目工種については第1章による。ただし、作業効率の低下等を考慮し必要に応じ単価及び価格の割増しを行うことができる。

第1節 撤去

1 一般事項

- (1) 表E2-1-1～表E2-1-18の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 改修工事における撤去に適用する。
  - ロ. 各設備の撤去歩掛りは、表E2-1-1撤去により算定するほか、表E2-1-2～表E2-1-18による。

第2章 改修工事

1. 本章は、建築物等の模様替え及び修繕（以下「改修」という。）に係る電気設備工事の積算に適用する。
2. 本章記載の標準歩掛りは、改修工事特有の細目工種について定める。
3. 本章に定める以外の細目工種については第1章による。ただし、作業効率の低下等を考慮し必要に応じ単価及び価格の割増しを行うことができる。

第1節 撤去

1 一般事項

- (1) 表E2-1-1～表E2-1-13の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 改修工事における撤去に適用する。
  - ロ. 各設備の撤去歩掛りは、表E2-1-1 撤去により算定するほか、表E2-1-2～表E2-1-13による。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-3

撤去(金属トラフ)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
金属トラフ	200mm×100mm	m	0.104	1式	
	250mm×100mm		0.108		
	300mm×100mm		0.112		
	400mm×150mm		0.124		
	500mm×150mm		0.132		
	500mm×200mm		0.136		
	600mm×200mm		0.144		
	600mm×250mm		0.148		
	600mm×300mm		0.152		
	800mm×250mm		0.164		
	800mm×300mm		0.168		
800mm×400mm	0.176				

(注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-4

撤去(線び類)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
2種金属線び (MM2)	A型 40mm×30mm	m	0.018	1式	
	B型 40mm×40mm		0.022		
	C型 40mm×45mm		0.024		
	D型 45mm×30mm		0.022		
	E型 45mm×40mm		0.024		
	F型 45mm×45mm		0.026		

(注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-5

撤去(ケーブルラック)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
ケーブルラック	100mm幅	m	0.026	1式	
	200mm幅		0.037		
	300mm幅		0.049		
	400mm幅		0.059		
	500mm幅		0.068		
	600mm幅		0.073		
	800mm幅		0.099		
	1000mm幅		0.123		

(注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 多段積みと同時に撤去する場合には、1段目(最大幅)以外のものは本表の電工の歩掛りを0.5倍して用いる。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-3

撤去(線び類)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
2種金属線び (MM2)	A型 40mm×30mm	m	0.018	1式	
	B型 40mm×40mm		0.022		
	C型 40mm×45mm		0.024		
	D型 45mm×30mm		0.022		
	E型 45mm×40mm		0.024		
	F型 45mm×45mm		0.026		

(注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-4

撤去(ケーブルラック)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
ケーブルラック	100mm幅	m	0.026	1式	
	200mm幅		0.037		
	300mm幅		0.049		
	400mm幅		0.059		
	500mm幅		0.068		
	600mm幅		0.073		
	800mm幅		0.099		
	1000mm幅		0.123		

(注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 多段積みと同時に撤去する場合には、1段目(最大幅)以外のものは本表の電工の歩掛りを0.5倍して用いる。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

表 E2-1-6

撤去(プルボックス)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
プルボックス	縦(mm)+横(mm)+高さ(mm)	個	0.0001	1式	

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 縦(mm)+横(mm)+高さ(mm)に上表の値を乗じたものを1個当たりの歩掛りとする。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-7

撤去(位置ボックス)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
位置ボックス		個	0.020	1式	

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-8

撤去(600V絶縁電線)

(EM-1E、EM-1G、HIV、IV、IG)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
600V絶縁電線	1.0 mm	m	0.0018	1式	
	1.2 mm		0.0020		
	1.6 mm		0.0020		
	2.0 mm		0.0022		
	2.6 mm		0.0028		
	2 mm <sup>2</sup>		0.0020		
	3.5mm <sup>2</sup>		0.0022		
	5.5mm <sup>2</sup>		0.0028		
	8 mm <sup>2</sup>		0.0032		
	14 mm <sup>2</sup>		0.0040		
	22 mm <sup>2</sup>		0.0048		
	38 mm <sup>2</sup>		0.0064		
	60 mm <sup>2</sup>		0.0084		
	100 mm <sup>2</sup>		0.0112		
	150 mm <sup>2</sup>		0.0146		
200 mm <sup>2</sup>	0.0166				
250 mm <sup>2</sup>	0.0196				
325 mm <sup>2</sup>	0.0234				

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. 本表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。  
3. ダクト類の配線にも適用する。  
4. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)内配線の場合は、電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
5. 接地線は、ラック、ビット、トラフ及びダクトとも管内の電工の歩掛りを用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

改正前

表 E2-1-5

撤去(プルボックス)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
プルボックス	縦(mm)+横(mm)+高さ(mm)	個	0.0001	1式	

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを 2.0倍して用いる。  
2. 縦(mm)+横(mm)+高さ(mm)に上表の値を乗じたものを1個当たりの歩掛りとする。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-6

撤去(位置ボックス)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
位置ボックス		個	0.020	1式	

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを 2.0倍して用いる。  
2. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-7

撤去(600V絶縁電線)

(EM-1E、EM-1G、HIV、IV、IG)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
600V絶縁電線	1.0mm	m	0.0018	1式	
	1.2mm		0.0020		
	1.6mm		0.0020		
	2.0mm		0.0022		
	2.6mm		0.0028		
	2 mm <sup>2</sup>		0.0020		
	3.5mm <sup>2</sup>		0.0022		
	5.5mm <sup>2</sup>		0.0028		
	8 mm <sup>2</sup>		0.0032		
	14 mm <sup>2</sup>		0.0040		
	22 mm <sup>2</sup>		0.0048		
	38 mm <sup>2</sup>		0.0064		
	60 mm <sup>2</sup>		0.0084		
	100 mm <sup>2</sup>		0.0112		
	150 mm <sup>2</sup>		0.0146		
200 mm <sup>2</sup>	0.0166				
250 mm <sup>2</sup>	0.0196				
325 mm <sup>2</sup>	0.0234				

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを 2.0倍して用いる。  
2. 本表の標準歩掛りは管内配線の歩掛りとする。  
3. ダクト類の配線にも適用する。  
4. 合成樹脂製可とう電線管(PF管、CD管)内配線の場合は、電工の歩掛りを 0.9倍して用いる。  
5. 接地線は、ラック、ビット、トラフ及びダクトとも管内の電工の歩掛りを用いる。  
6. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-9

撤去 (600V絶縁ケーブル)  
(EM-EEF、EM-EE、VVF、VVR)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
600V 絶縁ケーブル	木造部分にサドル止め 又は ステーブル止め	1.6mm-2C	0.0040	1式	
		2.0mm-2C	0.0050		
		2.6mm-2C	0.0062		
		1.6mm-3C	0.0050		
		2.0mm-3C	0.0060		
		2.6mm-3C	0.0076		
	コンクリート部分に サドル止め (カールプラグを含む)	1.6mm-2C	0.0052		
		2.0mm-2C	0.0066		
		2.6mm-2C	0.0084		
		1.6mm-3C	0.0066		
		2.0mm-3C	0.0082		
		2.6mm-3C	0.0102		
	天井、ビット内配線	1.6mm-2C	0.0020		
		2.0mm-2C	0.0026		
		2.6mm-2C	0.0034		
		1.6mm-3C	0.0026		
		2.0mm-3C	0.0034		
	管内配線	2.6mm-3C	0.0042		
		1.6mm-2C	0.0026		
		2.0mm-2C	0.0034		
2.6mm-2C		0.0042			
1.6mm-3C		0.0034			
2.0mm-3C	0.0042				
2.6mm-3C	0.0052				

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. ケーブルラック配線の場合は、管内配線の電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 内配線の場合は、管内配線の電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-8

撤去 (600V絶縁ケーブル)  
(EM-EEF、EM-EE、VVF、VVR)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
600V 絶縁ケーブル	木造部分に サドル止め又は ステーブル止め	1.6mm-2C	0.0040	1式	
		2.0mm-2C	0.0050		
		2.6mm-2C	0.0062		
		1.6mm-3C	0.0050		
		2.0mm-3C	0.0060		
		2.6mm-3C	0.0076		
	コンクリート部分に にサドル止め(カール プラグを含む)	1.6mm-2C	0.0052		
		2.0mm-2C	0.0066		
		2.6mm-2C	0.0084		
		1.6mm-3C	0.0066		
		2.0mm-3C	0.0082		
		2.6mm-3C	0.0102		
	天井、ビット内配線	1.6mm-2C	0.0020		
		2.0mm-2C	0.0026		
		2.6mm-2C	0.0034		
		1.6mm-3C	0.0026		
		2.0mm-3C	0.0034		
	管内配線	2.6mm-3C	0.0042		
		1.6mm-2C	0.0026		
		2.0mm-2C	0.0034		
		2.6mm-2C	0.0042		
		1.6mm-3C	0.0034		
	2.0mm-3C	0.0042			
	2.6mm-3C	0.0052			

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを2.0倍して用いる。  
2. ケーブルラック配線の場合は、管内配線の電工の歩掛りを1.2倍して用いる。  
3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管) 内配線の場合は、管内配線の電工の歩掛りを0.9倍して用いる。  
4. 「その他」の率対象は、電工とする。



建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-10

撤去 (HID灯器具 (ア))

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
HID灯器具	投光器 400W以下	個	0.429	1式	
	投光器 1000W以下		0.522		
	直付 250W以下		0.0912		
	直付 400W以下		0.104		
	直付 1000W以下		0.125		
	パイプペンダント 250W以下		0.0990		
	パイプペンダント 400W以下		0.117		
	パイプペンダント 1000W以下		0.141		
	埋込 150W以下		0.0720		
	埋込 250W以下		0.107		
灯具昇降装置	昇降装置	個	0.0600		
	滑車		0.0240		
	ワイヤー		m 0.0060		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
2. 安定器を含む。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-11

撤去 (HID灯器具 (イ))

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
HID灯器具	ボールライト 100W	灯	0.453	1式	
	ボールライト 200W		0.534		
	ボールライト 250W		0.552		
	ボールライト 300W		0.606		
	ボールライト 400W		0.606		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
2. ボール及び安定器を含む。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-12

撤去 (ガーデンライト)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
ガーデンライト	1灯形	灯	0.227	1式	
	2灯形		0.272		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
2. 高さは2m以下とする。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-9

撤去 (HID灯器具)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
HID灯器具	パイプペンダント 250W以下	個	0.0990	1式	
	パイプペンダント 400W以下		0.117		
	パイプペンダント 1000W以下		0.141		
	埋込 150W以下		0.0720		
	埋込 250W以下		0.107		
	埋込 400W以下		0.123		
灯具昇降装置	滑車	個	0.0240		
	ワイヤー	m	0.0060		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
2. 安定器を含む。  
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-13

撤去(白熱灯器具)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
コードペンダント		個	0.0360	1式	
パイプペンダント			0.0432		
チェンペンダント			0.0432		
シーリングライト			0.0459		
埋込灯			0.0627		
ブラケットライト			0.0390		
レセブタクル			0.0261		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
2. 半埋込器具にも適用する。  
3. 金属線び取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-10

撤去(白熱灯器具)

細目	摘要	単位	電工[人]	その他	備考
コードペンダント		個	0.0360	1式	
パイプペンダント			0.0432		
チェンペンダント			0.0432		
シーリングライト			0.0459		
埋込灯			0.0627		
ブラケットライト			0.0390		
レセブタクル			0.0261		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
2. 半埋込器具にも適用する。  
3. 金属線び取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
4. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。  
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-14  
撤去(蛍光灯器具)

細目	摘要	単位	露出形	埋込形	つり下げ形	その他	備考
			電工[人]	電工[人]	電工[人]		
蛍光灯器具	FL 10W×1	個	0.0339	0.0522	0.0417	1式	
	FL 20W×1		0.039	0.0600	0.0471		
	FL 30W×1		0.0417	0.0627	0.0495		
	FL 40W×1		0.0627	0.0939	0.0756		
	FL 110W×1	0.117	0.177	0.141			
	FL 10W×2	個	0.0417	0.0627	0.0495		
	FL 20W×2		0.0495	0.0756	0.0600		
	FL 30W×2		0.0549	0.0834	0.0651		
	FL 40W×2		0.0783	0.117	0.0939		
	FL 110W×2	0.143	0.217	0.172			
	FL 10W×3	個	0.0522	0.0783	0.0627		
	FL 20W×3		0.0627	0.0939	0.0756		
	FL 40W×3		0.102	0.154	0.123		
	FL 110W×3		0.183	0.274	0.219		
	FL 10W×4	個	0.0729	—	—		
	FL 20W×4		0.0912	0.138	0.110		
	FL 40W×4		0.133	0.201	0.159		
	FL 110W×4		0.261	0.390	0.312		
	FL 20W×5	個	0.0912	0.138	0.110		
	FL 40W×5		0.133	0.201	0.159		
FL 110W×5	個	0.261	0.390	0.312			
FL 20W×6		0.0912	0.138	0.110			
FL 40W×6	個	0.133	0.201	0.159			
FL 110W×6		0.261	0.390	0.312			

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合は撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
 2. 半埋込器具にも適用する。  
 3. 連結器具については、連結数倍とする。  
 4. 蛍光灯器具に白熱灯が内蔵された照明器具であって、白熱灯用として専用の電源が供給されている照明器具は、電工の歩掛りに0.015人/個を加算する。  
 5. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御されている照明器具は、電工の歩掛りに0.015人/個を加算する。  
 6. 金属線び取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。  
 8. 環形蛍光灯器具にも適用する。  
 9. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-11  
撤去(蛍光灯器具)

細目	摘要	単位	露出形	埋込形	吊下げ形	その他	備考
			電工[人]	電工[人]	電工[人]		
蛍光灯器具	FL 10W×1	個	0.0339	0.0522	0.0417	1式	
	FL 20W×1		0.0390	0.0600	0.0471		
	FL 30W×1		0.0417	0.0627	0.0495		
	FL 40W×1		0.0627	0.0939	0.0756		
	FL 110W×1	0.117	0.177	0.141			
	FL 10W×2	個	0.0417	0.0627	0.0495		
	FL 20W×2		0.0495	0.0756	0.0600		
	FL 30W×2		0.0549	0.0834	0.0651		
	FL 40W×2		0.0783	0.117	0.0939		
	FL 110W×2	0.143	0.217	0.172			
	FL 10W×3	個	0.0522	0.0783	0.0627		
	FL 20W×3		0.0627	0.0939	0.0756		
	FL 40W×3		0.102	0.154	0.123		
	FL 110W×3		0.183	0.274	0.219		
	FL 10W×4	個	0.0729	—	—		
	FL 20W×4		0.0912	0.138	0.110		
	FL 40W×4		0.133	0.201	0.159		
	FL 110W×4		0.261	0.390	0.312		
	FL 20W×5	個	0.0912	0.138	0.110		
	FL 40W×5		0.133	0.201	0.159		
FL 110W×5	個	0.261	0.390	0.312			
FL 20W×6		0.0912	0.138	0.110			
FL 40W×6	個	0.133	0.201	0.159			
FL 110W×6		0.261	0.390	0.312			

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合は撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
 2. 半埋込器具にも適用する。  
 3. 連結器具については、連結数倍とする。  
 4. 蛍光灯器具に白熱灯が内蔵された照明器具であって、白熱灯用として専用の電源が供給されている照明器具は、電工の歩掛りに 0.015人/個を加算する。  
 5. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御されている照明器具は、電工の歩掛りに 0.015人/個を加算する。  
 6. 金属線び取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。  
 8. 環形蛍光灯器具にも適用する。  
 9. 「その他」の率対象は、電工とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-15

撤去 (Hf 蛍光灯器具)

細目	摘要	単位	露出形	埋込形	その他	備考
			電工[人]	電工[人]		
Hf 蛍光灯器具	FHF 16W×1	個	0.0351	0.0540	1式	
	FHF 32W×1		0.0534	0.0798		
	FHF 86W×1		0.0996	0.151		
	FHF 16W×2	個	0.0447	0.0681		
	FHF 32W×2		0.0666	0.0996		
	FHF 32W×6		個	0.113		
Hf コンパ外蛍光灯器具	FHP 32W×3	個	0.0534	0.0798		
	FHP 45W×4		0.0774	0.118		
	FHT 16W×1	個	0.0390	0.0627		
	FHT 24W×1		0.0390	0.0627		
	FHT 32W×1		0.0390	0.0627		
	FHT 42W×1		0.0390	0.0627		
	FHT 42W×2		0.0450	0.0720		
	FHT 42W×3		0.0528	0.0846		
FHT 42W×4	0.0585		0.0942			

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
 2. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御されている照明器具は、電工の歩掛りに 0.015人/個を加算する。  
 3. 金属線び取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。  
 5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E2-1-16

撤去 (非常用照明器具 (白熱灯))

細目	摘要	単位	露出形	埋込形	その他	備考
			電工[人]	電工[人]		
非常用照明器具	JE9~30W、I40W	個	0.039	0.0627	1式	

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
 2. 金属線びに取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 3. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。  
 4. 「その他」の率対象は電工とする。

表 E2-1-12

撤去 (Hf 蛍光灯器具)

細目	摘要	単位	露出形	埋込形	その他	備考
			電工[人]	電工[人]		
Hf コンパ外蛍光灯器具	FHT 16W×1	個	0.0390	0.0627	1式	
	FHT 24W×1		0.0390	0.0627		
	FHT 32W×1		0.0390	0.0627		
	FHT 42W×1		0.0390	0.0627		
	FHT 42W×2		0.0450	0.0720		
	FHT 42W×3		0.0528	0.0846		
	FHT 42W×4		0.0585	0.0942		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工の歩掛りを1.3倍して用いる。  
 2. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御されている照明器具は、電工の歩掛りに 0.015人/個を加算する。  
 3. 金属線び取付けの場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。  
 4. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用いる。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-17

撤去(柱上取付け変圧器)

細目	摘要	単位	電	普	そ	備
			工	通		
			[人]	[人]	他	考
変圧器 (6kV/3kV)	単相 5kVA	台	0.164	0.164	1式	
	単相 10kVA		0.193	0.193		
	単相 15kVA		0.193	0.193		
	単相 20kVA		0.327	0.327		
	単相 25kVA		0.327	0.327		
	単相 30kVA		0.345	0.345		
	単相 50kVA		0.408	0.408		
	単相 75kVA	0.672	0.672			
	三相 5kVA	台	0.209	0.209		
	三相 10kVA		0.245	0.245		
	三相 15kVA		0.245	0.245		
	三相 20kVA		0.396	0.396		
	三相 25kVA		0.396	0.396		
	三相 30kVA		0.435	0.435		
	三相 50kVA		0.510	0.510		
	三相 75kVA	0.759	0.759			
	単相 10kVA×2	台	0.318	0.318		
	単相 15kVA×2		0.435	0.435		
	単相 20kVA×2		0.537	0.537		
	単相 30kVA×2		0.570	0.570		
	三相 10kVA×2	台	0.402	0.402		
三相 15kVA×2	0.534		0.534			
三相 20kVA×2	0.657		0.657			
三相 30kVA×2	0.720		0.720			
三相 10kVA×3	台	0.561	0.561			
三相 15kVA×3		0.741	0.741			
三相 20kVA×3		0.915	0.915			
三相 30kVA×3		1.00	1.00			

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工及び普通作業員の歩掛りを1.6倍して用いる。  
2. 変台板を含む。  
3. 「その他」の率対象は、電工、普通作業員とする。

表 E2-1-18

撤去(柱上取付け変圧器)

細目	摘要	単位	電	普	そ	備
			工	通		
			[人]	[人]	他	考
変圧器 (6kV/3kV)	単相 5kVA	台	0.164	0.164	1式	
	単相 10kVA		0.193	0.193		
	単相 15kVA		0.193	0.193		
	単相 20kVA		0.327	0.327		
	単相 25kVA		0.327	0.327		
	単相 30kVA		0.345	0.345		
	単相 50kVA		0.408	0.408		
	単相 75kVA	0.672	0.672			
	三相 5kVA	台	0.209	0.209		
	三相 10kVA		0.245	0.245		
	三相 15kVA		0.245	0.245		
	三相 20kVA		0.396	0.396		
	三相 25kVA		0.396	0.396		
	三相 30kVA		0.435	0.435		
	三相 50kVA		0.510	0.510		
	三相 75kVA	0.759	0.759			
	単相 10kVA×2	台	0.318	0.318		
	単相 15kVA×2		0.435	0.435		
	単相 20kVA×2		0.537	0.537		
	単相 30kVA×2		0.570	0.570		
	三相 10kVA×2	台	0.402	0.402		
	三相 15kVA×2		0.534	0.534		
	三相 20kVA×2		0.657	0.657		
	三相 30kVA×2		0.720	0.720		
	三相 10kVA×3	台	0.561	0.561		
	三相 15kVA×3		0.741	0.741		
	三相 20kVA×3		0.915	0.915		
三相 30kVA×3	1.00		1.00			

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工及び普通作業員の歩掛りを1.6倍して用いる。  
2. 変台板を含む。  
3. 「その他」の率対象は、電工、普通作業員とする。

建築工事標準単価積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 改修工事  
 第1節 撤去 2 標準歩掛り (2) 細目工種

改正後

改正前

表 E2-1-18

撤去 (テレビ共同受信)

細目	摘要	単位	電工 [人]	その他	備考
直列ユニット	中間	個	0.0450	1式	
	端末		0.0399		

- (注) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、電工及の歩掛りを1.3倍して用いる。  
 2. 「その他」の率対象は、電工とする。

改正後

改正前

第2節 機器搬出

1 一般事項

- (1) 機器搬出は標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 機器搬出費は、機器を設置場所より現場敷地内の仮置場へ運び出すまでの費用であり、単独の機器の質量が100kg以上の機器搬出について適用する。  
 なお、機器は、受変電及び電力貯蔵装置等とする。
  - ロ. 第4編機械設備工事 第2章 第1節 2 機器搬出の標準歩掛りによる。

第3節 はつり工事

1 一般事項

- (1) はつり工事は標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
 第4編機械設備工事 第2章 第1節 3 はつり工事の標準歩掛りによる。

第2節 機器搬出

1 一般事項

- (1) 機器搬出は標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 機器搬出費は、機器を設置場所より現場敷地内の仮置場へ運び出すまでの費用であり、単独の機器の質量が100kg以上の機器搬出について適用する。  
 なお、機器は、受変電及び電力貯蔵装置等とする。
  - ロ. 第4編機械設備工事第2章 第1節 2 機器搬出の標準歩掛りによる。

第3節 はつり工事

1 一般事項

- (1) はつり工事は標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
~~←~~ 第4編機械設備工事第2章 第1節 3 はつり工事の標準歩掛りによる。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事  
1 配管工事 1-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-1-51

冷媒用断熱材被覆銅管

施工箇所	呼び径		断熱材		単位	管 [m]	材 料			雑材料	配管工 [人]	その他
	液管	ガス管	液管	ガス管			継手・ 接合材等	支持金物	保護プレート [枚]			
屋内一般配管 屋外配管(架空)	6.35	[0.8]	10	20	m	1.05	1式 (管単価× 0.30)	1式 (管単価× 0.40)	1	1式 (材料費× 0.15)	0.044	1式
	9.52	[0.8]									0.060	
	12.70	[0.8]									0.074	
	15.88	[1.0]									0.090	
	19.05	[1.05]									0.104	
	22.22	[1.20]									0.119	
	25.40	[1.35]									0.135	
	28.58	[1.55]									0.150	
	31.75	[1.7]									0.168	
	34.92	[1.85]									0.180	
	38.10	[2.0]									0.194	
	44.45	[2.3]									0.220	
	50.80	[2.65]									0.252	

- (注) 1. 呼び径の数字は銅管の外径(mm)を、〔 〕内数字は銅管の内厚(mm)を示す。  
2. 断熱材の数字は厚み(mm)を示し、値は以上表示とする。  
3. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-1-51

冷媒用断熱材被覆銅管

施工箇所	呼び径		断熱材		単位	管 [m]	材 料			雑材料	配管工 [人]	その他
	液管	ガス管	液管	ガス管			継手・ 接合材等	支持金物	保護プレート [枚]			
屋内一般配管 屋外配管(架空)	6.35	[0.8]	10	20	m	1.05	1式 (管単価× 0.30)	1式 (管単価× 0.40)	1	1式 (材料費× 0.15)	0.044	1式
	9.52	[0.8]									0.060	
	12.70	[0.8]									0.074	
	15.88	[1.0]									0.090	
	19.05	[1.05]									0.104	
	22.22	[1.20]									0.119	
	25.40	[1.35]									0.135	
	28.58	[1.55]									0.150	
	31.75	[1.7]									0.168	
	34.92	[1.85]									0.180	
	38.10	[2.0]									0.194	
	44.45	[2.3]									0.220	
	50.80	[2.65]									0.252	

- (注) 1. 呼び径の数字は銅管の外径(mm)を、〔 〕内数字は銅管の内厚(mm)を示す。  
2. 断熱材の数字は厚み(mm)を示し、値は以上表示とする。  
3. 「その他」の率対象は、配管工とする。



建築工事標準単価積算基準

改正後

改正前

表M1-2-17

ファンコイルユニット据付け					
細 目	摘 要		設備機械工 [人]	そ の 他	備 考
	定 格 風 量	単 位			
ファンコイルユニット (床置形)	420 m <sup>3</sup> /h 以上	台	0.79	1式	
	560 m <sup>3</sup> /h 以上		0.87		
	1,120 m <sup>3</sup> /h 以上		0.95		
ファンコイルユニット (天井吊り形)	420 m <sup>3</sup> /h 以上	台	1.19	1式	
	560 m <sup>3</sup> /h 以上		1.31		
	1,120 m <sup>3</sup> /h 以上		1.43		
ファンコイルユニット (ローボイ形)	360 m <sup>3</sup> /h 以上	台	0.79	1式	
	480 m <sup>3</sup> /h 以上		0.87		
	960 m <sup>3</sup> /h 以上		0.95		
ファンコイルユニット (カセット形)	480 m <sup>3</sup> /h 以上	台	1.25	1式	
	640 m <sup>3</sup> /h 以上		1.36		
	1,280 m <sup>3</sup> /h 以上		1.53		

(注) 1. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

表M1-2-17

ファンコイルユニット据付け					
細 目	摘 要		設備機械工 [人]	そ の 他	備 考
	形 番	単 位			
ファンコイルユニット (床置形、ローボイ形)	FCU - 2、3	台	0.79	1式	
	FCU - 4、6		0.87		
	FCU - 8		0.95		
	FCU - 12		<del>1.05</del>		
ファンコイルユニット (天井吊り形)	FCU - 2、3	台	1.19	1式	
	FCU - 4、6		1.31		
	FCU - 8		1.43		
	FCU - 12		<del>1.53</del>		
ファンコイルユニット (カセット形)	FCU - 2、3	台	1.25	1式	
	FCU - 4、6		1.36		
	FCU - 8		1.53		
	FCU - 12		<del>1.71</del>		

(注) 1. 摘要欄の形番は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。

2. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事  
4 塗装及び防錆工事 4-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-1-63

配管塗装 (2/2)

区分	施工箇所	呼び径	単位	材 料				塗装工 [人]	そ の 他
				さび止めペイント		合成樹脂 調合ペイント 2回 [kg]	アルミニウム ペイント 2回 [kg]		
				1回 [kg]	2回 [kg]				
配管用炭素鋼管 (黒管) (V A、 P A)	露 出	15	m	-	-	0.019	-	0.015	1式
		20		-	-	0.024	-	0.016	
		25		-	-	0.030	-	0.017	
		32		-	-	0.038	-	0.018	
		40		-	-	0.043	-	0.019	
		50		-	-	0.053	-	0.021	
		65		-	-	0.067	-	0.023	
		80		-	-	0.078	-	0.025	
		100		-	-	0.101	-	0.029	
		125		-	-	0.122	-	0.033	
		150		-	-	0.145	-	0.036	
		200		-	-	0.190	-	0.044	
		250		-	-	0.235	-	0.051	
		300		-	-	0.280	-	0.059	
配管用炭素鋼管 (白管)	露 出	15	m	0.014	-	0.019	-	0.022	1式
		20		0.017	-	0.024	-	0.022	
		25		0.021	-	0.030	-	0.024	
		32		0.027	-	0.038	-	0.027	
		40		0.031	-	0.043	-	0.028	
		50		0.038	-	0.053	-	0.030	
		65		0.048	-	0.067	-	0.035	
		80		0.056	-	0.078	-	0.037	
		100		0.072	-	0.101	-	0.042	
		125		0.088	-	0.122	-	0.048	
		150		0.104	-	0.145	-	0.054	
		200		0.136	-	0.190	-	0.064	
		250		0.168	-	0.235	-	0.076	
		300		0.200	-	0.280	-	0.088	

(注) 1. 「その他」の率対象は、材料、塗装工とする。

表M1-1-63

配管塗装 (2/2)

区分	施工箇所	呼び径	単位	材 料				塗装工 [人]	そ の 他
				さび止めペイント		合成樹脂 調合ペイント 2回 [kg]	アルミニウム ペイント 2回 [kg]		
				1回 [kg]	2回 [kg]				
配管用炭素鋼管 (黒管) (V A、 P A)	露 出	15	m	-	-	0.019	-	0.015	1式
		20		-	-	0.024	-	0.016	
		25		-	-	0.030	-	0.017	
		32		-	-	0.038	-	0.018	
		40		-	-	0.043	-	0.019	
		50		-	-	0.053	-	0.021	
		65		-	-	0.067	-	0.023	
		80		-	-	0.078	-	0.025	
		100		-	-	0.101	-	0.029	
		125		-	-	0.122	-	0.033	
		150		-	-	0.145	-	0.036	
		200		-	-	0.190	-	0.044	
		250		-	-	0.235	-	0.051	
		300		-	-	0.280	-	0.059	
配管用炭素鋼管 (白管)	露 出	15	m	0.014	-	0.019	-	0.022	1式
		20		0.017	-	0.024	-	0.022	
		25		0.018	-	0.030	-	0.024	
		32		0.021	-	0.038	-	0.027	
		40		0.027	-	0.043	-	0.028	
		50		0.031	-	0.053	-	0.030	
		65		0.038	-	0.067	-	0.035	
		80		0.048	-	0.078	-	0.037	
		100		0.064	-	0.101	-	0.042	
		125		0.072	-	0.122	-	0.048	
		150		0.088	-	0.145	-	0.054	
		200		0.104	-	0.190	-	0.064	
		250		0.168	-	0.235	-	0.076	
		300		0.200	-	0.280	-	0.088	

(注) 1. 「その他」の率対象は、材料、塗装工とする。

建築工事標準単価積算基準

改正前																								
表M1-1-67 配管防食(1/2)																								
区分	施工箇所	呼び径	単位	材						料			その他											
				ブロンズ付テープ 1/2重ね1巻き[m]						ハトロンA系防食テープ 1/2重ね1巻き[m]														
				25幅	50幅	75幅	100幅	150幅	200幅	50幅	100幅	150幅	200幅											
管	コンクリート内	30	m	-	6.4	-	-	-	-	-	-	-	-	1式 (材料費× 0.05)	0.007	1式								
		40		-	7.3	-	-	-	-	-	-	-	-				0.008							
		50		-	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-					0.009						
		65		-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-						0.011					
		75		-	-	-	9.0	-	-	-	-	-	-							0.013				
		100		-	-	-	11.5	-	-	-	-	-	-								0.016			
		15		-	-	3.3	-	-	-	-	-	-	-									0.043		
		20		-	-	4.1	-	-	-	-	-	-	-										0.043	
		25		-	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-											0.043
		32		-	-	6.2	-	-	-	-	-	-	-											
40	-	-	7.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.057	1式 (材料費+ 雑材料費) × 0.03											
50	-	-	-	4.3	-	-	-	-	-	-	-	0.058												
65	-	-	-	5.4	-	-	-	-	-	-	-	0.070												
80	-	-	-	6.3	-	-	-	-	-	-	-	0.084												
100	-	-	-	8.1	-	-	-	-	-	-	-	0.098												
125	-	-	-	-	7.0	-	-	-	-	-	-	0.112												
150	-	-	-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	0.140												
200	-	-	-	-	-	7.5	-	-	-	-	-	0.098												
250	-	-	-	-	-	9.3	-	-	-	-	-			0.112										
300	-	-	-	-	-	11.8	-	-	-	-	-	11.0			0.140									

(注) 1. 「その他の」単対象は、材料、雑材料、運搬費、配管工とする。

改正後																									
表M1-1-67 配管防食(1/2)																									
区分	施工箇所	呼び径	単位	材						料			その他												
				ブロンズ付テープ 1/2重ね1巻き[m]						ハトロンA系防食テープ 1/2重ね1巻き[m]															
				25幅	50幅	75幅	100幅	150幅	200幅	50幅	100幅	150幅	200幅												
管	コンクリート内	30	m	-	6.4	-	-	-	-	-	-	-	-	1式 (材料費× 0.05)	0.007	1式									
		40		-	7.3	-	-	-	-	-	-	-	-				-	0.008							
		50		-	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-				-		0.009						
		65		-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-				-			0.011					
		75		-	-	-	9.0	-	-	-	-	-	-				-				0.013				
		100		-	-	-	11.5	-	-	-	-	-	-				-					0.016			
		15		-	-	3.3	-	-	-	-	-	-	-				-						0.043		
		20		-	-	4.1	-	-	-	-	-	-	-				-							0.043	
		25		-	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-				-								0.043
		32		-	-	6.2	-	-	-	-	-	-	-				-								
40	-	-	7.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.057	1式 (材料費+ 雑材料費) × 0.03											
50	-	-	-	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	0.058												
65	-	-	-	5.4	-	-	-	-	-	-	-	-	0.070												
80	-	-	-	6.3	-	-	-	-	-	-	-	-	0.084												
100	-	-	-	8.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.098												
125	-	-	-	-	7.0	-	-	-	-	-	-	-	0.112												
150	-	-	-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-	0.098												
200	-	-	-	-	-	7.5	-	-	-	-	-	-			0.112										
250	-	-	-	-	-	9.3	-	-	-	-	-	-	0.140												
300	-	-	-	-	-	11.8	-	-	-	-	-	-			0.140										

(注) 1. 「その他の」単対象は、材料、雑材料、運搬費、配管工とする。

改正前

配管仕様 (2/2)		材 料			雑 材 料	運 搬 費	配管工 [人]	そ の 他
区 分	施 工 箇 所	呼 び 径 位 位	50幅	100幅				
鋼	地 中 埋 設 (ゾチル系 防食ターフ)	15	6.3	—	—	—	0.059	1 式
		20	7.8	—	—	—	0.059	
		25	9.7	—	—	—	0.059	
		32	12.1	—	—	—	0.059	
		40	13.8	—	—	—	0.059	
		50	—	8.5	—	—	0.077	
		65	—	10.7	—	—	0.077	
		80	—	12.5	—	—	0.077	
		100	—	16.0	—	—	0.086	
		125	—	—	13.0	—	0.086	
150	—	—	15.3	—	0.096			
200	—	—	—	—	15.0	0.107		
250	—	—	—	—	18.6	0.118		
300	—	—	—	—	22.1	0.152		

(注) 1. 「その他」の率対象は、材料、雑材料、運搬費、配管工とする。

改正後

配管仕様 (2/2)		材 料			雑 材 料	運 搬 費	配管工 [人]	そ の 他
区 分	施 工 箇 所	呼 び 径 位 位	50幅	100幅				
鋼	地 中 埋 設 (ゾチル系 防食ターフ)	15	6.3	—	—	—	0.059	1 式
		20	7.8	—	—	—	0.059	
		25	9.7	—	—	—	0.059	
		32	12.1	—	—	—	0.059	
		40	13.8	—	—	—	0.059	
		50	—	8.5	—	—	0.077	
		65	—	10.7	—	—	0.077	
		80	—	12.5	—	—	0.077	
		100	—	16.0	—	—	0.086	
		125	—	—	13.0	—	0.086	
150	—	—	15.3	—	0.096			
200	—	—	—	—	15.0	0.107		
250	—	—	—	—	18.6	0.118		
300	—	—	—	—	22.1	0.152		

(注) 1. 「その他」の率対象は、材料、雑材料、運搬費、配管工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事  
6 総合調整 6-2 標準歩掛り

改正後

改正前

6 総合調整

6-1 一般事項

- (1) 表M1-1-70の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

6-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 空気調和設備、換気設備、排煙設備、給水設備、給湯設備及び消火設備における、工事全体の総合調整に適用する。なお、主要機器の試運転調整は、それぞれの労務費又は機器の価格に含まれる。

(2) 細目工種

表M1-1-70

総合調整								
細目	区分	摘要	単位	配管工 [人]	ダクト工 [人]	設備機械工 [人]	その他	備考
総	配管系統	配管、弁類等の調整	m	0.018	-	-	1式	配管総延長
	ダクト系統 (空調・換気・排煙)	風量調整ダンパー、防火ダンパー等の調整、風量、風速、騒音等の測定、必要箇所の温湿度の測定等	m <sup>2</sup> m	- -	0.02 0.012	- -	1式 1式	長方形ダクト スパイラルダクト
調	主機械室内機器	建物延面積5,000㎡以下	1式	-	-	8.0 (4.0)	1式	温風暖房のみの場合は、( )内数値による。
		5,001～15,000㎡	1式	-	-	12.0 (6.0)	1式	
		15,001～30,000㎡	1式	-	-	16.0 (8.0)	1式	
		ボイラー、冷凍機等の点検、調整、計器測定記録、その他						
整	各室内機器	ユニット形空気調和機	台	-	-	1.2	1式	
		コンパクト形空気調和機						
費	フルアユニット	調整	台	-	-	0.08	1式	
	消火設備	屋内消火栓ポンプ 屋外消火栓ポンプ	台	二	二	1.2	1式	

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工、ダクト工、設備機械工とする。

2. 配管系統の対象は次に示す。

冷水管、温水管、冷温水管、冷却水管、直暖用を除く蒸気管(低圧蒸気管、高圧蒸気管、還水管等)、  
高温水管、ブライン管、水道直結部を除く給水管、局所式を除く給湯管

6 総合調整

6-1 一般事項

- (1) 表M1-1-70の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

6-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 空気調和設備、換気設備及び排煙設備における、工事全体の総合調整に適用する。なお、主要機器の試運転調整は、それぞれの労務費又は機器の価格に含まれる。

(2) 細目工種

表M1-1-70

総合調整								
細目	区分	摘要	単位	配管工 [人]	ダクト工 [人]	設備機械工 [人]	その他	備考
総	配管系統	配管、弁類等の調整	m	0.018	-	-	1式	配管総延長 ただし、衛生設備 配管、直暖用蒸気 管、通気管、油 管、冷媒管等は除 く
	ダクト系統 (空調・換気・排煙)	風量調整ダンパー、防火ダンパー等の調整、風量、風速、騒音等の測定、必要箇所の温湿度の測定等	m <sup>2</sup> m	- -	0.02 0.012	- -	1式 1式	長方形ダクト スパイラルダクト
調	主機械室内機器	建物延面積5,000㎡以下	1式	-	-	8.0 (4.0)	1式	温風暖房のみの場合は、( )内数値による。
		5,001～15,000㎡	1式	-	-	12.0 (6.0)	1式	
		15,001～30,000㎡	1式	-	-	16.0 (8.0)	1式	
		ボイラー、冷凍機等の点検、調整、計器測定記録、その他						
整	各室内機器	ユニット形空気調和機	台	-	-	1.2	1式	
		コンパクト形空気調和機						
費	フルアユニット	調整	台	-	-	0.08	1式	

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工、ダクト工、設備機械工とする。

改正後

改正前

2 配管附属品

2 配管附属品

2-1 一般事項

2-1 一般事項

- (1) 表M1-1-52～表M1-1-54の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

- (1) 表M1-1-52～表M1-1-54の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

2-2 標準歩掛り

2-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 配管工事に用いる弁類、継手及び計器類に適用する。
- (2) 細目工種

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 配管工事に用いる弁類、継手及び計器類に適用する。
- (2) 細目工種

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事  
2 配管附属品 2-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-1-52

一般弁類						
細目	摘要 呼び径	単位	材 料	配管工[人]	その他	備 考
			弁類[個]			
弁 類 (仕切弁、玉形弁、逆止弁、 ボール弁、減圧弁、安全 弁、コック、エア抜弁、吸排 気弁、 <u>ストレーナー</u> ) (バタフライ弁) (多量トラップ) (高圧トラップ) (低圧トラップ)	15	個	1	0.07	1式	バタフライ弁は、配管工の歩掛りを50%、多量トラップは、配管工の歩掛りを200%とする。
	20			0.08		
	25			0.09		
	32			0.11		
	40			0.13		
	50			0.16		
	65			0.28		
	80			0.34		
	100			0.40		
	125			0.48		
	150			0.65		
	200			0.72		
	250			0.90		
300	1.10					

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-1-52

一般弁類						
細目	摘要 呼び径	単位	材 料	配管工[人]	その他	備 考
			弁類[個]			
弁 類 (仕切弁、玉形弁、逆止弁、 ボール弁、減圧弁、安全 弁、コック、エア抜弁、吸排 気弁、 <u>ストレーナー</u> ) (バタフライ弁) (多量トラップ) (高圧トラップ) (低圧トラップ)	15	個	1	0.07	1式	バタフライ弁は、配管工の歩掛りを50%、多量トラップは、配管工の歩掛りを200%とする。
	20			0.08		
	25			0.09		
	32			0.11		
	40			0.13		
	50			0.16		
	65			0.28		
	80			0.34		
	100			0.40		
	125			0.48		
	150			0.65		
	200			0.72		
	250			0.90		
300	1.10					

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-1-53

伸縮管継手・フレキシブルジョイント等 (1/2)						
細目	摘要 呼び径	単位	材 料	配管工[人]	その他	備 考
			継手等[個]			
伸縮管継手 (ベローズ形(単式)) (ベローズ形(複式)) (スリーブ形)	15	個	1	0.54	1式	ベローズ形(単式)は、配管工の歩掛りを60%とする。
	20			0.54		
	25			0.77		
	32			0.77		
	40			0.77		
	50			1.00		
	65			1.34		
	80			1.57		
	100			2.19		
	125			3.23		
	150			3.93		
	200			4.33		
	250			5.27		
300	5.84					

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-1-53

伸縮管継手・フレキシブルジョイント等 (1/2)						
細目	摘要 呼び径	単位	材 料	配管工[人]	その他	備 考
			継手等[個]			
伸縮管継手 (ベローズ形(単式)) (ベローズ形(複式)) (スリーブ形)	15	個	1	0.54	1式	ベローズ形(単式)は、配管工の歩掛りを60%とする。
	20			0.54		
	25			0.77		
	32			0.77		
	40			0.77		
	50			1.00		
	65			1.34		
	80			1.57		
	100			2.19		
	125			3.23		
	150			3.93		
	200			4.33		
	250			5.27		
300	5.84					

(注) 1. 「その他」の率対象は、配管工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第2節 空気調和設備工事  
1 ボイラー及び附属機器設備

改正後

改正前

第2節 空気調和設備工事

1 ボイラー及び附属機器設備

1-1 一般事項

- (1) 表M1-2-1～表M1-2-6の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
イ、ボイラー、温風暖房機、タンク類及び附属機器類の据付けに適用する。

- (2) 細目工種

表M1-2-1

鑄鉄製ボイラー据付け					
細目	摘要 定格出力	単位	設備機械工 [人]	その他	備考
鑄鉄製ボイラー	105 kW以下	基	1.56	1式	温水、蒸気用共
	151 kW以下		1.88		
	192 kW以下		2.19		
	233 kW以下		2.52		
	273 kW以下		2.88		
	314 kW以下		3.18		
355 kW以下	3.50				

(注) 1. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

表M1-2-2

鋼製真空式（無圧式）温水発生機据付け					
細目	摘要 定格出力	単位	設備機械工 [人]	その他	備考
鋼製真空式（無圧式） 温水発生機	46.5 kW以下	基	0.33	1式	
	73.3 kW以下		0.60		
	93.0 kW以下		1.35		
	116 kW以下		1.47		
	151 kW以下		1.98		
	186 kW以下		2.18		
	233 kW以下		2.55		
	291 kW以下		3.37		
	349 kW以下		3.50		
	465 kW以下		5.27		
	582 kW以下		5.66		
	733 kW以下		7.49		
	930 kW以下		8.37		
	1,163 kW以下		12.27		
	1,860 kW以下		18.31		

(注) 1. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

第2節 空気調和設備工事

1 ボイラー及び附属機器設備

1-1 一般事項

- (1) 表M1-2-1～表M1-2-6の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項  
イ、ボイラー、温風暖房機、タンク類及び附属機器類の据付けに適用する。

- (2) 細目工種

表M1-2-1

鑄鉄製ボイラー据付け					
細目	摘要 定格出力	単位	設備機械工 [人]	その他	備考
鑄鉄製ボイラー	105 kW以下	基	1.56	1式	温水、蒸気用共
	151 kW以下		1.88		
	192 kW以下		2.19		
	233 kW以下		2.52		
	273 kW以下		2.88		
	314 kW以下		3.18		
355 kW以下	3.50				

(注) 1. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

表M1-2-2

鋼製真空式（無圧式）温水発生機据付け					
細目	摘要 定格出力	単位	設備機械工 [人]	その他	備考
鋼製真空式（無圧式） 温水発生機	46.5 kW以下	基	0.33	1式	
	73.3 kW以下		0.60		
	93.0 kW以下		1.35		
	116 kW以下		1.47		
	151 kW以下		1.98		
	186 kW以下		2.18		
	233 kW以下		2.55		
	291 kW以下		3.37		
	349 kW以下		3.50		
	465 kW以下		5.27		
	582 kW以下		5.66		
	733 kW以下		7.49		
	930 kW以下		8.37		
	1,163 kW以下		12.27		
	1,860 kW以下		18.31		

(注) 1. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。



建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第2節 空気調和設備工事  
1 ボイラー及び附属機器設備 1-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-2-6

地下オイルタンク用**附属品**

細 目	摘 要		材 料	設備機械工 [人]	そ の 他	備 考
	記 号 等	単 位				
オイルタンクふた	WPM 450 φ	組	オイルタンク 附属品等[個]	0.33	1式	
	WPM 500 φ			0.36		
	WPM 600 φ			0.43		
	WPM 700 φ			0.52		
	WPM 800 φ			0.92		
漏えい検査管ボックス (除水口ボックス)		個	1	0.15	1式	
注油口壁埋込ボックス		個	1	0.20	1式	
複式 <b>ストレニナ</b> (油用)	15 <sup>A</sup>	個	1	0.08	1式	
	20			0.09		
	25			0.11		
	32			0.13		
	40			0.16		
銅製仕切弁 (油用)	15 <sup>A</sup>	個	1	0.07	1式	
	20			0.08		
	25			0.10		
	32			0.12		
	40			0.14		
油 流 量 計	20 <sup>A</sup>	組	1[組]	0.30	1式	
	25			0.33		
	32			0.38		
	40			0.42		
遠隔油量指示計		組	1[組]	1.50	1式	電気配管配線は含まない。
乾 燥 砂		m <sup>3</sup>	1[m <sup>3</sup> ]	0.30	1式	
注 油 口 ( <b>ストレニナ</b> 付)	50 <sup>A</sup>	個	1	0.16	1式	
	65			0.20		
	80			0.24		
吸油逆止弁	25 <sup>A</sup>	個	1	0.10	1式	
	32			0.11		
	40			0.13		
	50			0.16		
通気金物 ( <b>ストレニナ</b> 付)	32 <sup>A</sup>	個	1	0.11	1式	
	40			0.13		
	50			0.16		
漏えい検査管口 (除水口)	32 <sup>A</sup>	個	1	0.11	1式	

- (注) 1. 摘要欄の記号は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。  
2. 乾燥砂の「その他」の率は、表3-1-1建築工事の「地業」による。それ以外は「配管**附属品**」とする。  
3. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

表M1-2-6

地下オイルタンク用**付属品**

細 目	摘 要		材 料	設備機械工 [人]	そ の 他	備 考
	記 号 等	単 位				
オイルタンクふた	WPM 450 φ	組	オイルタンク 附属品等[個]	0.33	1式	
	WPM 500 φ			0.36		
	WPM 600 φ			0.43		
	WPM 700 φ			0.52		
	WPM 800 φ			0.92		
漏えい検査管ボックス (除水口ボックス)		個	1	0.15	1式	
注油口壁埋込ボックス		個	1	0.20	1式	
複式 <b>ストレニナ</b> (油用)	15 <sup>A</sup>	個	1	0.08	1式	
	20			0.09		
	25			0.11		
	32			0.13		
	40			0.16		
銅製仕切弁 (油用)	15 <sup>A</sup>	個	1	0.07	1式	
	20			0.08		
	25			0.10		
	32			0.12		
	40			0.14		
油 流 量 計	20 <sup>A</sup>	組	1[組]	0.30	1式	
	25			0.33		
	32			0.38		
	40			0.42		
遠隔油量指示計		組	1[組]	1.50	1式	電気配管配線は含まない。
乾 燥 砂		m <sup>3</sup>	1[m <sup>3</sup> ]	0.30	1式	
注 油 口 ( <b>ストレニナ</b> 付)	50 <sup>A</sup>	個	1	0.16	1式	
	65			0.20		
	80			0.24		
吸油逆止弁	25 <sup>A</sup>	個	1	0.10	1式	
	32			0.11		
	40			0.13		
	50			0.16		
通気金物 ( <b>ストレニナ</b> 付)	32 <sup>A</sup>	個	1	0.11	1式	
	40			0.13		
	50			0.16		
漏えい検査管口 (除水口)	32 <sup>A</sup>	個	1	0.11	1式	

- (注) 1. 摘要欄の記号は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。  
2. 乾燥砂の「その他」の率は、表3-1-1建築工事の「地業」による。それ以外は「配管**付属品**」とする。  
3. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第2節 空気調和設備工事  
3 空気調和機設備 3-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-2-22

放熱器及び同梱品据付け

細 目	摘 要 能 力・仕 様 等	単 位	設 備 機 械 工		備 考
			[人]	その他	
鋳鉄製柱形放熱器 (床置形)	20 節以下	組	0.97	1式	組替えは、0.23人/節とする。
	21 節以上		1.25		
鋳鉄製柱形放熱器 (壁掛形)	20 節以下	組	1.55	1式	
	21 節以上		2.14		
鋳鉄製壁掛放熱器 (壁掛形)	3 節以下	組	1.25	1式	組替えは、0.23人/節とする。
	4 節以上	節	0.19	1式	4節以上は1節増すごとの歩掛りとする。
鋳鉄製柱形放熱器 (天井吊り形)	3 節以下	組	1.94	1式	組替えは、0.23人/節とする。
	4 節以上	節	0.26	1式	4節以上は1節増すごとの歩掛りとする。
コンベクター	エレメント 1.5 m 未満	組	1.07	1式	ファンコンベクターは20%増しとする。
	エレメント 1.5 m 以上		1.27		
ベースボードヒーター	エレメント1段 2m 未満	組	1.35	1式	1段増すごとに20%増しとする。
	エレメント1段 2m 以上		1.75		
蒸気用給湿器		個	0.10	1式	スプレー式
放熱器弁		個	0.10	1式	単体で取付ける場合
放熱器トラップ		個	0.10	1式	単体で取付ける場合
パネルヒーター (床置形、壁掛形)	3.5 kW 以下	台	0.54	1式	
ファンヒーター (天井吊り形)	6 kW 以下	台	1.05	1式	
	10 kW 以下		1.29		

(注) 1. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

表M1-2-22

放熱器及び同梱品据付け

細 目	摘 要 能 力・仕 様 等	単 位	設 備 機 械 工		備 考
			[人]	その他	
鋳鉄製柱形放熱器 (床置形)	20 節以下	組	0.97	1式	組替えは、0.23人/節とする。
	21 節以上		1.25		
鋳鉄製柱形放熱器 (壁掛形)	20 節以下	組	1.55	1式	
	21 節以上		2.14		
鋳鉄製壁掛放熱器 (壁掛形)	3 節以下	組	1.25	1式	組替えは、0.23人/節とする。
	4 節以上	節	0.19	1式	4節以上は1節増すごとの歩掛りとする。
鋳鉄製柱形放熱器 (天井吊り形)	3 節以下	組	1.94	1式	組替えは、0.23人/節とする。
	4 節以上	節	0.26	1式	4節以上は1節増すごとの歩掛りとする。
コンベクター	エレメント 1.5 m 未満	組	1.07	1式	ファンコンベクターは20%増しとする。
	エレメント 1.5 m 以上		1.27		
ベースボードヒーター	エレメント1段 2m 未満	組	1.35	1式	1段増すごとに20%増しとする。
	エレメント1段 2m 以上		1.75		
蒸気用給湿器		個	0.10	1式	スプレー式
放熱器弁		個	0.10	1式	単体で取付ける場合
放熱器トラップ		個	0.10	1式	単体で取付ける場合
パネルヒーター (床置形、壁掛形)	3.5 kW 以下	台	0.54	1式	
ファンヒーター (天井吊り形)	6 kW 以下	台	1.05	1式	
	10 kW 以下		1.29		

(注) 1. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。

改正後

改正前

4 ダクト設備

4 ダクト設備

4-1 一般事項

4-1 一般事項

- (1) 表M1-2-23～表M1-2-32の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表M1-2-33の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

- (1) 表M1-2-23～表M1-2-32の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表M1-2-33の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

4-2 標準歩掛り

4-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 高圧ダクト（アングルフランジ工法ダクト、スパイラルダクト）、低圧ダクト（コーナーボルト工法ダクト、グラスウール製ダクト（円形ダクト））、その他下記ダクト等に適用する。
    - ・排煙円形ダクト
    - ・フレキシブルダクト
    - ・ダクト付風品
    - ・排気フード
    - ・グリズ除去装置
    - ・たわみ継手
    - ・定風量ユニット
    - ・変風量ユニット

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 高圧ダクト（アングルフランジ工法ダクト、スパイラルダクト）、低圧ダクト（コーナーボルト工法ダクト、グラスウール製ダクト（円形ダクト））、その他下記ダクト等に適用する。
    - ・排煙円形ダクト
    - ・フレキシブルダクト
    - ・ダクト付風品
    - ・排気フード
    - ・グリズ除去装置
    - ・たわみ継手
    - ・定風量ユニット
    - ・変風量ユニット

(2) 細目工種

(2) 細目工種

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第2節 空気調和設備工事  
4 ダクト設備 4-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-2-28

フレキシブルダクト

細 目	摘 要		材 料		ダクト工[人]	そ の 他	備 考
	ダクト口径	単 位	フレキシブルダクト (3mまで)	ダクト用テープ (50幅)			
	[mm]		[本]	[m]			
フレキシブルダクト	100	本	1.0	1.3	0.04	1式	
	125		1.0	1.6	0.05		
	150		1.0	1.8	0.06		
	175		1.0	2.2	0.07		
	200		1.0	2.5	0.08		
	225		1.0	2.8	0.09		
	250		1.0	3.1	0.10		
	275		1.0	3.5	0.11		
	300		1.0	3.8	0.14		
	350		1.0	4.4	0.17		
400	1.0	5.0	0.20				

(注) 1. 「その他」の率対象は、材料、ダクト工とする。

表M1-2-29

ダクト 附属品

細 目	摘 要	単 位	材 料	ダクト工[人]	そ の 他	備 考
	仕様・ガラリ面積		ガラリ等[個]			
照明器具組込形 吹出口・吸込口	1 連形	個	1	0.45	1式	
	2 連形			0.85		
	3 連形			1.55		
外気取入ガラリ 排 気 ガラリ	0.1 m <sup>2</sup> 以下	個	1	0.90	1式	
	0.2 m <sup>2</sup> 以下			0.95		
	0.3 m <sup>2</sup> 以下			1.00		
	0.4 m <sup>2</sup> 以下			1.05		
	0.5 m <sup>2</sup> 以下			1.10		
	0.6 m <sup>2</sup> 以下			1.20		
	0.7 m <sup>2</sup> 以下			1.30		
	0.8 m <sup>2</sup> 以下			1.40		
	0.9 m <sup>2</sup> 以下			1.50		
	1.0 m <sup>2</sup> 以下			1.60		
	1.2 m <sup>2</sup> 以下			1.70		
	1.4 m <sup>2</sup> 以下			1.80		
	1.6 m <sup>2</sup> 以下			2.00		
	1.8 m <sup>2</sup> 以下			2.10		
	2.0 m <sup>2</sup> 以下			2.20		
2.2 m <sup>2</sup> 以下	2.30					
2.4 m <sup>2</sup> 以下	2.40					

(注) 1. 「その他」の率対象は、ダクト工とする。

表M1-2-28

フレキシブルダクト

細 目	摘 要		材 料		ダクト工[人]	そ の 他	備 考
	ダクト口径	単 位	フレキシブルダクト (3mまで)	ダクト用テープ (50幅)			
	[mm]		[本]	[m]			
フレキシブルダクト	100	本	1.0	1.3	0.04	1式	
	125		1.0	1.6	0.05		
	150		1.0	1.8	0.06		
	175		1.0	2.2	0.07		
	200		1.0	2.5	0.08		
	225		1.0	2.8	0.09		
	250		1.0	3.1	0.10		
	275		1.0	3.5	0.11		
	300		1.0	3.8	0.14		
	350		1.0	4.4	0.17		
400	1.0	5.0	0.20				

(注) 1. 「その他」の率対象は、材料、ダクト工とする。

表M1-2-29

ダクト 付属品

細 目	摘 要	単 位	材 料	ダクト工[人]	そ の 他	備 考
	仕様・ガラリ面積		ガラリ等[個]			
照明器具組込形 吹出口・吸込口	1 連形	個	1	0.45	1式	
	2 連形			0.85		
	3 連形			1.55		
外気取入ガラリ 排 気 ガラリ	0.1 m <sup>2</sup> 以下	個	1	0.90	1式	
	0.2 m <sup>2</sup> 以下			0.95		
	0.3 m <sup>2</sup> 以下			1.00		
	0.4 m <sup>2</sup> 以下			1.05		
	0.5 m <sup>2</sup> 以下			1.10		
	0.6 m <sup>2</sup> 以下			1.20		
	0.7 m <sup>2</sup> 以下			1.30		
	0.8 m <sup>2</sup> 以下			1.40		
	0.9 m <sup>2</sup> 以下			1.50		
	1.0 m <sup>2</sup> 以下			1.60		
	1.2 m <sup>2</sup> 以下			1.70		
	1.4 m <sup>2</sup> 以下			1.80		
	1.6 m <sup>2</sup> 以下			2.00		
	1.8 m <sup>2</sup> 以下			2.10		
	2.0 m <sup>2</sup> 以下			2.20		
2.2 m <sup>2</sup> 以下	2.30					
2.4 m <sup>2</sup> 以下	2.40					

(注) 1. 「その他」の率対象は、ダクト工とする。

改正後

改正前

表M1-2-34

減圧装置（蒸気用）

細目	摘要	単位	複		合		単		備		圧力計			
			減圧弁		玉形弁		仕切弁 (ブロー用)		Y形ストレーナ		安全弁		圧力計	
			呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径 (特記寸法)	個	目盛板 外径	組
減圧装置 (蒸気用)	20 <sup>A</sup> × 15 <sup>A</sup>	組	15	1	20	1	20	1	20	1	(15)	1	100φ	2
	32 × 20		20	1	32	1	20	1	32	1	(15)	1	100φ	2
	32 × 25		25	1	32	1	20	1	32	1	(20)	1	100φ	2
	32 × 32		32	1	32	1	20	1	32	1	(25)	1	100φ	2
	40 × 25		25	1	40	1	20	1	40	1	(20)	1	100φ	2
	40 × 32		32	1	40	1	20	1	40	1	(25)	1	100φ	2
	40 × 40		40	1	40	1	20	1	40	1	(25)	1	100φ	2
	50 × 32		32	1	50	1	20	1	50	1	(25)	1	100φ	2
	50 × 40		40	1	50	1	20	1	50	1	(25)	1	100φ	2
	50 × 50		50	1	50	1	20	1	50	1	(32)	1	100φ	2
	65 × 40		40	1	65	1	20	1	65	1	(25)	1	100φ	2
	65 × 50		50	1	65	1	20	1	65	1	(32)	1	100φ	2
	65 × 65		65	1	65	1	20	1	65	1	(50)	1	100φ	2
	80 × 50		50	1	80	1	20	1	80	1	(32)	1	100φ	2
	80 × 65		65	1	80	1	20	1	80	1	(50)	1	100φ	2
	80 × 80		80	1	80	1	20	1	80	1	(50)	1	100φ	2
100 × 65	65	1	100	1	20	1	100	1	(50)	1	100φ	2		
100 × 80	80	1	100	1	20	1	100	1	(50)	1	100φ	2		
100 × 100	100	1	100	1	20	1	100	1	(65)	1	100φ	2		

表M1-2-34

減圧装置（蒸気用）

細目	摘要	単位	複		合		単		備		圧力計			
			減圧弁		玉形弁		仕切弁 (ブロー用)		Y形ストレーナ		安全弁		圧力計	
			呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径 (特記寸法)	個	目盛板 外径	組
減圧装置 (蒸気用)	20 <sup>A</sup> × 15 <sup>A</sup>	組	15	1	20	1	20	1	20	1	(15)	1	100φ	2
	32 × 20		20	1	32	1	20	1	32	1	(15)	1	100φ	2
	32 × 25		25	1	32	1	20	1	32	1	(20)	1	100φ	2
	32 × 32		32	1	32	1	20	1	32	1	(25)	1	100φ	2
	40 × 25		25	1	40	1	20	1	40	1	(20)	1	100φ	2
	40 × 32		32	1	40	1	20	1	40	1	(25)	1	100φ	2
	40 × 40		40	1	40	1	20	1	40	1	(25)	1	100φ	2
	50 × 32		32	1	50	1	20	1	50	1	(25)	1	100φ	2
	50 × 40		40	1	50	1	20	1	50	1	(25)	1	100φ	2
	50 × 50		50	1	50	1	20	1	50	1	(32)	1	100φ	2
	65 × 40		40	1	65	1	20	1	65	1	(25)	1	100φ	2
	65 × 50		50	1	65	1	20	1	65	1	(32)	1	100φ	2
	65 × 65		65	1	65	1	20	1	65	1	(50)	1	100φ	2
	80 × 50		50	1	80	1	20	1	80	1	(32)	1	100φ	2
	80 × 65		65	1	80	1	20	1	80	1	(50)	1	100φ	2
	80 × 80		80	1	80	1	20	1	80	1	(50)	1	100φ	2
100 × 65	65	1	100	1	20	1	100	1	(50)	1	100φ	2		
100 × 80	80	1	100	1	20	1	100	1	(50)	1	100φ	2		
100 × 100	100	1	100	1	20	1	100	1	(65)	1	100φ	2		

改正後

改正前

表M1-2-35

温度調整装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
温度調整弁					仕切弁(ブロー用)		玉形弁		Y形ストレーナー		圧力計	
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	目盛板外径	組
温度調整装置 300kPaまで	組	20 <sup>A</sup>	1	20	1	20	1	20	1	100φ	1	
		25	1	20	1	25	1	25	1	100φ	1	
		32	1	20	1	32	1	32	1	100φ	1	
		40	1	20	1	40	1	40	1	100φ	1	
		50	1	20	1	50	1	50	1	100φ	1	
		65	1	20	1	65	1	65	1	100φ	1	
		80	1	20	1	80	1	80	1	100φ	1	
		100	1	20	1	100	1	100	1	100φ	1	

表M1-2-36

高圧トラップ装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
高圧トラップ					玉形弁		仕切弁		Y形ストレーナー		バイパス黒管	
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	m
高圧トラップ装置 管末トラップ	組	20 <sup>A</sup>	1	20	3	20	2	20	1	20	2.1	
		25	1	25	3	20	2	25	1	25	1.6	
		32	1	32	3	20	2	32	1	32	1.8	
		40	1	40	3	20	2	40	1	40	1.9	

表M1-2-37

低圧トラップ装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
低圧トラップ					仕切弁		Y形ストレーナー		バイパス黒管			
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	m		
低圧トラップ装置 管末トラップ	組	20 <sup>A</sup>	1	20	5	20	1	20	2.1			
		25	1	25	3	25	1	25	1.6			
		32	1	32	3	32	1	32	1.8			

表M1-2-38

多量トラップ装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
多量トラップ					玉形弁又は仕切弁		仕切弁		Y形ストレーナー		バイパス黒管	
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	m
多量トラップ装置 300kPaまで	組	20 <sup>A</sup>	1	20	3	20	2	20	1	20	2.5	
		25	1	25	3	20	2	25	1	25	2.3	
		32	1	32	3	20	2	32	1	32	2.5	
		40	1	40	3	20	2	40	1	40	2.6	
		50	1	50	3	20	2	50	1	50	2.7	
		65	1	65	3	20	2	65	1	65	2.8	

表M1-2-35

温度調整装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
温度調整弁					仕切弁(ブロー用)		玉形弁		Y形ストレーナー		圧力計	
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	目盛板外径	組
温度調整装置 300kPaまで	組	20 <sup>A</sup>	1	20	1	20	1	20	1	100φ	1	
		25	1	20	1	25	1	25	1	100φ	1	
		32	1	20	1	32	1	32	1	100φ	1	
		40	1	20	1	40	1	40	1	100φ	1	
		50	1	20	1	50	1	50	1	100φ	1	
		65	1	20	1	65	1	65	1	100φ	1	
		80	1	20	1	80	1	80	1	100φ	1	
		100	1	20	1	100	1	100	1	100φ	1	

表M1-2-36

高圧トラップ装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
高圧トラップ					玉形弁		仕切弁		Y形ストレーナー		バイパス黒管	
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	m
高圧トラップ装置 管末トラップ	組	20 <sup>A</sup>	1	20	3	20	2	20	1	20	2.1	
		25	1	25	3	20	2	25	1	25	1.6	
		32	1	32	3	20	2	32	1	32	1.8	
		40	1	40	3	20	2	40	1	40	1.9	

表M1-2-37

低圧トラップ装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
低圧トラップ					仕切弁		Y形ストレーナー		バイパス黒管			
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	m		
低圧トラップ装置 管末トラップ	組	20 <sup>A</sup>	1	20	5	20	1	20	2.1			
		25	1	25	3	25	1	25	1.6			
		32	1	32	3	32	1	32	1.8			

表M1-2-38

多量トラップ装置		細目	摘要	単位	複 合				単 価			
多量トラップ					玉形弁又は仕切弁		仕切弁		Y形ストレーナー		バイパス黒管	
呼び径	個				呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	m
多量トラップ装置 300kPaまで	組	20 <sup>A</sup>	1	20	3	20	2	20	1	20	2.5	
		25	1	25	3	20	2	25	1	25	2.3	
		32	1	32	3	20	2	32	1	32	2.5	
		40	1	40	3	20	2	40	1	40	2.6	
		50	1	50	3	20	2	50	1	50	2.7	
		65	1	65	3	20	2	65	1	65	2.8	

改正後

改正前

表M1-2-39

三方弁装置（冷温水コイル廻り）

細目	摘要	単 位	材 料		複 合 単 価				配管工 [人]	その他		
			三方弁 (別途加算)		仕切弁又は バタフライ弁		Y形ストレーナ				バイパス白管	
			呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個			呼び径	m
20 <sup>A</sup> × 15 <sup>A</sup>			15	1	20 15	3 2	20	1	15	1.4	0.11	
25 × 15			15	1	25 15	3 2	25	1	15	1.5	0.11	
32 × 15			15	1	32 15	3 2	32	1	15	1.7	0.11	
25 × 20			20	1	25 20	3 2	25	1	20	1.5	0.12	
32 × 20			20	1	32 20	3 2	32	1	20	1.7	0.12	
32 × 25			25	1	32 25	3 2	32	1	25	1.7	0.14	
40 × 20			20	1	40 20	3 2	40	1	20	1.7	0.12	
40 × 25			25	1	40 25	3 2	40	1	25	1.7	0.14	
40 × 32			32	1	40 32	3 2	40	1	32	1.7	0.17	
50 × 25			25	1	50 25	3 2	50	1	25	1.8	0.14	
50 × 32			32	1	50 32	3 2	50	1	32	1.8	0.17	
50 × 40			40	1	50 40	3 2	50	1	40	1.8	0.20	
65 × 32			32	1	65 32	3 2	65	1	32	2.3	0.17	
65 × 40			40	1	65 40	3 2	65	1	40	2.3	0.20	1式
65 × 50			50	1	65 50	3 2	65	1	50	2.3	0.24	
80 × 40			40	1	80 40	3 2	80	1	40	2.5	0.20	
80 × 50			50	1	80 50	3 2	80	1	50	2.5	0.24	
80 × 65			65	1	80 65	3 2	80	1	65	2.5	0.42	
100 × 50			50	1	100 50	3 2	100	1	50	2.8	0.24	
100 × 65			65	1	100 65	3 2	100	1	65	2.8	0.42	
100 × 80			80	1	100 80	3 2	100	1	80	2.8	0.51	
125 × 65			65	1	125 65	3 2	125	1	65	3.0	0.42	
125 × 80			80	1	125 80	3 2	125	1	80	3.0	0.51	
125 × 100			100	1	125 100	3 2	125	1	100	3.0	0.60	
150 × 80			80	1	150 80	3 2	150	1	80	3.3	0.51	
150 × 100			100	1	150 100	3 2	150	1	100	3.3	0.60	
150 × 125			125	1	150 125	3 2	150	1	125	3.3	0.72	

(注) 1. 配管工は三方弁のみの取付歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-2-39

三方弁装置（冷温水コイル廻り）

細目	摘要	単 位	材 料		複 合 単 価				配管工 [人]	その他		
			三方弁 (別途加算)		仕切弁又は バタフライ弁		Y形ストレーナ				バイパス白管	
			呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個			呼び径	m
20 <sup>A</sup> × 15 <sup>A</sup>			15	1	20 15	3 2	20	1	15	1.4	0.11	
25 × 15			15	1	25 15	3 2	25	1	15	1.5	0.11	
32 × 15			15	1	32 15	3 2	32	1	15	1.7	0.11	
25 × 20			20	1	25 20	3 2	25	1	20	1.5	0.12	
32 × 20			20	1	32 20	3 2	32	1	20	1.7	0.12	
32 × 25			25	1	32 25	3 2	32	1	25	1.7	0.14	
40 × 20			20	1	40 20	3 2	40	1	20	1.7	0.12	
40 × 25			25	1	40 25	3 2	40	1	25	1.7	0.14	
40 × 32			32	1	40 32	3 2	40	1	32	1.7	0.17	
50 × 25			25	1	50 25	3 2	50	1	25	1.8	0.14	
50 × 32			32	1	50 32	3 2	50	1	32	1.8	0.17	
50 × 40			40	1	50 40	3 2	50	1	40	1.8	0.20	
65 × 32			32	1	65 32	3 2	65	1	32	2.3	0.17	
65 × 40			40	1	65 40	3 2	65	1	40	2.3	0.20	1式
65 × 50			50	1	65 50	3 2	65	1	50	2.3	0.24	
80 × 40			40	1	80 40	3 2	80	1	40	2.5	0.20	
80 × 50			50	1	80 50	3 2	80	1	50	2.5	0.24	
80 × 65			65	1	80 65	3 2	80	1	65	2.5	0.42	
100 × 50			50	1	100 50	3 2	100	1	50	2.8	0.24	
100 × 65			65	1	100 65	3 2	100	1	65	2.8	0.42	
100 × 80			80	1	100 80	3 2	100	1	80	2.8	0.51	
125 × 65			65	1	125 65	3 2	125	1	65	3.0	0.42	
125 × 80			80	1	125 80	3 2	125	1	80	3.0	0.51	
125 × 100			100	1	125 100	3 2	125	1	100	3.0	0.60	
150 × 80			80	1	150 80	3 2	150	1	80	3.3	0.51	
150 × 100			100	1	150 100	3 2	150	1	100	3.3	0.60	
150 × 125			125	1	150 125	3 2	150	1	125	3.3	0.72	

(注) 1. 配管工は三方弁のみの取付歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。

改正後

改正前

表M1-2-40

二方弁装置（蒸気コイル廻り）

細目	摘要	単位	材 料		複 合 単 価						配管工 [人]	その 他					
			二方弁 (別途加算)		仕切弁		Y形ストレーナ		圧力計	バイパス黒管							
			呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	組			呼び径	m			
二 方 弁 装 置 （ 蒸 気 コ イ ル 廻 り ）	20 <sup>A</sup> × 15 <sup>A</sup>	組	15	1	20	2	15	1	20	1	100φ	1	15	1.1	0.07	1 式	
			15	1	15	1	20	1	100φ	1	15	1.2	0.07				
			25 × 15	15	1	25	2	15	1	25	1	100φ	1	15	1.2		0.07
			25 × 20	20	1	25	2	20	1	25	1	100φ	1	20	1.2		0.08
			32 × 15	15	1	32	2	15	1	32	1	100φ	1	15	1.4		0.07
			32 × 20	20	1	32	2	20	1	32	1	100φ	1	20	1.4		0.08
			32 × 25	25	1	32	2	25	1	32	1	100φ	1	25	1.4		0.09
			40 × 20	20	1	40	2	20	1	40	1	100φ	1	20	1.4		0.08
			40 × 25	25	1	40	2	25	1	40	1	100φ	1	25	1.4		0.09
			40 × 32	32	1	40	2	32	1	40	1	100φ	1	32	1.4		0.11
			50 × 25	25	1	50	2	25	1	50	1	100φ	1	25	1.5		0.09
			50 × 32	32	1	50	2	32	1	50	1	100φ	1	32	1.5		0.11
			50 × 40	40	1	50	2	40	1	50	1	100φ	1	40	1.5		0.13
			65 × 32	32	1	65	2	32	1	65	1	100φ	1	32	2.0		0.11
			65 × 40	40	1	65	2	40	1	65	1	100φ	1	40	2.0		0.13
			65 × 50	50	1	65	2	50	1	65	1	100φ	1	50	2.0		0.16
			80 × 40	40	1	80	2	40	1	80	1	100φ	1	40	2.2		0.13
			80 × 50	50	1	80	2	50	1	80	1	100φ	1	50	2.2		0.16
			80 × 65	65	1	80	2	65	1	80	1	100φ	1	65	2.2		0.28
			100 × 50	50	1	100	2	50	1	100	1	100φ	1	50	2.5		0.16
	100 × 65	65	1	100	2	65	1	100	1	100φ	1	65	2.5	0.28			
	100 × 80	80	1	100	2	80	1	100	1	100φ	1	80	2.5	0.34			
	125 × 65	65	1	125	2	65	1	125	1	100φ	1	65	2.5	0.28			
	125 × 80	80	1	125	2	80	1	125	1	100φ	1	80	2.5	0.34			
	125 × 100	100	1	125	2	100	1	125	1	100φ	1	100	2.7	0.40			
	150 × 80	80	1	150	2	80	1	150	1	100φ	1	80	3.0	0.34			
	150 × 100	100	1	150	2	100	1	150	1	100φ	1	100	3.0	0.40			
	150 × 125	125	1	150	2	125	1	150	1	100φ	1	125	3.0	0.48			

(注) 1. 配管工は二方弁のみの取付歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-2-40

二方弁装置（蒸気コイル廻り）

細目	摘要	単位	材 料		複 合 単 価						配管工 [人]	その 他					
			二方弁 (別途加算)		仕切弁		Y形ストレーナ		圧力計	バイパス黒管							
			呼び径	個	呼び径	個	呼び径	個	呼び径	組			呼び径	m			
二 方 弁 装 置 （ 蒸 気 コ イ ル 廻 り ）	20 <sup>A</sup> × 15 <sup>A</sup>	組	15	1	20	2	15	1	20	1	100φ	1	15	1.1	0.07	1 式	
			15	1	15	1	20	1	100φ	1	15	1.2	0.07				
			25 × 15	15	1	25	2	15	1	25	1	100φ	1	15	1.2		0.07
			25 × 20	20	1	25	2	20	1	25	1	100φ	1	20	1.2		0.08
			32 × 15	15	1	32	2	15	1	32	1	100φ	1	15	1.4		0.07
			32 × 20	20	1	32	2	20	1	32	1	100φ	1	20	1.4		0.08
			32 × 25	25	1	32	2	25	1	32	1	100φ	1	25	1.4		0.09
			40 × 20	20	1	40	2	20	1	40	1	100φ	1	20	1.4		0.08
			40 × 25	25	1	40	2	25	1	40	1	100φ	1	25	1.4		0.09
			40 × 32	32	1	40	2	32	1	40	1	100φ	1	32	1.4		0.11
			50 × 25	25	1	50	2	25	1	50	1	100φ	1	25	1.5		0.09
			50 × 32	32	1	50	2	32	1	50	1	100φ	1	32	1.5		0.11
			50 × 40	40	1	50	2	40	1	50	1	100φ	1	40	1.5		0.13
			65 × 32	32	1	65	2	32	1	65	1	100φ	1	32	2.0		0.11
			65 × 40	40	1	65	2	40	1	65	1	100φ	1	40	2.0		0.13
			65 × 50	50	1	65	2	50	1	65	1	100φ	1	50	2.0		0.16
			80 × 40	40	1	80	2	40	1	80	1	100φ	1	40	2.2		0.13
			80 × 50	50	1	80	2	50	1	80	1	100φ	1	50	2.2		0.16
			80 × 65	65	1	80	2	65	1	80	1	100φ	1	65	2.2		0.28
			100 × 50	50	1	100	2	50	1	100	1	100φ	1	50	2.5		0.16
	100 × 65	65	1	100	2	65	1	100	1	100φ	1	65	2.5	0.28			
	100 × 80	80	1	100	2	80	1	100	1	100φ	1	80	2.5	0.34			
	125 × 65	65	1	125	2	65	1	125	1	100φ	1	65	2.5	0.28			
	125 × 80	80	1	125	2	80	1	125	1	100φ	1	80	2.5	0.34			
	125 × 100	100	1	125	2	100	1	125	1	100φ	1	100	2.7	0.40			
	150 × 80	80	1	150	2	80	1	150	1	100φ	1	80	3.0	0.34			
	150 × 100	100	1	150	2	100	1	150	1	100φ	1	100	3.0	0.40			
	150 × 125	125	1	150	2	125	1	150	1	100φ	1	125	3.0	0.48			

(注) 1. 配管工は二方弁のみの取付歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。



改正後

改正前

表M1-2-41

電磁弁装置										
細目	摘 要 管 寸 法	単 位	材 料		複 合		単 価		配管工[人]	その他
			電磁弁(別途加算)		仕切弁		Y形ストレーナ			
			呼 び 径	個	呼 び 径	個	呼 び 径	個		
電磁弁装置	20 <sup>A</sup>	組	15	1	20	1	20	1	0.08	1式
	25		20	1	25	1	25	1	0.09	
	32		25	1	32	1	32	1	0.11	
	40		32	1	40	1	40	1	0.13	
	50		40	1	50	1	50	1	0.16	

(注) 1. 配管工は電磁弁のみの取付歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-2-41

電磁弁装置										
細目	摘 要 管 寸 法	単 位	材 料		複 合		単 価		配管工[人]	その他
			電磁弁(別途加算)		仕切弁		Y形ストレーナ			
			呼 び 径	個	呼 び 径	個	呼 び 径	個		
電磁弁装置	20 <sup>A</sup>	組	15	1	20	1	20	1	0.08	1式
	25		20	1	25	1	25	1	0.09	
	32		25	1	32	1	32	1	0.11	
	40		32	1	40	1	40	1	0.13	
	50		40	1	50	1	50	1	0.16	

(注) 1. 配管工は電磁弁のみの取付歩掛りとする。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第4節 給排水衛生設備工  
2 給水設備 2-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-4-3

水栓類					
細目	摘要 呼び径・仕様等	単位	材 料 水栓類等[個]	配管工 [人]	そ の 他
	20	0.08			
	25	0.09			
混 合 水 栓	13	個	1	0.11	1式
	20			0.11	
湯 屋 カ ラ ン	13	個	1	0.07	1式
	20			0.08	
散 水 栓 ( 箱 共 )	13	個	1	0.35	1式
	20			0.35	
靴 洗 栓 ( 箱 共 )	13	個	1	0.35	1式
	20			0.35	
水 抜 栓	15	個	1	0.15	1式
	20			0.15	
弁 き よ う	50	個	1	0.23	1式
	100			0.45	
	150			0.60	
量 水 器 き よ う	20	個	1	0.23	1式
	25			0.23	
	40			0.23	
不 凍 水 栓 柱	15	個	1	0.30	1式
	20			0.30	
水 栓 柱		個	1	0.20	1式
防 虫 網	32	個	1	0.18	1式
	40			0.20	
	50			0.23	
	65			0.26	
	80			0.29	
	100			0.32	
	125			0.35	
150	0.38				
埋 設 表 示 テ ー プ	150 幅	m	1	0.004	1式
地 中 埋 設 標	コンクリート製	個	1	0.20	1式
	鉄製			0.02	

(注) 1. 弁きょう及び量水器きょうの「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「掛」による。  
それ以外は「配管**付**品」による。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-4-3

水栓類					
細目	摘要 呼び径・仕様等	単位	材 料 水栓類等[個]	配管工 [人]	そ の 他
	20	0.08			
	25	0.09			
混 合 水 栓	13	個	1	0.11	1式
	20			0.11	
湯 屋 カ ラ ン	13	個	1	0.07	1式
	20			0.08	
散 水 栓 ( 箱 共 )	13	個	1	0.35	1式
	20			0.35	
靴 洗 栓 ( 箱 共 )	13	個	1	0.35	1式
	20			0.35	
水 抜 栓	15	個	1	0.15	1式
	20			0.15	
弁 き よ う	50	個	1	0.23	1式
	100			0.45	
	150			0.60	
量 水 器 き よ う	20	個	1	0.23	1式
	25			0.23	
	40			0.23	
不 凍 水 栓 柱	15	個	1	0.30	1式
	20			0.30	
水 栓 柱		個	1	0.20	1式
防 虫 網	32	個	1	0.18	1式
	40			0.20	
	50			0.23	
	65			0.26	
	80			0.29	
	100			0.32	
	125			0.35	
150	0.38				
埋 設 表 示 テ ー プ	150 幅	m	1	0.004	1式
地 中 埋 設 標	コンクリート製	個	1	0.20	1式
	鉄製			0.02	

(注) 1. 弁きょう及び量水器きょうの「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「掛」による。  
それ以外は「配管**付**品」による。  
2. 「その他」の率対象は、配管工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第4節 給排水衛生設備工事  
4 柵類 4-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-4-9

細目	摘 要		単 位	材 料		特殊 作業員 [人]	普通 作業員 [人]	そ の 他
	仕 様	等		鋳鉄製防護ふた (台座付) [組]	切込 砕石 [m <sup>3</sup> ]			
鋳鉄製 防護ふた	標準型	T-8 ふた径200 蝶番ロック式	組	1	0.09	0.016	0.016	1 式
	標準型	T-8 ふた径200 蝶番袋穴式						
	標準型	T-14 ふた径200 蝶番ロック式						
	標準型	T-14 ふた径200 蝶番袋穴式						
	標準型	T-25 ふた径200 蝶番袋穴式						

(注) 1. 鋳鉄製防護ふたは200φ以下の柵に使用可能とする。  
 2. プラスチック柵に~~仕~~仕する塩ビふたを内ふたと読み替えており、プラスチック柵(塩ビふた付)に加算して使用する。  
 3. 「その他」の率対象は、特殊作業員、普通作業員とする。

表M1-4-10

細目	摘 要		単 位	複 合 単 価							材 料	雑 材 料	特殊 作業員 [人]	普通 作業員 [人]	そ の 他	
	呼び径・ 柵径 [mm]	深さ [mm]		硬質塩化ビニル管 (VP) [m]	コンク リート [m <sup>3</sup> ]	砂利 地業 [m <sup>3</sup> ]	モル タル [m <sup>3</sup> ]	型枠 [m <sup>2</sup> ]	根切り [m <sup>3</sup> ]	埋戻し [m <sup>3</sup> ]						建設発 生土 処理 [m <sup>3</sup> ]
弁 柵	25以下	550	組	0.60	-	0.02	-	-	0.39	0.29	0.10	B1 1	1 式 (材料費×0.05)	0.36	0.08	1 式
		550		-	0.050	0.02	-	1.22	1.24	1.15	0.09	B1 1		0.36	0.08	
	850	-		0.109	0.03	-	2.05	2.00	1.83	0.17	B1 1	0.36		0.08		
	700	-		0.137	0.06	-	2.44	2.07	1.81	0.26	MHA-P300 1	0.36		0.08		
	50~80	900		-	0.169	0.06	-	3.08	2.52	2.21	0.31	MHA-P300 1		0.36	0.08	
	100~200	1,200		-	0.385	0.10	-	5.80	4.11	3.38	0.73	MHA-P450 1		0.41	0.11	
量 水 器 柵	25~32	450	組	-	0.116	0.07	0.01	1.92	1.65	1.40	0.25	MB-1 1	1 式 (材料費×0.05)	0.36	0.08	1 式
		750		-	0.173	0.07	0.02	3.64	2.39	2.05	0.34	MB-1 1		0.36	0.08	
	450	-		0.192	0.12	0.02	2.88	2.19	1.71	0.48	MB-2 1	0.47		0.15		
	40~65	750		-	0.277	0.12	0.03	4.58	3.17	2.50	0.67	MB-2 1		0.47	0.15	
	450	-		0.374	0.21	0.04	4.14	3.15	2.21	0.94	MB-3 1	0.77		0.30		
	80~150	750		-	0.521	0.21	0.05	6.60	4.52	3.20	1.32	MB-3 1		0.77	0.30	
点 検 口 柵	450×450	400	組	-	0.099	0.08	0.01	1.92	1.59	1.33	0.26	WPM-A450 1	1 式 (材料費×0.05)	0.41	0.11	1 式
	800× <del>600</del>	450		-	0.147	0.13	0.02	2.73	2.29	1.77	0.52	MB-2 1		0.47	0.15	

(注) 1. 「その他」の率対象は、特殊作業員、普通作業員とする。

表M1-4-9

細目	摘 要		単 位	材 料		特殊 作業員 [人]	普通 作業員 [人]	そ の 他
	仕 様	等		鋳鉄製防護ふた (台座付) [組]	切込 砕石 [m <sup>3</sup> ]			
鋳鉄製 防護ふた	標準型	T-8 ふた径200 蝶番ロック式	組	1	0.09	0.016	0.016	1 式
	標準型	T-8 ふた径200 蝶番袋穴式						
	標準型	T-14 ふた径200 蝶番ロック式						
	標準型	T-14 ふた径200 蝶番袋穴式						
	標準型	T-25 ふた径200 蝶番袋穴式						

(注) 1. 鋳鉄製防護ふたは200φ以下の柵に使用可能とする。  
 2. プラスチック柵に~~仕~~仕する塩ビふたを内ふたと読み替えており、プラスチック柵(塩ビふた付)に加算して使用する。  
 3. 「その他」の率対象は、特殊作業員、普通作業員とする。

表M1-4-10

細目	摘 要		単 位	複 合 単 価							材 料	雑 材 料	特殊 作業員 [人]	普通 作業員 [人]	そ の 他	
	呼び径・ 柵径 [mm]	深さ [mm]		硬質塩化ビニル管 (VP) [m]	コンク リート [m <sup>3</sup> ]	砂利 地業 [m <sup>3</sup> ]	モル タル [m <sup>3</sup> ]	型枠 [m <sup>2</sup> ]	根切り [m <sup>3</sup> ]	埋戻し [m <sup>3</sup> ]						建設発 生土 処理 [m <sup>3</sup> ]
弁 柵	25以下	550	組	0.60	-	0.02	-	-	0.39	0.29	0.10	B1 1	1 式 (材料費×0.05)	0.36	0.08	1 式
		550		-	0.050	0.02	-	1.22	1.24	1.15	0.09	B1 1		0.36	0.08	
	850	-		0.109	0.03	-	2.05	2.00	1.83	0.17	B1 1	0.36		0.08		
	700	-		0.137	0.06	-	2.44	2.07	1.81	0.26	MHA-P300 1	0.36		0.08		
	50~80	900		-	0.169	0.06	-	3.08	2.52	2.21	0.31	MHA-P300 1		0.36	0.08	
	100~200	1,200		-	0.385	0.10	-	5.80	4.11	3.38	0.73	MHA-P450 1		0.41	0.11	
量 水 器 柵	25~32	450	組	-	0.116	0.07	0.01	1.92	1.65	1.40	0.25	MB-1 1	1 式 (材料費×0.05)	0.36	0.08	1 式
		750		-	0.173	0.07	0.02	3.64	2.39	2.05	0.34	MB-1 1		0.36	0.08	
	450	-		0.192	0.12	0.02	2.88	2.19	1.71	0.48	MB-2 1	0.47		0.15		
	40~65	750		-	0.277	0.12	0.03	4.58	3.17	2.50	0.67	MB-2 1		0.47	0.15	
	450	-		0.374	0.21	0.04	4.14	3.15	2.21	0.94	MB-3 1	0.77		0.30		
	80~150	750		-	0.521	0.21	0.05	6.60	4.52	3.20	1.32	MB-3 1		0.77	0.30	
点 検 口 柵	450×450	400	組	-	0.099	0.08	0.01	1.92	1.59	1.33	0.26	WPM-A450 1	1 式 (材料費×0.05)	0.41	0.11	1 式
	800× <del>800</del>	450		-	0.147	0.13	0.02	2.73	2.29	1.77	0.52	MB-2 1		0.47	0.15	

(注) 1. 「その他」の率対象は、特殊作業員、普通作業員とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第4節 給排水衛生設備工事  
6 消火設備 6-2 標準歩掛り

改正後

改正前

表M1-4-14

屋内消火栓、屋外消火栓、連結送水管等 (2/2)

細目	摘要	単位	材 料 格 納 箱 等 [組]	配 管 工 [人]	そ の 他
放水用器具格納箱(一)(二) (埋込形)	HB-11A、HB-11AT 放水口、ホース2本付	組	1	1.40	1式
放水用器具格納箱(一)(二) (露出形)	HB-11B、HB-11BT 放水口、ホース2本付	組	1	1.25	1式
放水用器具格納箱(一)(二) (埋込形)	HB-11AD、HB-11ATD 放水口、ホース4本付	組	1	1.40	1式
放水用器具格納箱(一)(二) (露出形)	HB-11BD、HB-11BTD 放水口、ホース4本付	組	1	1.25	1式
放水口格納箱 (埋込形)	HB-12A 放水口付	組	1	1.20	1式
放水口格納箱 (露出形)	HB-12B 放水口付	組	1	1.10	1式
屋外消火栓箱(総合形) 地上式	HB-20 開閉弁、ホース、ノズル付	組	1	1.33	1式
屋外消火栓箱 地上式	HB-21 開閉弁、ホース、ノズル付	組	1	1.20	1式
屋外消火栓ホース格納箱 地上式	ホース、ノズル	組	1	1.10	1式
屋外消火栓開閉弁 地上式	単口形	個	1[個]	0.60	1式
	双口形			0.70	
屋外消火栓開閉弁 地下式	単口形	個	1[個]	0.39	1式
	双口形			0.54	
送水口		個	1[個]	0.75	1式
採水口		個	1[個]	0.75	1式
テスト弁	40 <sup>A</sup> 65 <sup>A</sup>	個	1[個]	0.28 0.33	1式
放水口	埋込単口形	個	1[個]	0.30	1式
消火器	粉末A-2	個	1[個]	0.09	1式
消火器 A B C	消火器(3kg、20kg、40kg、50kg)、 標示板	個	1[個]	0.18	1式
消火器 C O <sub>2</sub>	消火器CO <sub>2</sub> : 2.3kg、 ブラケット、標示板	個	1[個]	0.18	1式
消火器保管箱	1本用	個	1[個]	0.56	1式
	2本用			0.73	
	3本用			0.84	
	4本用			1.12	

- (注) 1. 摘要欄の記号は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。  
2. 放水用器具格納箱、屋外消火栓箱、屋外消火栓ホース格納箱の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「衛生機器」による。  
屋外消火栓弁、送水口、採水口、テスト弁、放水口、消火器、消火器保管箱の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「配管附属品」による。  
3. 「その他」の率対象は、配管工とする。

表M1-4-14

屋内消火栓、屋外消火栓、連結送水管等 (2/2)

細目	摘要	単位	材 料 格 納 箱 等 [組]	配 管 工 [人]	そ の 他
放水用器具格納箱(一)(二) (埋込形)	HB-11A、HB-11AT 放水口、ホース2本付	組	1	1.40	1式
放水用器具格納箱(一)(二) (露出形)	HB-11B、HB-11BT 放水口、ホース2本付	組	1	1.25	1式
放水用器具格納箱(一)(二) (埋込形)	HB-11AD、HB-11ATD 放水口、ホース4本付	組	1	1.40	1式
放水用器具格納箱(一)(二) (露出形)	HB-11BD、HB-11BTD 放水口、ホース4本付	組	1	1.25	1式
放水口格納箱 (埋込形)	HB-12A 放水口付	組	1	1.20	1式
放水口格納箱 (露出形)	HB-12B 放水口付	組	1	1.10	1式
屋外消火栓箱(総合形) 地上式	HB-20 開閉弁、ホース、ノズル付	組	1	1.33	1式
屋外消火栓箱 地上式	HB-21 開閉弁、ホース、ノズル付	組	1	1.20	1式
屋外消火栓ホース格納箱 地上式	ホース、ノズル	組	1	1.10	1式
屋外消火栓開閉弁 地上式	単口形	個	1[個]	0.60	1式
	双口形			0.70	
屋外消火栓開閉弁 地下式	単口形	個	1[個]	0.39	1式
	双口形			0.54	
送水口		個	1[個]	0.75	1式
採水口		個	1[個]	0.75	1式
テスト弁	40 <sup>A</sup> 65 <sup>A</sup>	個	1[個]	0.28 0.33	1式
放水口	埋込単口形	個	1[個]	0.30	1式
消火器	粉末A-2	個	1[個]	0.09	1式
消火器 A B C	消火器(3kg、20kg、40kg、50kg)、 標示板	個	1[個]	0.18	1式
消火器 C O <sub>2</sub>	消火器CO <sub>2</sub> : 2.3kg、 ブラケット、標示板	個	1[個]	0.18	1式
消火器保管箱	1本用	個	1[個]	0.56	1式
	2本用			0.73	
	3本用			0.84	
	4本用			1.12	

- (注) 1. 摘要欄の記号は、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。  
2. 放水用器具格納箱、屋外消火栓箱、屋外消火栓ホース格納箱の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「衛生機器」による。  
屋外消火栓弁、送水口、採水口、テスト弁、放水口、消火器、消火器保管箱の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「配管附属品」による。  
3. 「その他」の率対象は、配管工とする。

建築工事標準単価積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第4節 撤去工事  
1 撤去 1-2 標準歩掛り

改正後

改正前

第4節 撤去工事

1 撤去

1-1 一般事項

- (1) 表M2-4-1～表M2-4-9の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 配管、ダクト、保温及び機器の撤去に適用する。
  - ロ. 資機材撤去は、新設歩掛りを補正した労務歩掛りによるほか、撤去歩掛りによる。
  - ハ. 資機材の施工状況等により、新設歩掛りに対する補正率を増減することができる。

(2) 細目工種

表M2-4-1

撤去						
種 別	使用区分	労務歩掛り[人]	その他	備 考		
配管類	撤去(撤去後再使用しない)	新設歩掛り ×0.3	1式	(1) 配管類の労務歩掛りは「はつり補修」を除く。 (2) 機器の場外搬出は別途計上する。 (3) ボイラー、冷凍機、冷却塔、タンク、空調機、送風機、ポンプ等のうち、100kg以上の機器を重量機器として扱い、100kg未満のものを軽量機器として扱う。		
配管 付属品類		×0.3				
ダクト・同付属品類		×0.3				
保温		×0.3				
水栓、排水金具等		×0.3				
軽量機器	×0.3					
重量機器	×0.4					
配管類	取外し(撤去後再使用する)	新設歩掛り ×0.4				
配管 付属品類		×0.4				
ダクト・同付属品類		×0.4				
保温		×0.4				
水栓、排水金具等		×0.4				
軽量機器		×0.4				
重量機器		×0.7				

- (注) 1. 使用区分が撤去の「その他」の率対象は、労務歩掛りとし、工種は撤去を適用する。  
2. 使用区分が取外しの「その他」の率対象は、労務歩掛りとし、工種は取外しを行う資機材に対応するものを適用する。

第4節 撤去工事

1 撤去

1-1 一般事項

- (1) 表M2-4-1～表M2-4-9の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 本節に定める標準歩掛りにおける仕様は、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。
- (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1-2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
  - イ. 配管、ダクト、保温及び機器の撤去に適用する。
  - ロ. 資機材撤去は、新設歩掛りを補正した労務歩掛りによるほか、撤去歩掛りによる。
  - ハ. 資機材の施工状況等により、新設歩掛りに対する補正率を増減することができる。

(2) 細目工種

表M2-4-1

撤去						
種 別	使用区分	労務歩掛り[人]	その他	備 考		
配管類	撤去(撤去後再使用しない)	新設歩掛り ×0.3	1式	(1) 配管類の労務歩掛りは「はつり補修」を除く。 (2) 機器の場外搬出は別途計上する。 (3) ボイラー、冷凍機、冷却塔、タンク、空調機、送風機、ポンプ等のうち、100kg以上の機器を重量機器として扱い、100kg未満のものを軽量機器として扱う。		
配管 付属品類		×0.3				
ダクト・同付属品類		×0.3				
保温		×0.3				
水栓、排水金具等		×0.3				
軽量機器	×0.3					
重量機器	×0.4					
配管類	取外し(撤去後再使用する)	新設歩掛り ×0.4				
配管 付属品類		×0.4				
ダクト・同付属品類		×0.4				
保温		×0.4				
水栓、排水金具等		×0.4				
軽量機器		×0.4				
重量機器		×0.7				

- (注) 1. 使用区分が撤去の「その他」の率対象は、労務歩掛りとし、工種は撤去を適用する。  
2. 使用区分が取外しの「その他」の率対象は、労務歩掛りとし、工種は取外しを行う資機材に対応するものを適用する。

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第4節 撤去工事  
1 撤去 1-2 標準歩掛り

建築工事標準単価積算基準

改正前		改正後			
表M2-4-8 ダクト付煙器撤去 (1/2)					
細目	摘要	単位	ダクト工 [人]	その他	備考
吹出サドル形 (VHS、VS、VH、V)	0.04 m <sup>2</sup> 以下	個	0.099	1式	
	0.10 m <sup>2</sup> 以下		0.114		
	0.20 m <sup>2</sup> 以下		0.132		
吹出サドル形 (VHS、VS、VH、V)	0.30 m <sup>2</sup> 以下	個	0.162	1式	
	0.40 m <sup>2</sup> 以下		0.210		
	直径200 mm以下		0.117		
吹出サドル形 (C2、CA、CD、E2、EA、ED)	250～350 mm	個	0.138	1式	
	400～500 mm		0.165		
	550 mm以上		0.189		
ノズル形吹出口	長辺 1m 以下	個	0.117	1式	
	1m を超え、2m 以下		0.156		
	2m を超え、3m 以下		0.210		
吸込口 (GV、GVS)	0.1 m <sup>2</sup> 以下	個	0.126	1式	
	0.5 m <sup>2</sup> 以下		0.165		
	1.0 m <sup>2</sup> 以下		0.240		
掛煙器装置を含む)	1.6 m <sup>2</sup> 以下	組	0.330	1式	
	2.0 m <sup>2</sup> 以下		0.390		
	2.4 m <sup>2</sup> 以下		0.450		
掛煙器装置を含む)	長辺 0.5 m 未満	組	0.180	1式	
	1.0 m 未満		0.240		
	1.0 m 以上		0.330		

(注) 1. 「その他の」の単列数は、ダクト工とする。  
取外し撤去後再使用するの場合は、歩掛りに1.3を乗じた値とする。

改正前		改正後			
表M2-4-8 ダクト付煙器撤去 (1/2)					
細目	摘要	単位	ダクト工 [人]	その他	備考
吹出サドル形 (VHS、VS、VH、V)	0.04 m <sup>2</sup> 以下	個	0.099	1式	
	0.10 m <sup>2</sup> 以下		0.114		
	0.20 m <sup>2</sup> 以下		0.132		
吹出サドル形 (VHS、VS、VH、V)	0.30 m <sup>2</sup> 以下	個	0.162	1式	
	0.40 m <sup>2</sup> 以下		0.210		
	直径200 mm以下		0.117		
吹出サドル形 (C2、CA、CD、E2、EA、ED)	250～350 mm	個	0.138	1式	
	400～500 mm		0.165		
	550 mm 以上		0.189		
ノズル形吹出口	長辺 1m 以下	個	0.117	1式	
	1m を超え、2m 以下		0.156		
	2m を超え、3m 以下		0.210		
吸込口 (GV、GVS)	0.1 m <sup>2</sup> 以下	個	0.126	1式	
	0.5 m <sup>2</sup> 以下		0.165		
	1.0 m <sup>2</sup> 以下		0.240		
掛煙器装置を含む)	1.6 m <sup>2</sup> 以下	組	0.330	1式	
	2.0 m <sup>2</sup> 以下		0.390		
	2.4 m <sup>2</sup> 以下		0.450		
掛煙器装置を含む)	長辺 0.5 m 未満	組	0.180	1式	
	1.0 m 未満		0.240		
	1.0 m 以上		0.330		

(注) 1. 「その他の」の単列数は、ダクト工とする。  
取外し撤去後再使用するの場合は、歩掛りに1.3を乗じた値とする。

改正前

ダクト <sup>1)</sup> 標準品撤去 (2/2)				ダクト工	その他	備考
細目	摘要	単位	ダクト工 [N]			
風量調節ダクトンバー (V D) 逆流防止ダクトンバー (C D)	0.1 m <sup>2</sup> 以下	個	0.126	1式		
	0.5 m <sup>2</sup> 以下		0.150			
	1.0 m <sup>2</sup> 以下		0.225			
	1.6 m <sup>2</sup> 以下		0.300			
	2.0 m <sup>2</sup> 以下		0.360			
防火ダクトンバー (F D) 風量調節・防火ダクトンバー (F V D) 防煙ダクトンバー (S D) 防火防煙ダクトンバー (S F D) ピストンダクトンバー (P D)	2.4 m <sup>2</sup> 以下	個	0.420	1式		取外し撤去後再使用する場合は、歩掛りに3名乗じた値とする。
	0.1 m <sup>2</sup> 以下		0.135			
	0.5 m <sup>2</sup> 以下		0.165			
	1.0 m <sup>2</sup> 以下		0.240			
	1.6 m <sup>2</sup> 以下		0.330			
2.0 m <sup>2</sup> 以下	0.390					
風量測定口		個	0.069	1式		
ピストンキヤップ		個	0.060	1式		
点検口 (ダクト用)	0.2 m <sup>2</sup> 未満	か所	0.090	1式		
	0.2 m <sup>2</sup> 以上		0.096			

(注) 1. 「その他」の歩掛りは、ダクト工とする。

改正後

ダクト <sup>1)</sup> 標準品撤去 (2/2)				ダクト工	その他	備考
細目	摘要	単位	ダクト工 [N]			
風量調節ダクトンバー (V D) 逆流防止ダクトンバー (C D)	0.1 m <sup>2</sup> 以下	個	0.126	1式		
	0.5 m <sup>2</sup> 以下		0.150			
	1.0 m <sup>2</sup> 以下		0.225			
	1.6 m <sup>2</sup> 以下		0.300			
	2.0 m <sup>2</sup> 以下		0.360			
防火ダクトンバー (F D) 風量調節・防火ダクトンバー (F V D) 防煙ダクトンバー (S D) 防火防煙ダクトンバー (S F D) ピストンダクトンバー (P D)	2.4 m <sup>2</sup> 以下	個	0.420	1式		取外し撤去後再使用する場合は、歩掛りに3名乗じた値とする。
	0.1 m <sup>2</sup> 以下		0.135			
	0.5 m <sup>2</sup> 以下		0.165			
	1.0 m <sup>2</sup> 以下		0.240			
	1.6 m <sup>2</sup> 以下		0.330			
2.0 m <sup>2</sup> 以下	0.390					
風量測定口		個	0.069	1式		
ピストンキヤップ		個	0.060	1式		
点検口 (ダクト用)	0.2 m <sup>2</sup> 未満	か所	0.090	1式		
	0.2 m <sup>2</sup> 以上		0.096			

(注) 1. 「その他」の歩掛りは、ダクト工とする。